

年 金

第5分冊

厚生年金基金

平成 28 年 1 月作成

公益社団法人  
日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表わすものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

平成27年度 テキスト部会（年金）

## 第5分冊 厚生年金基金

5.1 厚生年金基金制度の概要	1
5.1.1 創設の経緯	1
5.1.2 厚生年金基金制度の目的および性格	5
5.1.3 公的年金制度との関連	8
5.1.4 厚生年金基金制度の見直しの経緯	10
5.1.4.1 昭和60年改正について	10
5.1.4.2 昭和63年の改正内容	11
5.1.4.3 平成6年の改正内容	12
5.1.4.4 平成9年の改正内容	16
5.1.5 平成12年法改正について	21
5.1.6 平成16年法改正について	29
5.1.7 平成21年度の改正内容	35
5.1.8 平成26年度の改正内容	39
5.2 健全化法	40
5.2.1 概要等	40
5.2.1.1 経緯	40
5.2.1.2 趣旨	41
5.2.1.3 概要	41
5.2.2 特例解散等	43
5.2.2.1 納付額の特例	43
5.2.2.2 納付猶予の特例（納付計画）	44
5.2.2.3 清算型基金、清算未了特定基金	46
5.2.2.4 最低責任準備金の納付（前納）	46
5.2.3 財政運営等	47
5.2.3.1 最低責任準備金算定方法の見直し	47

5.2.3.2	健全化法施行後の財政運営の概要	48
5.2.3.3	健全化法施行後5年間の財政運営	48
5.2.3.4	健全化法施行後5年経過後の財政運営	49
5.2.3.5	その他の措置	50
5.2.4	上乗せ部分の支援策	51
5.2.4.1	確定給付企業年金（DB）への移行支援	51
5.2.4.2	確定拠出年金（DC）への移行支援	53
5.2.4.3	中小企業退職金共済（中退共）への移行支援	53
5.2.5	その他	55
5.2.5.1	解散等における認可基準の緩和	55
5.2.5.2	企業年金連合会に関する措置	55
5.3	厚生年金基金制度の設立および運営（本分冊の以降の記載内容はすべて「健全化法」施行以前）	56
5.3.1	設立の要件	56
5.3.1.1	設立の形態	56
5.3.1.2	人数規模	59
5.3.1.3	企業または業界の状況	60
5.3.2	基金の運営	62
5.3.2.1	代議員会	62
5.3.2.2	理事	63
5.3.2.3	監事	64
5.4	厚生年金基金制度の設計	66
5.4.1	加入員	66
5.4.1.1	設立事業所	66
5.4.1.2	加入員	66
5.4.1.3	加算適用加入員	68

5.4.2	標準給与	71
5.4.2.1	標準給与の意義	71
5.4.2.2	標準給与の基礎となる給与の範囲	71
5.4.2.3	標準給与の基準	72
5.4.2.4	給与の額の算定方法並びに標準給与の決定および改定の方法	73
5.4.2.5	老齢年金給付の額の算定の基礎となる標準給与	73
5.4.2.6	加算給与	74
5.4.3	給付の種類	76
5.4.3.1	代行型	76
5.4.3.2	加算型	77
5.4.3.3	共済型	78
5.4.4	給付の水準	79
5.4.4.1	設立認可基準	79
5.4.4.2	プラスアルファの算定方法	81
5.4.4.3	通知改正前のプラスアルファについて	81
5.4.4.4	通知改正後のプラスアルファについて	84
5.4.5	給付設計の変更	86
5.4.6	厚生年金基金が行う給付について	91
5.4.7	年金たる給付	92
5.4.7.1	老齢年金給付の支給要件	92
5.4.7.2	支給期間	95
5.4.7.3	年金額の算定方法	96
5.4.7.4	加算年金額の改定	103
5.4.7.5	選択一時金	106
5.4.7.6	加算給付の分割	109

5.4.8	一時金たる給付	110
5.4.9	グループ区分	111
5.4.10	年金給付の裁定	112
5.4.10.1	受給権の裁定	112
5.4.10.2	年金給付の支給期間および支払期月	112
5.4.10.3	未支給の年金給付等	113
5.4.11	掛金	115
5.4.11.1	掛金の徴収、負担および納付義務	115
5.4.11.2	掛金額の算定方法	117
5.4.11.3	基金から減少する事業所の掛金の負担	118
5.5	厚生年金基金制度の財政運営	121
5.5.1	財政運営基準の概要	121
5.5.2	財政運営の基本的な考え方	123
5.5.3	財政検証（財政決算）	124
5.5.3.1	収益および費用の認識	124
5.5.3.2	資産の評価	124
5.5.3.3	債務の評価	133
5.5.3.4	責任準備金	139
5.5.3.5	最低責任準備金	139
5.5.3.6	過去期間代行給付現価	141
5.5.3.7	政府負担金	143
5.5.3.8	最低保全給付	144
5.5.3.9	最低積立基準額	148
5.5.3.10	積立上限額	149
5.5.3.11	継続基準による財政検証	150
5.5.3.12	非継続基準による財政検証	151

5.5.4	財政計算	153
5.5.4.1	財政計算を行うべき場合	153
5.5.4.2	基準日	157
5.5.4.3	掛金の算定方法	157
5.5.4.4	最低積立基準額および最低責任準備金の確保	179
5.5.4.5	財政計算結果の取扱い	184
5.5.5	別途積立金	184
5.5.6	給付改善準備金	188
5.5.7	承継事業所償却積立金	189
5.5.8	年金経理から業務経理への繰入れ	190
5.5.8.1	趣旨	190
5.5.8.2	繰入れのできる基金	190
5.5.8.3	繰入れの限度額	191
5.5.8.4	繰入れの用途等	192
5.5.8.5	留意事項	193
5.5.9	指定年金数理人および継続的な財政診断	195
5.6	代行保険料率	196
5.6.1	代行保険料率の算定を行うべき基金	196
5.6.2	代行保険料率の算定の方法	198
5.7	指定基金制度	201
5.7.1	指定基金の指定および解除	201
5.7.2	健全化計画	201
5.8	厚生年金基金の合併・分割	204
5.8.1	合併	204
5.8.2	分割	205
5.8.3	権利義務の移転承継	206

5.8.4 設立事業所の増減	208
5.9 厚生年金基金の解散および移行	209
5.9.1 解散認可申請	209
5.9.2 確定給付企業年金への移行（代行返上）認可申請	213
5.9.3 将来期間の代行支給義務停止の認可申請	214
5.10 業務の委託	215
5.11 福祉施設	219
5.11.1 福祉施設の目的および財源	219
5.11.2 福祉施設の内容	220
5.11.3 実施の基準	221

(法令等の原則的基準日：2014年11月末日)



## 5.1 厚生年金基金制度の概要

### 5.1.1 創設の経緯

わが国の年金制度は、軍人、官吏等を対象とする恩給制度に端を発している。明治8年の軍人に対する恩給制度、明治17年の文官に対する恩給制度がこれである。その後、鉄道、専売等現業部門に共済組合制度が普及し、官庁関係に働く者の年金制度が確立されていった。

民間労働者に対する年金制度は、昭和14年に「船員保険法」、昭和17年に工場、鉱山に働く労働者を対象とする「労働者年金保険法」が施行された。この「労働者年金保険法」は、昭和19年に適用事業所の範囲も10人以上から5人以上に拡大され、また事務系の男子と女子にも拡大されて「厚生年金保険法」として施行されることとなった。これによって民間企業に働く人々にも長期保険制度が確立された。

昭和30年に入ると、わが国は高度経済成長期に入り民生の安定、物価の上昇等により賃金の上昇も急激であった。一方、人口の高齢化の進展と家族生活の変革により国民の年金や退職金に対する関心は急速に高まってきた。

このような背景により、自営業者やサラリーマンの妻など、共済年金や厚生年金保険で対象とされない者を対象とした年金制度の確立が待望され、昭和36年に本人拠出に基づく国民年金が発足し、全国民をカバーする公的年金制度が整い、ここに皆年金制度が実現した。

わが国の年金制度は、恩給制度をはじめとする公的年金を中心に発展してきたこともあり、企業年金に対しての税法上の優遇措置は行われておらず、従って、昭和30年代に入っても企業年金の普及はほとんど見られなかった。

企業年金については、退職金資金の負担の平準化、定年退職後の生活保障等の観点から、経営者の企業年金制度に対する認識は徐々に高まり、税制上の優遇措置に対する要望が、日経連、信託協会、生命保険協会等から政府関係当局に行われた。

適格退職年金制度は、昭和 37 年に、法人税および所得税法の一部改正により一定の要件を満たしている企業年金に対し、税法上の優遇措置が与えられるよう税法の整備が行われたことにより実現した。

これにより従来の社内年金や退職金から適格退職年金の移行が進み、企業年金時代を迎えることとなった。

厚生年金保険が昭和 39 年に第 2 回目の財政再計算を迎えるに当たり、社会保障審議会において厚生年金の給付内容の大幅な改善の検討が行われた。

事業主側からは、老後の保証という機能上の重複および負担の重複を理由に、厚生年金の大幅な給付改善の前提条件として、厚生年金と企業年金との調整を図ることが提案された。

この提案に対し、被保険者側は、社会保障を充実させるという観点からいえば、公的年金制度それ自体を充実拡充させるべきであり、また 5 人未満の事業所の強制適用等を考慮に入れると、これらの中小企業では、退職金制度すらもっていないので、調整措置といった関連を持つものは大企業だけにしか意味がなく、このような調整を行うことは厚生年金制度の後退であるとして反対の立場に立っていた。

このように「調整年金構想」については、意見の相違はあったものの厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 104 号）が昭和 40 年 6 月 1 日に衆議院本会議にて成立し、同日付で法律第 104 号として

公布された。同法により、当時としては画期的ともいえる給付改善（いわゆる1万円年金）が実現するとともに、次の通りの内容をもった厚生年金基金制度が実現することになった。

- ① 厚生年金保険の報酬比例部分の給付に相当する部分と同等またはそれ以上の給付を行う年金制度を新しく設け、厚生年金保険の報酬比例部分給付に相当する部分については、その年金制度から支給する。
- ② 調整の対象は厚生年金保険の報酬比例部分とする。従って、定額給付部分については、従来どおり厚生年金保険の適用を受ける。また、調整は厚生年金保険のうちで、老齢年金のみを対象とし、遺族年金、障害年金などは、国の社会保障に任せる。国の社会保障に任せる部分の保険料は、定額部分の保険料とともに納付し、厚生年金保険給付を受ける。すなわち、調整の方式としては、一部代行方式とする。
- ③ 労使協議により、退職金または既存の企業年金を新しい年金制度に移行し、より充実した年金を受け取る制度とする。
- ④ 公法人たる性格を有する厚生年金基金を設立し、掛金の徴収、給付の支払等の業務を行う。

なお、基金はイギリスの適用除外制度（Contracted out）を参考としているが、次のような点において異なっている。

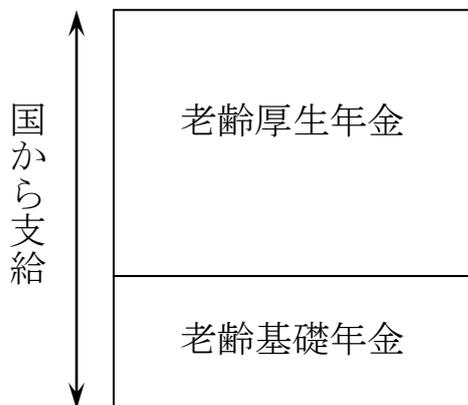
イギリスの適用除外制度は、被用者が個人を単位として公的年金の適用を除外され、企業年金へ任意に加入する私的年金であり、給付について最終的には何らかの保障がないこと、また脱退の場合これを政府に引き継ぐ事務が膨大である等の問題点を有していた。

これに対しわが国の基金制度は、個人単位ではなく事業所単位に強制加入の建前をとっていること、企業倒産などによって基金が解散したと

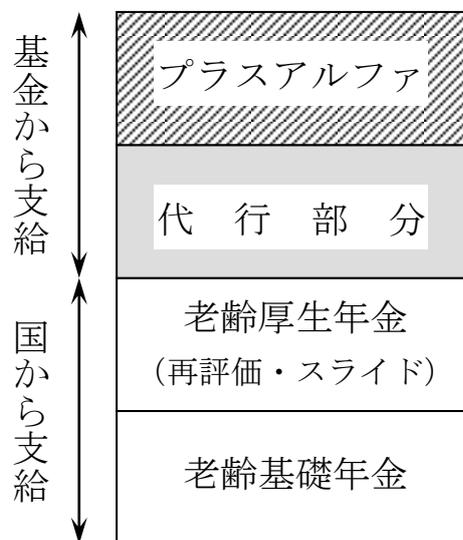
きは、代行部分相当につき政府がこれを保障する仕組み、また中途脱退者については一元的に厚生年金基金連合会が引き継ぐ仕組み等を有するものとなっている。

昭和 48 年には厚生年金の制度改正が行われ、給付水準の引上げ、過去の標準報酬の再評価、物価スライド制の導入などを内容とする大幅な給付改善が実施された。これに伴い、厚生年金基金の加入期間に係る過去の標準報酬の再評価と物価スライド制の導入による給付改善分については、老齢年金の定額部分の支給とあわせて政府から支給されることとなったため、厚生年金基金は、報酬比例部分の再評価および物価スライド以外の部分、つまり報酬比例部分の一部を代行する制度となった。

【厚生年金基金がない場合】



【厚生年金基金がある場合】



## 5.1.2 厚生年金基金制度の目的および性格

基金制度の目的は、政府の行う厚生年金保険の報酬比例の部分を代行すると同時に、報酬比例の部分を上回る給付水準を実現し、加入員の老後の所得保障の一翼を担うことにある。基金制度の特徴を列記すると次のとおりである。

- ① 基金の目的は、加入員の老齢について給付を行い、もって生活の安定と福祉の向上を図ることにある。
- ② 基金は、厚生年金保険法によりその設立を認められる特別法人であり、健康保険組合と同様な公法人としての性格を有する。  
なお、基金制度における年金事業の主体は、特別法人である「基金」が行う。
- ③ 基金の年金給付は、政府の行う年金給付の水準を必ず上回るものでなければならない。

基金制度の最大の特徴は、基金が能力に応じ給付水準を決定し、加入員に厚生年金保険を上回る年金給付を実現することにある。

給付水準について法では最低限度を明記していないが、設立認可基準等で厚生年金保険の報酬比例の部分を5割以上上回ることとされている。（給付水準の最低限度は、平成13年に3割から1割に、平成17年に1割から5割に変更）ただし、平成17年3月末日において既設の厚生年金基金は1割以上上回ることとされている。

基金が行う年金事業は、厚生年金保険の一部を肩代わりする代行部分とそれに上乗せするいわゆる企業年金部分から成り立っており、基金の法定給付事業である年金給付の他に一時金給付事業を行う。

- ④ 基金が厚生年金保険の報酬比例の部分を代行することに伴い、一定限度の保険料を政府へ納めることが免除される。

- ⑤ 基金の名称中には、厚生年金基金という文字を用いなければならない、また基金でないものが基金の名称を用いることも禁じられている。
- ⑥ 基金は、設立、規約変更、解散等の多くの事項を通じて、国の監督・規制に服している。
- ⑦ 基金の設立認可により、当該基金の設立事業所の被保険者のすべてが強制的に加入員になる。
- ⑧ 基金の役職員は、刑法等の適用について公務に従事する職員とみなされる。
- ⑨ その他、公法人としての基金の行う業務は次のようなものがある。
- ・ 基準給与の決定または改定
  - ・ 年金給付もしくは一時金給付の決定
  - ・ 掛金または徴収金の賦課および徴収
  - ・ 滞納処分
- ⑩ 基金は、基金を設立する適用事業所の事業主およびその適用事業所に使用される被保険者（加入員）でもって組織される。
- 厚生年金保険法で規定する適用事業所でない事業所は、設立事業所となることができない。また、同一企業内に属する適用事業所は全て同一の基金の設立事業所となることを建前としている。
- ⑪ 基金は意思決定機関である代議員会、執行機関である理事会を設け、それらは事業主と加入員とそれぞれ半数で構成することになっている。
- ⑫ 基金は、加入員および加入員であった者に対して、年金給付を行うと同時に、これらの者の福祉の増進を図るために、福祉施設を実施することができる。

(注) 基金と健康保険組合の差異について

基金は、法人格、組織、機関等においては、健康保険法により設立される健康保険組合の場合と同様であるため、類似のものといえるが、その行う事業および本体制度との関係から機能的には次のような相違がある。

- a. 健康保険組合は健康保険法でも明らかなように、政府と同じ保険者としての機能が付与されており、健康保険組合の行う医療保険事業は、政府の代行である。

基金は、厚生年金保険の報酬比例の部分を超える年金額の支給が多く部分を占めており、基金独自の制度設計により行われることが多い。

- b. 健康保険組合制度では、政府が行う健康保険事業の全てを行うが、基金制度では、厚生年金保険の報酬比例の部分（標準報酬の再評価および物価スライド部分を除く）を代行しており、遺族年金、障害年金等については、政府が管掌している。

### 5.1.3 公的年金制度との関連

厚生年金基金制度は、厚生年金保険制度を基礎として成り立っているため、厚生年金保険、国民年金とも密接に関連している。主な内容は次のとおりである。

- ① 基金の加入員は、必ず厚生年金保険および国民年金の被保険者でなければならない。昭和 60 年 4 月に国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、昭和 61 年 4 月から基礎年金制度が発足した。このため基金の加入員は厚生年金保険の被保険者であると同時に国民年金の被保険者（第 2 号被保険者）になることとなった。
- ② 基金を設立できる事業所は、厚生年金保険法上の適用事業所でなければならない。
- ③ 基金が支給する年金給付は、厚生年金保険の老齢厚生年金の報酬比例の部分を 5 割以上上回るものであること。ただし、平成 17 年 3 月末日において既設の厚生年金基金は 1 割以上上回るものであること。
- ④ 基金の加入員であった期間は、老齢厚生年金の報酬比例の部分の計算の基礎から除外される。

なお、基金の加入員に対しては、老齢厚生年金の被保険者期間のうち加入員であった期間を除外した期間があればその期間に見合う報酬比例の部分、基金の加入員であった期間を含めた老齢年金の物価スライド部分および標準報酬の再評価による増加分、国民年金の基礎年金、加給部分、遺族年金、障害年金および障害一時金が厚生年金保険から支給される。

- ⑤ 基金が支給する年金給付に要する費用にあてる掛金の総額は、常に当該基金の全加入員が加入員でなかったとした場合に報酬比例の部分に見合って負担することとなる保険料の総額を下回ることの

ない額でなければならない。

- ⑥ 基金の掛金は、厚生年金保険のように修正積立方式によることは認められておらず、事前積立方式によるものとする。
- ⑦ 昭和 61 年 4 月の厚生年金保険法改正に基づく国庫負担金廃止に伴い、基金の年金給付の費用負担の一部として、政府負担金が支払われる。
- ⑧ 昭和 17 年 4 月 2 日以降に生まれ、昭和 61 年 4 月 1 日前の加入員期間のあるものについて、年金給付に要する費用を超えて積み立てられている額を政府負担金から控除する。

## 5.1.4 厚生年金基金制度の見直しの経緯

### 5.1.4.1 昭和60年改正について

厚生年金本体の給付水準等の見直しが行われたことにより、厚生年金基金の給付水準、国庫負担等の面で以下の改正が行われた。

- (1) 昭和61年4月から厚生年金本体の給付乗率が10/1000から7.5/1000に改正されたことに伴い、代行部分について厚生年金基金の給付水準も7.5/1000相当額を超えるものでなければならないこととされた。このため、積立金については、代行部分の給付に見合うものとして8/1000の給付乗率（10/1000から国庫負担2割を控除した乗率）に見合う積立を行っていたが、新制度では7.5/1000の乗率に見合うものとされた。
- (2) 従来は、厚生年金本体と同様に、厚生年金基金の代行部分についても2割の国庫負担が行われていたが、新制度では国庫負担を基礎年金に集中一元化することになり、従って、厚生年金基金制度の代行部分への国庫負担は廃止された。

またこの改正に併せて、厚生年金基金の業務受託機関の拡大が行われ、信託銀行または生命保険会社以外に、政令で定める法人にも厚生年金基金の業務の一部を委託することができるようになった。

政令で定める法人とは、次に定める要件に該当するものとして、厚生労働大臣が指定した法人とされた。

- ① 年金数理に関する業務について厚生労働省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が実施するものであること。
- ② 厚生年金基金から委託される給付および掛金等に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

- ③ 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。

#### 5.1.4.2 昭和 63 年の改正内容

厚生年金基金の内容をより充実するため、また幅広い分野への普及のために、以下のとおり所要の改正が行われた。

##### 《年金給付の充実のための措置》

##### (1) 年金給付の努力目標水準の設定

厚生年金基金の年金給付の充実を図るために、給付水準について努力水準が設けられ、代行部分の年金給付の 2.7 倍の給付水準が目標とされた。現在この 2.7 倍は、平成 12 年の法改正における給付水準の 5%適正化に伴い、2.84 倍となり、さらに、平成 16 年の法改正により、3.23 倍となっている。

なお、年金積立金にかかる特別法人税について、給付水準がこの努力目標水準までの場合は、非課税となっている。

##### (2) 年金給付の通算制度の充実

厚生年金基金の中途脱退者の給付を改善するため、脱退一時金として支払われていたプラスアルファ部分の給付についても、脱退一時金相当額を連合会に移換し、基本部分の年金給付に加算して年金給付として支給できるよう、連合会の通算制度が改善された。

##### (3) 解散基金加入員の年金給付の確保事業（支払保証事業）

母体企業の倒産や経営悪化などにより厚生年金基金が解散したときは、厚生年金基金連合会において、厚生年金基金のプラスアルファ部分として一定額の年金支払いを確保する支払保証事業を実施する途が開かれた。

## 《厚生年金基金の普及のための措置》

### (1) 小規模基金の事務共同処理

小規模な基金の事務負担を軽減するために、厚生年金基金連合会において、基金業務の委託を受けて共同処理できる途が開かれた。なお、この事務共同処理は平成 16 年度末をもって廃止された。

### (2) 年金数理の適正化

厚生年金基金の年金数理が重要なものとなることを鑑み、より一層、厚生年金基金の年金数理を適正に処理するため、厚生年金基金および厚生年金基金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認することとされた。

続いて平成元年には、資産運用に関する事項についての改正が行われ、一定の範囲内で投資一任契約による運用や自家運用が認められることとなった。

#### 5.1.4.3 平成 6 年の改正内容

わが国の平均寿命の長寿化に伴い「人生 80 年時代」を迎える本格的な高齢化社会に突入していく一方で、年金制度の担い手である現役世代の人たちが減少していくという状況の中、国民の生活設計の支柱である公的年金制度の在り方を見直して、本格的な高齢化社会に相応しい年金制度とすることが要請された。

このような中、これまでの「60 歳引退社会」を前提としていたものから「65 歳現役社会」を実現するために相応しい年金制度とすること、また将来にわたり盤石な安定した年金制度とするために、年金受給世代と現役世代の負担のバランスを図ることを基本的な考え方として、公的年

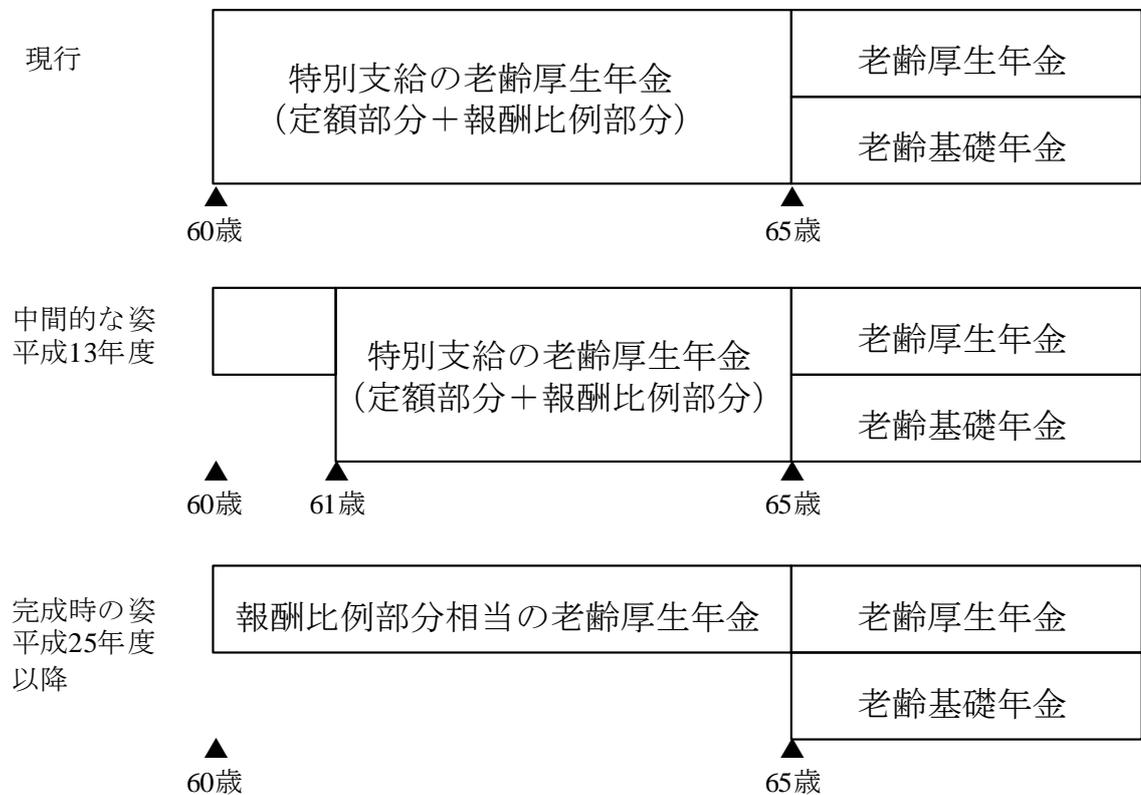
金制度において所要の改正が行われることとなった。

厚生年金の改正は主に次の通りである。

(1) 60歳前半の老齢厚生年金の見直し（平成13年度から実施）

男子については、平成13年度から平成25年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ、60歳以上65歳未満の者に支給する特別支給の老齢厚生年金を、段階的に報酬比例部分相当の老齢厚生年金へ切り替えることとなった。

【特別支給の老齢厚生年金の段階的な切替え】



(2) 在職老齢年金の改善（平成7年4月実施）

従来の在職老齢年金の仕組みを見直し、高齢者雇用の促進の観点から、賃金の増加に応じて賃金と年金の合計収入が増加するような

仕組みへと改善された。具体的な仕組みは次の通りである。

- ① 在職中は 2 割の年金を支給停止する。賃金と年金（8 割支給）の合計額が 22 万円に達するまでは、賃金と年金（8 割）は併給する。
- ② 賃金と年金（8 割）の合計額が 22 万円を上回る賃金がある場合は、更に賃金の増加 2 に対し、年金額 1 を停止する。
- ③ 賃金額が 37 万円を超える場合は、更に賃金が増加した分だけ年金を停止する。

【老齢厚生年金：30万円 標準報酬月額：40万円 の場合】

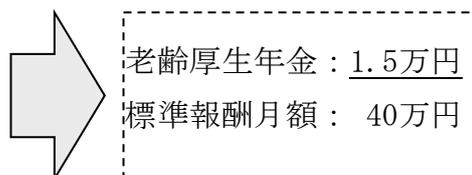
2割支給停止後の老齢厚生年金：24万円	
+	標準報酬月額：37万円
<hr/>	
合計：61万円	

うち22万円を超過する部分：39万円

<2割停止以外の支給停止部分>  
22万円を超過する部分の1/2：19.5万円  
報酬が37万円を超過する部分：3万円

---

支給停止額：22.5万円



老齢厚生年金：1.5万円  
標準報酬月額：40万円

### (3) 雇用保険法による給付との併給調整（平成 10 年 4 月実施）

従来、老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は併給されていたが、本来、職業生活から引退した者に対する所得保障である老齢厚生年金と、就業意欲があり働き続けようとする者の所得保障である失業給付の併給は不合理である。また、併給した場合の合計額は相当の額に達しており、社会保障としては過剰であり、高齢者の就業意欲を阻害する面もあった。

このような観点から、両方の給付が支給されることとなった場合は、失業給付を優先し、65 歳未満の者に支給される老齢厚生年金の

支給を停止することとした。

雇用保険保険法の改正により平成7年4月1日に高年齢雇用継続給付制度が創設、これにより賃金額が60歳到達時に比べて相当程度低下した状態で雇用を継続する60歳以上65歳未満の者に対して、賃金の25%を限度に給付を行うこととなった。

高年齢雇用継続給付についても、高齢者の就業意欲と働く能力に応え、定年後の雇用継続を進めるものであり、失業給付と同質の給付であることから、在職老齢年金について一定の調整が行われた。

その他に、過去の標準報酬について賃金の上昇に応じて一定率を乗じる再評価の方法の見直し、育児休業期間中の本人負担分の厚生年金保険料の免除、遺族年金および障害年金の改善等の改正が行われた。

厚生年金本体の改正に伴い、厚生年金基金においても次のとおり改正が行われた。

(1) 免除保険料率の設定方法の改善（平成8年4月実施）

改善前における厚生年金基金の免除保険料率は、一律32/1000と定められていたが、これを各基金における代行給付の支給に必要な代行保険料率（5.6参照）を基準として、厚生労働大臣が各基金ごとに決定した率とすることとなった。

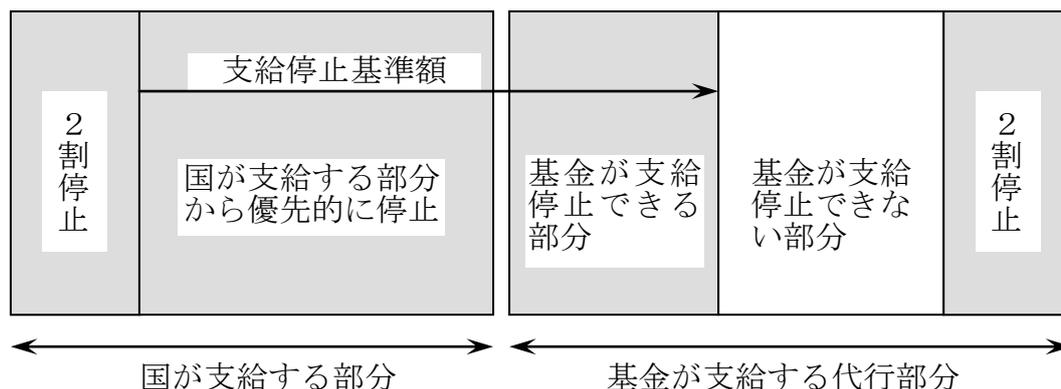
ただし、当分の間、免除保険料率は24/1000から30/1000の範囲内で決定するものとされた。（総報酬制が導入される前の免除保険料率は32/1000から38/1000の範囲であった。）

(2) 基金の在職年金の改善（平成7年4月実施）

国の年金制度の改正に伴い、厚生年金基金の在職老齢年金の仕組みが変更された。

従来代行部分の年金給付は、標準報酬月額に応じて2割から8割の支給停止が行われていたが、これが代行部分の2割と国が支給する年金（本体年金を優先で支給停止）では支給停止しきれない部分の合計額が支給停止可能とされた。

#### 【厚生年金基金の在職年金の支給停止】



#### (3) 雇用保険法による給付との併給調整（平成10年4月実施）

厚生年金基金の代行部分の給付についても、失業給付を受けている場合には全額停止することができること、また高年齢雇用継続給付を受けている場合の支給停止額の調整を行うことができることとなった。

#### (4) 育児休業期間中の掛金免除（平成7年4月実施）

育児休業をしている被保険者の申出により保険料の本人負担分が免除されることに伴い、厚生年金基金においても、代行部分の本人負担掛金について、加入員の申出により免除されることとなった。

#### 5.1.4.4 平成9年の改正内容

厚生年金基金制度は、昭和41年の制度発足以降、右肩上がりの経済成長を背景に順調に発展してきた。しかし、バブル経済崩壊後の急激な経済金融情勢の変化や産業構造の変化の影響を受けて、基金の財政状況は悪

化し、一部の基金においては解散に至る事態となった。

厚生年金基金制度の創設以来、基金制度の大きな見直しは行われておらず、昨今の運用環境の変化や基金自体の規模・成熟度が多様化する中においては、画一的な規制や不十分な財政検証体制など潜在的に抱えていた制度的な問題および運営上の問題が浮き彫りになったと考えられる。

このような状況のもと、平成7年9月に「厚生年金基金制度研究会」（当時の厚生省年金局長の私的研究会）が設置され、厚生年金基金制度全般の見直しが行われ、平成8年6月に報告書がとりまとめられた。

報告書では、厚生年金基金の財政悪化の要因をバブル経済崩壊による経済金融情勢の激変としながらも、財政運営上の画一的な規制や財政安定化のための措置が不十分であったこと、また画一的で厳格な運用規制による運用関係者の責任意識の希薄化、更には不十分な情報開示など、制度自体にも問題があったことが指摘されており、今後は産業構造や経済金融情勢の変化に柔軟に対応できるよう、厚生年金基金制度の再構築を行っていく必要があるとしている。

報告書の提言は多岐にわたっている為、関係者の調整が整ったものから、順次、年金審議会の上を承を得つつ実施することとなり、平成9年度より実施された具体的な内容は次の通りである。

## 厚生年金基金制度研究会報告書要旨

### 1. 基金制度見直しの必要性

### 2. 基金制度見直しに当たっての基本的な考え方

- 基金財政の安定化と受給権の保全
- 社会経済環境の変化などに対応した柔軟な仕組みと基金の自己責任原則の確立
- 情報開示の推進

### 3. 基金制度見直しの具体策

#### (1) 基金の財政運営のあり方

- 基礎率設定の弾力化、過去勤務債務償却の弾力化など 柔軟な仕組みとする

#### (2) 代行制度のあり方

- 免除保険料率の上下限の撤廃など、厚生年金本体との一層の財政的中立性を確保する方向で見直す

#### (3) 基金財政に関する関係者の責務、チェック体制のあり方

- 年金数理人の役割と責任の明確化、非継続基準による財政検証、基金運営についての情報開示の推進

#### (4) 資産運用のあり方

- 資産運用関係者の責任の明確化、基金の資産運用管理体制の充実、5・3・3・2規制の早急な撤廃

#### (5) 支払保証制度のあり方

- 積立水準検証事業の充実、保証範囲・保険料率のあり方の見直し

#### (6) 給付設計のあり方

- 給付設計の変更の弾力化、拠出建ての給付設計の導入

## <平成9年度からの実施事項>

### (1) 予定利率設定の弾力化

基金が掛金等の計算に用いる予定利率については、全基金一律5.5%とされてきたが、平成9年度以降は一定の基準の下で、基金が主体的に設定できるようになった。

### (2) 非継続基準による財政検証の導入

加入員、受給者の受給権保全の観点から、最低限保全すべき受給権の範囲（最低保全給付）を明確化し、毎年度決算時にこの給付債務（最低積立基準額）に見合う積立金を保有しているかどうかの検証を行うこととなった。

### (3) 給付水準の変更の弾力化

従来、基金が給付設計を変更する場合には、給付水準の引下げはできない取扱いとなっていたが、母体企業の経営悪化など一定の事由に該当していること、加入員の同意を得ていることなどを条件に、この取扱いが緩和された。

### (4) 解散認可基準の明確化

代議員会の定数の4分の3以上の多数の議決により行う、いわゆる自由意思解散については、厚生労働大臣の認可が必要とされているが、行政手続きの透明性確保の観点から、解散認可基準について明確化された。

### (5) 指導監査の充実

財政の早期健全性の観点から、財政上問題がある、または問題があると考えられる基金を重点的に指導監査するため、一定の要件に該当する基金について、本省の監査対象とし、財政健全化を指導するとともに、改善状況について報告を求めることとなった。

(6) 指定年金数理人制度の導入

基金の財政運営の弾力化に伴い、基金財政を早期にチェックできる体制を整備するため、基金は、基金財政の継続的な診断および助言を行う年金数理人を定め、厚生労働省に届け出るものとなった。

指定年金数理人は、決算書等の財政関係書類の確認およびこれに伴う所見の記載を行うとともに、業務報告書による継続的な財政診断を行う。

(7) 資産評価の時価基準への移行

基金の資産は簿価（取得時の価格）で評価してきたが、基金財政の健全化や資産運用の効率化の観点から、基金の資産は時価基準で評価することとなった。

(8) 過去勤務債務の償却の弾力化

過去勤務債務の償却期間については、これまで最短 7 年とされていたが、最短の償却期間が 3 年に短縮された。また、残高比例償却（定率償却）についても新たに行うことができるものとなった。

(9) 財政方式の選択肢の拡大

基金の掛金の拠出計画である財政方式として、これまで、開放基金方式、加入年齢方式、閉鎖型総合保険料方式が用いられてきたが、予測単位積立方式を用いることができることが明確化された。

### 5.1.5 平成 12 年法改正について

公的年金制度は、少なくとも 5 年ごとに、年金財政の長期的な見直しを作り直すこと（財政再計算）が義務付けられており、「将来世代の負担を過重なものとしないう、将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるようこれからの給付総額の伸びを調整する」という基本的な考え方のもと、平成 11 年財政再計算が実施された。

その結果、保険料負担については、本来ならば今後の少子高齢化に伴う年金受給者の増加などを考慮すると、今後も保険料の引上げは不可避となるところではあったが、現在の厳しい経済環境を鑑み、平成 12 年法改正では保険料の引上げは凍結（17.35%）されることとなった。

一方、給付については、将来に向けて給付総額の伸びを抑え、平成 37（2025）年度時点で支出総額を 2 割程度調整していくことが必要となり、給付総額の伸びを調整するための方法として、

- ・ 報酬比例部分の給付水準について 5%適正化
- ・ 65 歳以降の賃金スライドの廃止
- ・ 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げおよび繰上げ年金制度導入
- ・ 60 歳台後半の在職老齢年金の導入

という 4 つの手法が講じられることとなった。

その他に、現行制度の改善策を講じるということで、次のような改正もあわせて実施された。

- ・ 育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分免除
- ・ 標準報酬月額の上下限改定
- ・ 総報酬制の導入

このように公的年金制度が改正されたことに伴い、厚生年金基金制度においても、次のとおり所要の改正が実施されることとなった。

<厚生年金基金制度の改正>

(1) 免除保険料および最低責任準備金の凍結（平成 11 年 10 月施行）

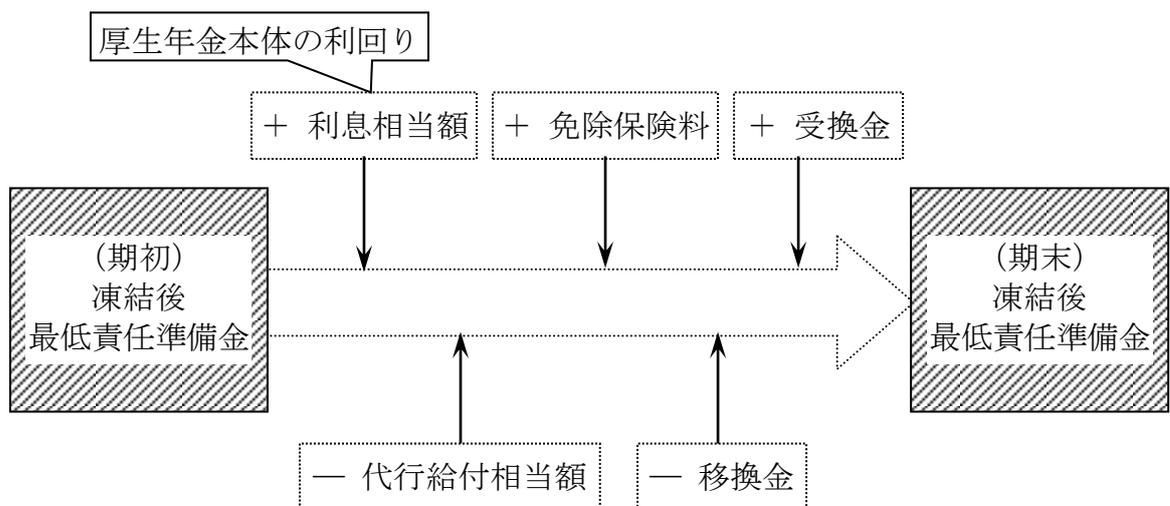
厚生年金保険の保険料率が据え置かれることとなったことに伴い、暫定措置として、厚生年金基金の免除保険料率についても同様に凍結されることとなった。

当分の間、厚生年金基金の免除保険料率の算定において、予定利率は 5.5%、予定死亡率は平成 11 年 9 月改正前に据え置かれるとともに、代行給付についても法改正前（給付水準の 5%適正化前）の給付水準を基礎として算定するものとなった。

また、免除保険料率が凍結されたことに伴い、代行部分の運営に支障が生じないように、凍結期間中の特例として、最低責任準備金の算定方法が変更された（平成 11 年 10 月より凍結）。

凍結後は、平成 11 年 9 月末時点で従来の方法により算定された最低責任準備金を厚生年金本体の実績利回りで付利したものに、代行部分に係る掛金収入と給付費の差額を加えていく方法となった。

(5.5.3.5 参照)



(2) 報酬比例部分の水準適正化（平成 12 年 4 月施行）

厚生年金において、給付と負担の均衡を図りつつ、将来世代の負担を過重なものとしないうため、報酬比例部分の給付水準が 5%適正化されることに伴い、厚生年金基金においても、新乗率に基づき老齢厚生年金の給付を代行することとなった。（7.5/1000→7.125/1000）

ただし、施行日において 60 歳以上である者および既に老齢厚生年金の受給権を有する者については、厚生年金基金は旧乗率に基づき算定した給付を代行する。

なお、給付水準が 5%適正化されたものの、凍結期間中は法改正前の代行給付を前提とした免除保険料収入となっていることから、財政運営における数理債務の算定、掛金率の計算等については、給付水準 5%適正化前の給付乗率に基づき行うこととされた。

なお、代行部分の給付水準が 5%適正化されたことに伴い、厚生年金基金が支給する年金の給付水準の努力目標水準は、代行給付の 2.7 倍から 2.84 倍に置き換わることとなった。

(3) 育児休業期間中の保険料免除（平成 12 年 4 月施行）

育児休業期間中の加入員についての厚生年金保険料の負担に関しては、平成 7 年 4 月から本人負担分が免除されていたところであるが、今回、事業主負担分についても免除されることとなった。

(4) 基金間の権利義務の移転および承継（平成 12 年 4 月施行）

企業合併や企業再編等により、事業所が加入していた基金を脱退し、他の基金の設立事業所となる場合に、基金および事業所等の同意を得るなど一定の条件の下で、脱退した基金の加入員であった期間に応じて年金給付および一時金給付の支給に係る権利義務を基金間において移転することが認められるようになった。

(5) 掛金の上場株式による拠出について（平成 12 年 4 月施行）

企業が掛金を抛出しやすい仕組みを整備し、積立不足の円滑な解消ができるように、一定の条件（令第34条の2に規定されている）の下で、積立不足の解消に充てるための掛金の全部または一部を、上場株式で抛出できるようにした。

(6) 標準報酬の上下限改定（平成12年10月実施）

保険料率等の算定基礎となる標準報酬等級が、賃金の動向に対応して、平成12年10月より、下限の9万8千円から上限の62万円までの30等級とすることとなった。（改定前は、下限9万2千円から上限59万円までの30等級）

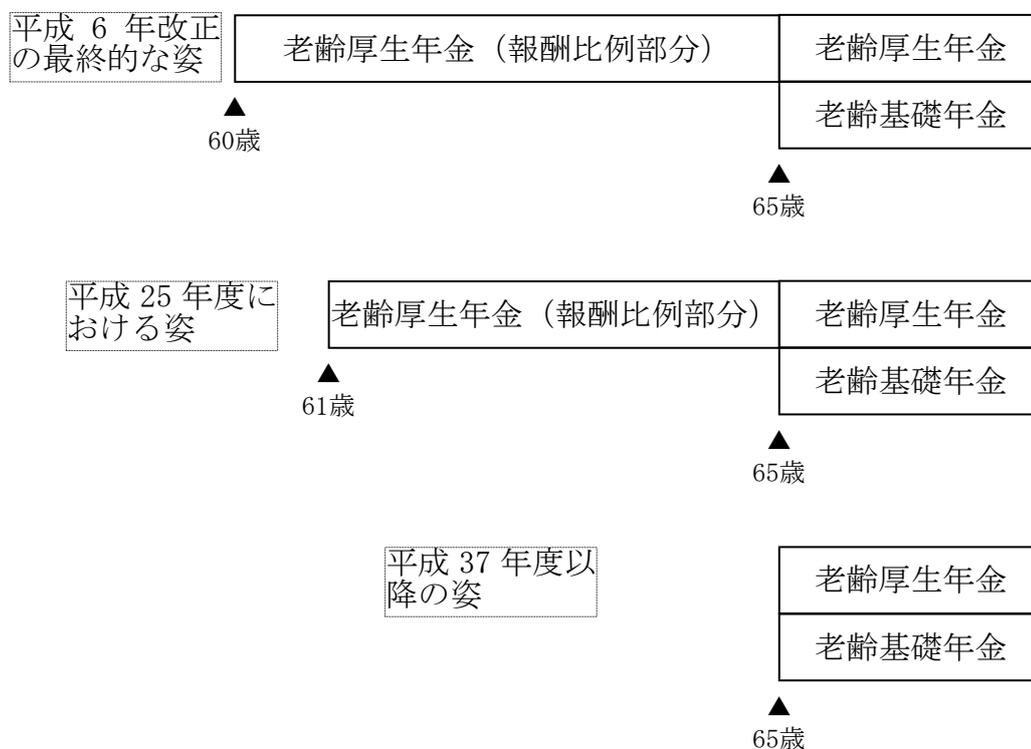
(7) 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ（平成14年4月施行）

平成6年改正において、老齢厚生年金のうち定額部分の支給開始年齢が、平成13年度から段階的に65歳へ引上げられたが（5.1.4.3参照）、平成12年改正では、報酬比例部分についても段階的に65歳へ引上げられることとなった。

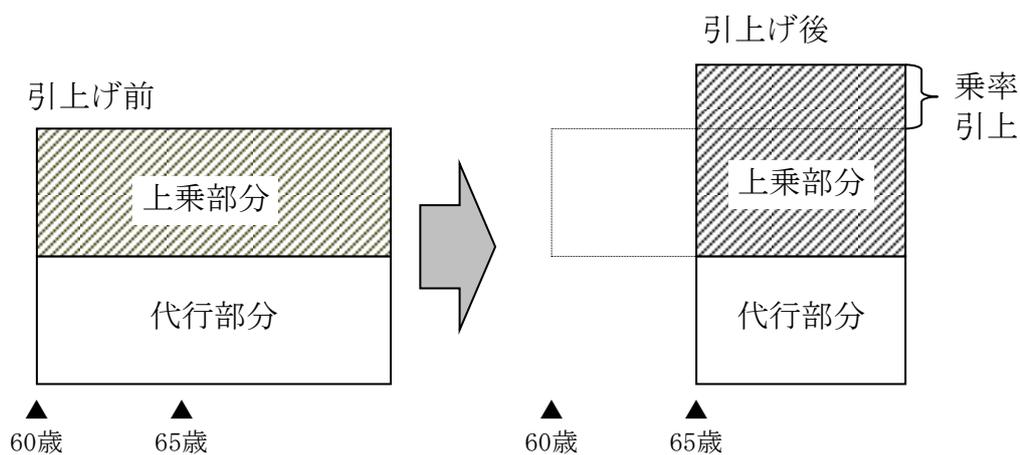
これに伴い、厚生年金基金の代行給付の支給開始年齢についても同様に65歳へ引上げられることとなった。

一方、上乘せ部分については、支給開始年齢を60歳に据え置く給付設計も可能であるが、65歳に引上げる場合にあっては、プラスアルファ部分の総給付現価が減少しないよう給付乗率を引上げる対応が求められた。（基本部分の上乗せ乗率が0.1/1000である場合は、乗率0.1/1000のまま支給開始年齢を引上げたとしても、給付減額には該当しない取扱いとされた。）

## 【老齢厚生年金（報酬比例部分）の段階的引上げ】



## 【支給開始年齢引上げによる給付乗率の変更】



網掛け部分の総給付現価が減少しないよう乗率を引上げれば給付減額には該当しない取り扱いとなっている。

(8) 60歳台後半の在職老齢年金の導入（平成14年4月実施）

少子高齢化の進展に伴い、若年世代の保険料負担が上昇していく中で、十分な賃金を得ることができる高齢者が保険料負担を免除され、かつ、満額の年金給付を受けることは、若年世代の理解が得にくいと考えられる。

また、賃金のある高齢者については、なお現役として年金制度を支える側に立ってもらうことが望ましいと考えられることから、平成14年4月1日より、65歳以上70歳未満の被用者についても、60歳以上65歳未満の被用者と同様に厚生年金の被保険者として保険料の納付を求めることとした。

これに伴い、厚生年金基金においても、設立事業所に使用される65歳以上70歳未満の被保険者を基金の加入員として、基金の掛金を徴収することになる。

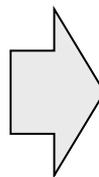
なお、65歳以上70歳未満の被用者については、当該被用者の標準報酬月額に応じ、厚生年金本体から支給される報酬比例部分の年金の全部または一部を支給停止することに伴い、基金においても、厚生年金本来から支給される報酬比例部分の年金が全額支給停止されている場合には、当該被用者の標準報酬月額に応じ、基金は支給する年金の全部または一部を停止することができる。

【老齢厚生年金：30万円 標準報酬月額：40万円 の場合】

	老齢厚生年金：30万円
+	標準報酬月額：40万円
<hr/>	
	合計：70万円

うち37万円を超過する部分：33万円

<支給停止部分>  
37万円を超過する部分の1/2：16.5万円



老齢厚生年金： <u>13.5万円</u>
標準報酬月額：40万円

ただし、既に平成14年4月1日前に老齢厚生年金の受給権を取得した老齢厚生年金については、基金は、年金を支給停止することはできない。

(9) 総報酬制の導入（平成15年4月実施）

厚生年金基金制度の保険料は、標準報酬月額に対して17.35%、賞与に対して1%を労使折半で負担し、標準報酬月額のみを基礎に年金額を算定してきたところである。

しかし、月給が多い者ほど年収に占める賞与等の比率は大きい傾向にあり、従って、月給と賞与を区別して著しく異なる水準の保険料率を当てはめることで、現役世代内に負担の不公平性が問題となっていた。また年棒制の導入などにより、月給と賞与等の区分が不明確になってきていた。

そこで、月給と賞与等に同一の保険料率(13.58%)を適用するとともに、賞与等も標準報酬月額と同様に年金額算定の基礎とする総報酬制が平成15年4月から導入されることとなった。

総報酬制の導入は、保険料の増収を目的とするものではないため、制度の導入に伴い、保険料率を17.35%から13.58%に引下げるとともに、給付増額とならないように給付乗率も7.125/1000から5.481/1000に引下げられた。

また、在職老齢年金制度での支給停止基準額は「総報酬月額相当額」（「標準報酬月額」と「老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日の属する月以前の1年間の標準賞与額の総額を、12で除して得た額」の合計額）に基づく金額となり、「22万円」は「28万円」に、「37万円」は「48万円」に引き上げられた。（この実施は、総報酬制の導入1年後の平成16年4月からである。）

これに伴い、厚生年金基金においても、この総報酬制の導入に伴

う対応を行っていくこととなった。

(注1) 全被用者の月給に対する平均賞与支給割合を 0.3 として、  
保険料率は、 $13.58\% = (17.35\% \times 1 + 1\% \times 0.3) / (1 + 0.3)$ 。

(注2) 給付乗率は、 $5.481 = 7.125 / (1 + 0.3)$ 。

### 5.1.6 平成 16 年法改正について

平成 16 年法改正は、「社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること」および「多様な生き方、働き方に対応して、より多くの人々が能力を発揮できる社会につながるような公的年金制度としていくこと」を基本的な考え方のもと実施された。

これまでは、5 年毎の財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、まず給付水準を設定し、そこから将来必要な保険料水準を設定するという方法（給付水準維持方式）であったが、平成 16 年財政再計算では、

- ・ まず、保険料の引上げを極力抑制しつつ、将来の保険料の上限を設定して固定し、
- ・ その保険料上限による収入の範囲内で給付水準を調整する（マクロ経済スライド）

というように、新しい給付と負担の見直しの方法（保険料水準固定方式）が導入された。

また、従来まで、将来にわたるすべての期間について給付と負担の均衡を図る永久均衡方式がとられてきたが、平成 16 年財政再計算より、すでに生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間、つまり 100 年程度（平成 16 年財政再計算では 95 年）の期間を設定し、この期間について給付と負担の均衡を図る有限均衡方式により財政計算が行われることとなった。

その結果、保険料率は、平成 16 年 10 月より毎年 0.354% ずつ引き上げられ（平成 17 年度からは 9 月引き上げ）、平成 29 年 9 月以後は 18.3% となった。

今後の財政再計算では、定期的（5 年毎）に、その時点における長期的

(100年程度)な財政収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証(財政検証)が行われることとなる。

上記に加え、主なものとして、次のような制度改正が行われた。

(1) 在職老齢年金制度の見直し等

- ① 60歳台前半の在職老齢年金制度の見直し等(平成17年4月実施)  
60歳台前半の在職老齢年金の一律2割支給停止措置が廃止された。
- ② 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月実施)
- ③ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入(平成19年4月実施)

(2) 育児をする被保険者に対する配慮措置の拡充(平成17年4月実施)

(3) 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用等(平成18年7月実施)

(4) 女性と年金

- ① 遺族年金制度の見直し(平成19年4月実施)
- ② 離婚等をした場合における厚生年金の分割(平成19年4月実施)
- ③ 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月実施)

厚生年金本体の改正に伴い、厚生年金基金においても次のとおり改正が行なわれた。

(1) 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除関係(平成17年4月施行)

平成12年法改正では、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、免除保険料率も凍結されていたが、この凍結を解除し、直近の死亡率、厚生年金本体の予定利率(3.2%)に基づいて免除保険料率を見直すこととされた。(免除保険料率の下限は2.4%、上限は

5.0%とされた。)

また、厚生年金基金が支給する代行部分の給付のうち、これまで経過的乗率分(生年月日に応じた給付乗率と代行保険料率の算定の基礎としていた給付乗率との差の分)を政府負担金の対象としていたが、代行保険料率の対象給付(代行範囲)を見直し、平成17年4月以降の加入期間に係る60歳から64歳までの支給分についても政府負担金の対象となった。

予定利率、死亡率の見直しにより、過去期間の代行給付債務(過去期間代行給付現価)が増加することに対応して、一定の範囲で厚生年金本体から負担金(給付現価交付金)が交付されることとなった。

- ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価の $1/2$ を下回った場合、過去期間代行給付現価の $1/2$ と最低責任準備金の差額のうち $1/5$ が交付される。
- ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価の $1/4$ を下回った場合には、過去期間代行給付現価の $1/2$ と最低責任準備金の差額が全額一括して交付される。

一方、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合には、代行給付費からこの上回った額を控除して代行保険料率を算定することとなった。

最低責任準備金については、給付債務の増大に対し部分的にしか対応できないことや、厚生年金本体との財政中立性の観点、現行との接続性から、引き続き、過去法に基づく方式で算定することとされ、厚生年金基金の財政上の代行部分の債務は、最低責任準備金で評価することとなった。

また、中途脱退時の連合会移換現価率は、次のとおり変更された。

- ・代行部分：

予定利率は 3.2%を、死亡率は厚生年金の平成 16 年財政再計算に用いられた死亡率を用いて算定した移換現価率を、性別、年齢別、平成 17 年 4 月前後期間別に、厚生労働大臣が定める。

- ・基本プラスアルファ部分：  
連合会が規約で移換現価率を定める。

## (2) 厚生年金基金の運営関係（平成 17 年 4 月施行）

今後の厚生年金基金の新規設立については、厚生年金基金制度のより一層の安定化を図るため、設立認可要件が見直された。

### ① 人数要件

- ・ 単独事業主で厚生年金基金を設立する場合には（500 人以上 →）1,000 人以上
- ・ 複数の事業主が集まって共同で厚生年金基金を設立する場合には（3,000 人以上 →）5,000 人以上（ただし、共同で設立する場合であっても企業相互間の関係が強い場合には単独事業主と同様に 1,000 人以上）

### ② プラスアルファ要件

- ・ 上乗せ給付（プラスアルファ）の水準は給付現価で代行部分の 5 割以上とする。

ただし、①、②ともに、平成 17 年 3 月末日において既設の厚生年金基金（既設の厚生年金基金が平成 17 年 4 月以降に合併又は分割設立する場合を含む。）には適用せず、従前の要件が適用される。

また、著しく財政が悪化している（3 事業年度連続して、時価資産が最低責任準備金の 9 割を下回っている）厚生年金基金を、指定基金として指定し、早期の財政の健全化を図ることとなった。

### (3) 厚生年金基金の解散時特例関係（平成 17 年 4 月施行）

厚生年金基金の解散時特例措置(平成 17 年 4 月 1 日から 3 ヶ年の時限措置)として、以下の措置が講じられた。(その後、平成 23 年 8 月 10 日からの 5 ヶ年の時限措置として、同様の措置が講じられている。

#### 5.9.1 参照)

##### ① 分割納付

解散時に最低責任準備金を確保していなくても、不足分について納付計画の承認を受けた上で、分割納付(原則 5 年以内。やむを得ない理由があるときは 10 年以内。厚生年金本体の運用利回りで付利。)が認められる。

##### ② 納付額の特例

これまで相当の運営努力を行っており、今後の運営が困難と認められる場合には、仮に厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金(減額責任準備金相当額)を解散時の納付額とする。

### (4) 厚生年金基金の厚生年金本体改正関連関係その他

#### ① 報酬標準給与及び賞与標準給与の最高限度額の下限（平成 16 年 10 月施行）

標準報酬月額及び標準賞与額が改定されたときは、改定後の厚生年金本体の標準報酬月額及び標準賞与額の上限を厚生年金基金の報酬標準給与及び賞与標準給与の最高限度額の下限とする。

#### ② 在職老齢年金の改善（平成 17 年 4 月施行）

60 歳台前半の在職老齢年金の一律 2 割支給停止措置が廃止されたことに伴い、厚生年金基金の代行部分においても、一律 2 割支給停止措置が廃止された。

③ 次世代育成支援措置（平成 17 年 4 月施行）

育児休業期間における保険料の免除期間が1年から3年に拡大された。

また、勤続期間の短縮等により賃金が低下した場合、低下前の賃金で給付を算定する措置も図られた。

④ 支払期月・回数（平成 17 年 4 月施行）

老齢年金給付の支払期月・回数が緩和され、一定の範囲内で各厚生年金基金が規約で回数を定められることとなった。

⑤ 企業年金のポータビリティの確保（平成 17 年 10 月施行）

新たなポータビリティの形態として、脱退一時金相当額の移換が選択肢に追加されるとともに、給付の支給に関する権利義務の移転や連合会による年金通算措置に関する規制緩和が行われた。

(1.4.4、1.5.2 参照)

## 5.1.7 平成 21 年度の改正内容

### (1) 免除保険料率の見直し

厚生年金本体で、5年に1度の財政検証が平成21年に実施されたことに伴い、厚生年金基金の免除保険料率の見直しが行われ、平成22年4月からの免除保険料率の算定に用いる予定利率は4.1%、予定死亡率は平成21年財政検証の基礎率に準拠したものに変更された。

代行部分は財政的には中立化が図られているとはいえ、予定利率が3.2%から4.1%に変更になったことにより免除保険料率が急激に低下し、掛金収入が減少すればキャッシュフローが悪化する懸念があるため、厚生年金基金の財政への配慮から、次回厚生年金本体の財政検証まで以下の経過措置が設けられた。

- ・ 過去期間代行給付現価 > 最低責任準備金となる場合

⇒変更前の代行保険料率と新基準の代行保険料率を丈比べして、高い方を適用

また、過去期間代行給付現価および中途脱退者の代行部分に関する連合会移換現価率の算定に用いる予定利率、予定死亡率も同様に変更された。

### (2) 弾力化措置の実施

運用環境の悪化から、平成20年度決算においては、多くの厚生年金基金で積立水準が大幅に悪化し、掛金の見直しが必要となった。こうした状況を鑑み、以下の弾力化措置が実施された。

#### ① 最低責任準備金の期ズレの解消

最低責任準備金の算定に用いる利率については、厚生年金本体の実績利回りを基に決定することから、最大1年9ヶ月の乖離

(期ズレ)が生じていた。この期ズレを解消するため、最低責任準備金に最低責任準備金調整額を加えた額である「最低責任準備金(継続基準)」(平成24年度財政決算よりこの名称は廃止)が新たに継続基準上の代行部分の給付債務となった。(厚生年金本体の実績利回りを当該年度にそのまま適用して最低責任準備金と同様に算定した額。その後、平成24年度財政決算からは、期ズレを考慮した利回りをを用いて近似させる形となっている。

#### 5.5.3.5 参照)

一方で、非継続基準においては、従来の最低責任準備金が引き続き使用される。

なお、期ズレの解消は弾力化措置の一環として行われたが、暫定的な措置ではなく、その後もこの取扱いが一律に適用されることとなった。

### ② 下方回廊方式の導入

本来、決算に基づく財政検証において継続基準に抵触した場合、掛金を見直し不足金を全て解消する必要があるが、平成24年3月31日までの決算における暫定的な措置として、不足金のうち許容繰越不足金を上回る部分のみを最低限解消すればよいこととされた。なお、財政再計算時には適用できない。

### ③ 掛金引上げ猶予

平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、掛金の引上げが必要な場合であっても、長期運営計画(長期的に持続可能な事業運営を図ることを目的に、自らの財政状況等の分析及び今後の事業運営のあり方の検討を踏まえて策定するもの)を地方厚生局に提出した厚生年金基金は掛金引上げの全部または一部を猶予することができることとされた。

### (3) 財政運営基準の改正

弾力化措置のうち掛金引上げ猶予については、長期運営計画の策定が条件となっている。この長期運営計画の主眼は、財政運営や事業運営についての構造的な問題のある厚生年金基金が、財政運営上の問題点を解消することにより、そのためには財政運営基準そのものを改定する必要があるとの考えから、以下の改正が行われた。

この改正は、平成 22 年 3 月 31 日以降を計算基準日とする財政計算から適用されるが、平成 24 年 3 月 31 日以前を計算基準日とする財政計算においては、改正前の財政運営基準に即した取扱いも可能とされた。

#### ① 掛金算定時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離

従来、基本部分については、基本プラスアルファ部分と代行部分を一体化して掛金を算定していたが、それぞれにおいて掛金と給付がバランスしているか見えにくいといった問題点があった。このため、基本プラスアルファ部分と代行部分を切り離して掛金を算定することとされた。

#### ② 数理債務算定時に使用する標準掛金の変更

数理債務算定時には、規約上標準掛金（基本部分については、規約上標準掛金と数理上標準掛金のいずれか小さい方）が使用されていたが、規約上標準掛金が数理上標準掛金を上回る場合には、数理債務が小さくなり本来不足金として認識し特別掛金により最大 20 年で償却すべき部分を、標準掛金によって賄うこととなるため永久償却することになってしまうという問題点があった。そこで、数理債務算定時に使用する標準掛金は、規約上標準掛金と数理上標準掛金のいずれか小さい方（ただし、数

理上標準掛金の端数を切り上げて規約上標準掛金としている場合には、規約上掛金を使用することも可。) とされた。

### 5.1.8 平成 26 年度の改正内容

厚生年金基金制度の見直し等を柱とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」が平成 26 年 4 月 1 日より施行された。この法律は、いわゆる「健全化法」と呼ばれ、法施行以降は基金の新設が認められなくなり、代行割れ基金の早期解散や他の企業年金制度等への移行が促進される一方、制度を存続する場合も現行より厳格な財政運営および報告義務を課せられることとなった。この「健全化法」の内容については、「5.2 健全化法」に詳細な記述がある。

## 5.2 健全化法

### 5.2.1 概要等

#### 5.2.1.1 経緯

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」（以下「健全化法」という。）が平成 26 年 4 月 1 日より施行された。健全化法は厚生年金基金制度の見直しを主な内容としている。

厚生年金基金制度は、昭和 41 年に発足し、高度経済成長を背景に、厚生年金保険の一部を代行するための原資である代行資産によるスケールメリットを生かした効率的な運用などを推進力に発展してきた制度である。

しかしながら、いわゆる「平成バブル」の崩壊後、代行資産を活用した利益差が利益損に転じたことや、高齢化の進展や産業構造の変化等に伴う、基金の成熟度の高まり等から、積立不足が発生した場合に、健全な財政運営に必要な掛金を拠出することが困難となるケースも生じていた。これらの要因が複合的に進行した結果、基金の保有資産が代行部分に必要な水準に満たない、いわゆる「代行割れ」が顕在化し、日本経済の長期低迷のなかでこの代行割れは構造化するに至った。そして、こうした状況が続いてきたところで、平成 24 年 2 月に年金資産の消失問題が表面化し、総合型基金を中心とした代行割れ問題が改めて浮き彫りとなったことが、今般の厚生年金基金制度見直しの契機となった。

### 5.2.1.2 趣旨

厚生年金保険法では、厚生年金基金加入員の代行部分の年金は、基金が解散した場合は企業年金連合会から、代行返上した場合は国から給付することとなっている。仮に基金から国に代行資産が返還されなければ、給付に必要な資産がないという状況になり、国は基金とは関係のない厚生年金保険被保険者に係る保険料で基金加入員の代行部分の年金を賄わなければならなくなる。したがって、代行割れを放置することは、基金の母体企業の経営やその加入員等のみならず、厚生年金被保険者に対するリスクにつながりかねない。

一方で、代行割れ基金の母体企業の大半が不況業種に属する中小企業であることを踏まえれば、代行資産の返還が母体の経営に相当程度の影響を与えかねないという指摘もあり、代行資産の返還に関してはこうした中小企業を取り巻く厳しい経営環境にも一定の配慮が必要である。このため、今般の改正を検討するにあたっては、こうした母体企業の円滑な資金調達を支援する観点から、厚生年金本体の財政リスクを最少限に抑えつつも、そのリスクを一定程度分かち合うことはやむを得ないものと考えられた。

以上の点を踏まえ、今般の改正では、代行割れ基金に対しては、厚生年金被保険者を含めたリスクの分かち合いとして5年間の特例的な解散制度を創設し、代行割れの早期解決を図る一方、他の基金に対しては、他制度への移行の促進や解散命令基準の見直し等により、代行割れを再び起こさないための制度的措置を講ずることとされた。

### 5.2.1.3 概要

健全化法による、厚生年金基金制度見直しの概要は次のとおりである。

- ・ 施行日（平成26年4月1日）以後は厚生年金基金の新設は認めない。

- ・ 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ・ 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- ・ 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

## 5.2.2 特例解散等

代行割れ基金が、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に解散する場合であって、一定の要件を満たすときは、納付額の特例、納付猶予の特例（納付計画）からなる特例解散制度を利用できる。従前の特定基金制度（平成23年8月10日から平成26年3月31日までに適用）による特例解散制度と類似した内容となっているが、今般の改正では納付猶予の特例（納付計画）につき、連帯債務問題の解消等が図られている。特例解散制度は、自主的に解散を選択する自主解散型基金および後述の清算型基金のそれぞれが適用を受けることができる。

### 5.2.2.1 納付額の特例

納付額の特例を申請した場合は、厚生年金基金の設立時から、いわゆる転がし計算を行ったものとして算出した最低責任準備金と解散時の純資産額のいずれか大きい額（減額責任準備金相当額）を解散時の最低責任準備金の額とすることができる。また、最低責任準備金および減額責任準備金の転がし計算においては、基金の選択により、いわゆる「期ずれ」がある厚生年金本体利回りを適用できる。

納付額の特例を受けるためには、基金の業務運営について相当の努力が必要である旨が法定されており、具体的には次に示す要件を満たす必要がある。

#### 【納付額の特例の認定要件】

	法律上の規定	具体的要件
基金	申請日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件	次の①と②のいずれにも該当すること ①適切な掛金が設定されていること（次のいずれかを満たすこと） イ 申請前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること ロ 申請前2年間において、 基金の総掛金率×1.4 / (1+基金のプラスア

		<p>ルファ水準) - 基金の免除保険料率 &gt; 2.6% を満たす掛金を徴収していること</p> <p>② 給付抑制に必要な措置を講じていること (次に掲げる事項に 1 つ以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合)</p> <p>イ 給付水準の引下げ</p> <p>ロ 加算型基金における選択一時金の停止</p> <p>ハ 代行型基金における代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用</p>
--	--	--

### 5.2.2.2 納付猶予の特例（納付計画）

解散時の最低責任準備金の返還方法について、通常は、代行割れ部分を一括で返還する。それに対して、納付猶予の特例（納付計画）を申請した場合は、一定の期間に分割して代行割れ部分を返還することができる。

従前の特定基金制度では、①事業所間での連帯債務があり、②返還時の利息は厚生年金本体の運用実績に基づく変動金利であった。そのため、納付期間中に事業所が倒産等した場合には、当該事業所の納付額をその他の事業所で負担する必要がある。また、変動金利であったため納付額が年度によって変動した。それに対して、今般の健全化法による納付猶予の特例（納付計画）では、①事業所間での連帯債務が廃止され、②返還時の利息は、解散時の 10 年利付国債の利回りに基づく固定金利に改正された。また、納付期間の最長期間について 15 年から 30 年へ延長された。

納付猶予の特例（納付計画）は、基金、事業主がそれぞれ納付計画を作成し、同時に申請することとなる。納付計画の承認要件もそれぞれ設定されており、基金の要件は前述の「納付額の特例の認定要件」と同じである。事業主の要件については、経営の状況や上乗せ給付の再建の意向を踏まえた納付計画の合理性などが要件として設定されている。

原則として、全事業主は納付計画を提出する必要がある。しかし、特

例措置として、一部の事業主が納付計画を提出できない場合でも納付猶予の特例（納付計画）の適用が受けられるように、一部の事業主は納付計画を提出せず、基金経由での一括納付とすることもできる。ただしその場合は、当該一部の事業主の間で連帯債務を負うこととなる。

納付期間は、5年以内（やむを得ない理由がある場合は10年以内）の期間とする必要があるが、一定の要件を満たした基金について、その設立事業所の事業主の納付計画を最長30年まで延長できる等の計画の変更が可能である。納付計画の最長30年への延長は、基金の業務運営について著しく努力し、事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして、具体的には次に示す要件を満たす必要がある。

**【分割納付期間の最長30年への延長】**

	法律上の規定	具体的要件
基金	承認の申請日までに業務の運営について著しく努力し、	<p>納付計画の承認要件である相当の努力の要件に加え、さらに次のイ～ハのうち2つ以上に該当すること</p> <p>イ 掛金について、以下のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請前2年間適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</li> <li>・ 申請前2年間において、  <math display="block">\text{基金の総掛金率} \times 1.36 / (1 + \text{基金のプラスアルファ水準}) - \text{基金の免除保険料率} &gt; 2.6\%</math> を満たす掛金を徴収していること</li> </ul> <p>ロ 給付抑制に必要な措置を相当程度講じていること（納付額の特例の認定要件の②のイ～ハに掲げる事項に2つ以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合）</p> <p>ハ 基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く）を講じていること</p>
	その事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件	解散認可が見込まれる日までに掛金の増加によって代行割れを解消することが困難であると見込まれること

### 5.2.2.3 清算型基金、清算未了特定基金

今般の特例解散制度は、自主的に解散を行う「自主解散型基金」を基本としているが、健全化法では、財政状況が一定水準に満たない基金については、厚生労働大臣が「清算型基金」に指定することができることとされている。清算型基金に指定された基金は、速やかに清算計画を提出したうえで、解散することになる。

清算型基金についても自主解散型基金と同じ要件により、特例解散制度の適用を受けることができる。清算型基金に指定された場合、当該基金は上乗せ給付の全額を支給停止し、代行部分は将来返上を行った場合と同等の取扱いとする必要がある。また、事業主・加入員・受給権者に清算型基金に指定されるに至った厚生年金基金の財政状況等について説明する必要がある。

また、従前の特定基金制度は健全化法の施行により廃止されることとなった。健全化法の施行日時点において清算中の特定基金は、清算未了特定基金となり、従前の納付計画に従い代行割れ部分の返還を行う。なお、健全化法の施行日から1年以内に清算未了特定基金型納付計画を申請した場合には、今般の健全化法による納付猶予の特例（納付計画）措置を受けることができる。

### 5.2.2.4 最低責任準備金の納付（前納）

健全化法において、将来返上の認可を受けた基金は、資産保全等の観点から、解散の認可等の前でも納付額の全部または一部を前納できる仕組みが創設された。この前納できる金額の基準は、給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとされている。

## 5.2.3 財政運営等

### 5.2.3.1 最低責任準備金算定方法の見直し

厚生年金本体に対する基金の代行部分の債務である最低責任準備金は、厚生年金本体との財政中立化の観点から、平成 11 年および平成 16 年の改正を経て、いわゆる転がし計算に基づき算定することとされている。今般の改正では、次のような算定方法の見直し（精緻化）が行われた。

- ・ 代行給付費の計算に当たり、在職老齢年金等による支給停止を推計するための係数について、従前の係数（一律 0.875）を、各基金の実態をより反映したものとできるように、年齢区分毎の係数を設定することとされた。具体的には、受給者の年齢に応じて定めた 3 区分の係数（65 歳未満:0.69、65 歳以上 75 歳未満:0.96、75 歳以上:1.00）へと見直された。
- ・ 最低責任準備金の元利計算に用いる厚生年金本体の実績運用利回りの適用時期のずれ（いわゆる「期ずれ」）が解消されることになった。なお、期ずれ解消後の付利にあたり、厚生年金本体の実績運用利回り確定していない期間については、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が四半期毎に公表する運用実績を勘案して定める率を使用するものとされた。

あわせて、こうした算定方法の見直しに伴う最低責任準備金の変動により、予定していた解散等が困難とならないよう、健全化法施行後 5 年間の特例措置として、解散または代行返上時においては、基金が従来の算定方法を選択することも可能とされている。

その他、最低責任準備金の前納を行った場合には、最低責任準備金のうち当該前納額に相当する部分に対する付利がなされないよう措置が講じられたほか、解散計画を提出し、納付猶予の特例（納付計画）により

解散する基金の代行割れ相当額については、解散計画適用開始日から解散時までの付利は、厚生年金本体の運用利回りにかえて納付猶予に係る利回り（10年利付国債の利回りに基づく固定金利）で付利できることとする措置などが講じられた。

### 5.2.3.2 健全化法施行後の財政運営の概要

健全化法施行後5年経過後は、健全化法で定められた存続基準（最低責任準備金の1.5倍以上、または、最低積立基準額以上の積立金を保有していること。）を満たさない基金は、厚生労働大臣による解散命令の対象となる。そのため、健全化法施行後5年後以降も存続する方向性の基金については、存続基準に向けた段階的な積立水準の引上げが求められる。

一方、健全化法施行後5年以内に解散または代行返上を行う方向性の基金については、解散計画または代行返上計画を提出することにより、継続基準、非継続基準に代わり、当該計画に基づく財政運営を行うことが可能になった。

### 5.2.3.3 健全化法施行後5年間の財政運営

#### (1) 原則的な財政運営（5年後以降も基金として存続を目指す場合）

健全化法施行後5年経過後の存続基準に向けた段階的な積立水準の引上げが求められる。このため、毎事業年度末に実施する財政検証について、継続基準については従前どおりの検証を維持する一方、非継続基準については、従前の最低積立基準額との比較に加えて、最低責任準備金との段階的な比較（平成26年度は最低責任準備金の1.1倍、以後0.1倍ずつ増加し、平成30年度以降は最低責任準備金の1.5倍との比較）が追加されることとなった。

非継続基準に抵触した場合には、①積立比率に応じた方法、もしくは、

②回復計画による方法のうち、いずれかの方法により積立不足の解消を行うこととされている。

今般の改正における「積立比率に応じた方法」については、「最低積立基準額の0.8倍」に対する不足額が5分の1償却となっていたところ、改正後は、「最低積立基準額」と「最低責任準備金×段階的に引き上げられる一定率」のうちいずれか小さい額に対する不足額までを5分の1償却の対象とすることになった。

また、「回復計画による方法」については、7年後に最低積立基準額と最低責任準備金の1.05倍のいずれか大きい額まで回復する計画を作成することとなっていたところ、改正後は、これに加えて、平成31年度末に最低積立基準額と最低責任準備金の1.5倍のいずれか小さい額まで回復することが求められるようになった。なお、回復計画による方法は、改正前は経過的に廃止することとされていたが、改正後は当分の間、用いることができるとされた。

#### (2) 経過的な財政運営（5年以内に解散または代行返上する場合）

一方、健全化法施行後5年以内に解散または代行返上を行う方向性の基金については、解散計画または代行返上計画を作成し、当該計画に基づいて財政運営を行うことが可能である。毎事業年度末に実施する財政検証においては、(1)の原則的な財政検証に代えて、当該計画の実施状況を検証することとし、目標達成が困難と見込まれるに至った場合には、計画を見直すこととなる。

### 5.2.3.4 健全化法施行後5年経過後の財政運営

健全化法施行後5年後以降は、存続基準を満たさなければ厚生労働大臣による解散命令の対象となることから、存続基準に対する積立不足が発生した場合には、速やかにこれを解消することが求められる。

こうした観点から、健全化法施行後 5 年経過後における非継続基準の財政検証において、純資産額が最低積立基準額または最低責任準備金の 1.5 倍のうちいずれか小さい額を下回った場合には、翌事業年度の末日において存続基準を満たすために必要な掛金を、翌事業年度中に掛金の額に追加して拠出する必要がある。

#### 5.2.3.5 その他の措置

今後は代行割れが起こることのないよう、基金は、従来の報告等に加え、次の事項についても厚生労働省に報告することが必要とされた。

- ・ 各月末における最低責任準備金と純資産額（平成 26 年度第二・四半期業務報告書から）
- ・ 各四半期における資産の時価評価額とその構成割合（平成 26 年度第一・四半期業務報告書から）
- ・ 各四半期末における母体企業の経営状況（平成 31 年度第一・四半期業務報告書から）

また、平成 31 年度以降は、年に一回以上、業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断を受けることが義務付けられた。

その他、健全化法施行後 5 年経過後も存続する基金については、代行資産保全の観点を踏まえ、原則として代行の 3 割以上のプラスアルファ水準を確保する措置が講じられた。

## 5.2.4 上乗せ部分の支援策

上乗せ部分の受給権を保全するため、厚生年金基金から代行返上または解散して他制度へ移行するに際しての移行支援策が、健全化法により講じられた。

### 5.2.4.1 確定給付企業年金（DB）への移行支援

確定給付企業年金への主な移行支援策は次のとおりである。

#### (1) 残余財産の交付

解散した厚生年金基金に残余財産がある場合、DBに交付し当該残余財産に基づく給付をDBから支給できるようになった。残余財産のDBへの交付は規約に定めるところにより事業所毎に個別に実施することが可能である。

また、残余財産のDBへの交付は、厚生年金基金の加入員のみでなく、受給権者についても可能であり、一定の条件に該当する場合には、事業所の一部についても可能である。

なお、基金からDBへの残余財産の交付が行われたときは、当該基金の加入員期間の全部または一部を、DBの加入者期間に通算する必要がある。

#### (2) 規制緩和措置

確定給付企業年金については、厚生年金基金からの移行の増加が見込まれることから、より使いやすい制度とするよう、規制緩和措置が行われた。主な措置は次のとおりである。

第一に、事務処理の簡素化として、規約変更に係る手続きが簡素化された。給付設計に係る変更のうち軽微な変更（給付減額とならないものに限る）、権利義務の移転承継に関する事項等を、届出事項とするなどの措置が行われている。

第二に、給付設計の弾力化が行われた。キャッシュバランスプランについて、給付の額の算定に用いる利率は零以上とされ、給付の額の再評価等に利用する指標に、新たにDBの積立金の運用実績が追加された。また、指標は単年度では零を下回ることが許容され（通算では零以上）、より積立不足が生じにくい給付設計が可能となった。併せて、受託保証型確定給付企業年金について、従来は加入者がいないことが前提であったが、契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれる場合は、加入者がいる制度にも適用拡大することとされた。

第三に、平成24年1月の改正により、非継続基準抵触時の「回復計画による方法」により積立不足を解消する方法は経過的に廃止することとされていたが、当分の間、用いることができるとされた。

### (3) 積立不足解消の弾力化

基金から移行した確定給付企業年金に係る積立不足の解消について、通常の確定給付企業年金よりも柔軟に対応できるものとされている。

具体的には、最低保全給付を5年間で遅延認識することが可能とされるとともに、基金が代行返上する場合、代行割れ基金が特例解散してDBを実施する場合、代行割れでない基金が残余財産をDBに移行する場合には以下の措置も講じられ、積立不足の解消に対して柔軟な対応が可能とされている。

- ・ 移行部分の過去勤務債務の予定償却期間を20年から最大30年に延長すること
- ・ 許容繰越不足金を標準掛金の最長30年分の現価に緩和すること
- ・ 最低積立基準額に対する積立不足の解消にあたり、回復計画の期間を7年から最長10年に延長すること、積立比率に応じた特例掛金の拠出においても経過措置が設けられたこと

#### 5.2.4.2 確定拠出年金（DC）への移行支援

確定拠出年金への主な移行支援策は次のとおりである。

##### (1) 残余財産の移換要件の緩和

従前は、基金からDCへの残余財産の移換は、解散時に純資産額が最低積立基準額を下回っている場合、当該不足額を一括拠出する必要があった。しかし、健全化法の施行日以後、解散時に不足額が発生している場合においても、残余財産の移換により、一括拠出が不要とされることとなった。

##### (2) 脱退一時金の移換要件の緩和

厚生年金基金における資格喪失から1年以内であれば、DCの加入者期間が3ヵ月を超える場合であっても、脱退一時金を移換できるようになった。従前は、DCにおける加入者期間が3ヵ月以内であって、厚生年金基金における資格喪失から1年以内に限り、脱退一時金の移換が可能であった。

なお、厚生年金基金から確定給付企業年金に脱退一時金を移換する場合についても、同様な要件の緩和が行われている。

##### (3) 規約変更手続きの簡素化

企業型確定拠出年金を実施する事業主が負担する事務費に係る事項、事業主掛金の額の算定方法に関する事項であって条項の移動など実質的な変更を伴わない事項を、新たに軽微な変更とするといった、手続き要件の簡素化が行われている。

#### 5.2.4.3 中小企業退職金共済（中退共）への移行支援

厚生年金基金の残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額（交付額）を中小企業退職金共済制度へ交付できるようになった。中退共への交付は、新規加入、既加入いずれの場合でも行うことができる。

新規加入の場合、中退共からの退職金は、交付額を掛金納付月数に換算したうえで、通算して支給される。移行時において、交付額が掛金納付月数に対応する額を超過する額については、一定の利率（年1.0%に厚生労働大臣が定める率を加算した利率）により付利され、退職金に加算される。

既加入の場合、中退共からの退職金は、交付額を反映する前の退職金に、交付額を一定の利率（年1.0%に厚生労働大臣が定める率を加算した利率）で付利した額が加算される。

## 5.2.5 その他

### 5.2.5.1 解散等における認可基準の緩和

代行割れを早期に解消するという観点から、解散等の手続き要件の緩和が実施されている。具体的には、平成 25 年 10 月 1 日施行の通知改正により、解散認可申請に際しての理由要件が撤廃され、また、事業主・加入員の解散の同意についても、4 分の 3 以上の同意から 3 分の 2 以上の同意へ要件が緩和された。

また、健全化法の施行により代議員会における議決要件が 4 分の 3 以上による議決から 3 分の 2 以上による議決へ要件が緩和された。

### 5.2.5.2 企業年金連合会に関する措置

企業年金連合会は、存続連合会として平成 26 年 4 月 1 日以後も存続する。しかし、同日後は新たな代行部分の引き受けは行わない。そのため、厚生年金基金が解散した場合、最低責任準備金は国へ返還することとなる。

存続連合会は、確定給付企業年金法に基づく新連合会が成立したときに解散する。厚生年金基金から存続連合会に移換された中途脱退者等については、存続連合会が解散したときの残余財産の範囲内で分配金が支給される。（その分配金を新連合会に交付し、新連合会の規約に定める給付設計に基づく新たな年金として新連合会から受給することも可能）。なお、確定給付企業年金から存続連合会に移換された中途脱退者等の支給義務については新連合会が承継する。

また、昭和 63 年の厚生年金保険法の改正で創設された、解散した厚生年金基金に対する支払保証事業は廃止されることとなった。それに伴い、支払保証事業の積立金は分配されることとなった。

### 5.3 厚生年金基金制度の設立および運営（本分冊の以降の記載内容はすべて「健全化法」施行以前）

※なお、以下の節の内容は「健全化法」施行以前の内容である。過去の厚生年金基金の設立および財政運営を知ることにより、一定の意味があるため、「健全化法」施行直前の内容のまま記載してあるが、現在の法令等の内容とは異なるところがあるので、注意されたい。

#### 5.3.1 設立の要件

##### 5.3.1.1 設立の形態

基金を設立する場合の形態については、法で次のように定められており、具体的には、単独設立、連合設立、総合設立に分かれている。

- ・一企業が、傘下の1または2以上の適用事業所について設立するケース（法第110条第1項）
- ・複数の企業が共同してそれらの適用事業所について設立するケース（法第110条第2項）

それぞれの設立要件については、設立認可基準および設立認可基準取扱要領で次の通り規定されている。

##### (1) 単独設立

1つの企業（公益法人等営利を目的としない法人を含む）が単独で基金を設立する場合を単独設立という。

この場合は原則としてその企業に属する全ての事業所について、同一の基金を設立しなければならない。

これは同一企業内において、2以上の基金を設立すると、単に事業所を異にするだけで加入員の老後の所得保障に差が生じるのは労務

管理上の問題が大きいこと、および転勤等で事業所が変更されることに伴う基金の加入・脱退事務が極めて煩雑になることがその理由である。

また、認可に当たっては、企業を単位とすることが設立認可要件に定められている。（一企業一基金の原則）

なお、企業合併の場合、または特定事業所について労働組合の同意が得られず、かつ当該事業所の沿革・業態・労働条件・雇用形態等により設立事業所として参加することが極めて困難な状況にあると考えられる場合等は、例外的に一企業で2基金が併存するケースが認められている。

## (2) 連合設立

2以上の企業について、一定基準のもと、これらの企業が共同して基金を設立することを連合設立という。一般的には、企業グループ、企業系列等が想定される。

ここでの一定基準は、平成16年法改正により変更されたが、平成17年4月1日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）については改正前の基準が適用される。

### 【改正後の設立基準】

基金を設立しようとする企業の1つが同じ基金を設立しようとする他の企業の発行済み株式若しくは出資の概ね2割を直接若しくは間接に保有する関係にあること又は基金を設立しようとする企業の1つが行う事業と同じ基金を設立しようとする他の企業が行う事業との人的関係が緊密であることとされた。

「他の企業が行う事業との人的関係が緊密である」とは、被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接

な関係にあり、有機的連携性があると認められることをいう。

**【改正前の設立基準】**

「企業相互間に有機的連携性がある」場合であり、これは、主力企業と関連企業が次のいずれかの要件を満たすことをいう。

① 主力企業の関連企業に対する持株の割合が 20%以上であること。

また、主力企業の関連企業に対する持株の割合が 10%以上 20%未満である場合は、役員的人事交流若しくは兼任または事業資金の融通等の関係があること。

② 被保険者の過半数出向など企業間における諸状況から判断して、特別密接な関係にあり、有機的連携性があると認めらること。

なお、主力企業が基金に参加できない場合であっても、主力企業が関連企業に対して事業運営に係る指導監督および役員 の推薦・解任について関与しているなどの関係がある場合には、関連企業が共同で基金を設立することができる。（親抜け連合設立）

**(3) 総合設立**

総合設立は、多数の中小企業による集団設立を想定したものである。

その際、基金を設立しようとする企業に対し、強力な指導統制力を有する組織母体、または当該企業で構成されている健康保険法に基づく健康保険組合があり、それらの運営状況が健全かつ良好であることが必要である。

「強力な指導統制力を有する組織母体」があり、その「運営状況が健全かつ良好である」とは次のいずれかに該当することをいう。

- ① 法人格を有して1年以上経過しており、かつ、事業内容、構成員の分担金の負担状況等からみて、構成員に対し、実質的に指導統制上の権能を有することが認められ、当該団体の組織および運営が良好であること。
- ② 上記①の要件を満たしている複数の法人を会員とする組織であって、計画的に情報提供等を実施していること。

「当該企業で構成されている健康保険法に基づく健康保険組合があり」があり、その「運営状況が健全かつ良好である」とは次のいずれにも該当することをいう。

- ① 健康保険組合が設立されて1年以上経過していること。
- ② 各事業所は、当該健康保険組合の組合会および理事会の開催並びに届出書の提出等について、積極的に協力しており、当該健康保険組合の運営状況が健全かつ良好であると認められること。
- ③ 保険料の納付実績が政府管掌保険料の平均収納率以上であり、かつ、過去1年において3ヵ月分以上滞納している事業所がないこと。

### 5.3.1.2 人数規模

平成16年法改正により、厚生年金基金制度のより一層の安定化を図るため、設立に必要な人数規模は変更されたが、平成17年4月1日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）については改正前の人件要件が適用される。

#### 【改正後の認可基準で定める人数要件】

- ① 単独設立による場合は、常時雇用される者が1,000人以上であること。

② 連合設立による場合は、常時雇用される者が 1,000 人以上であること。

③ 総合設立による場合は、常時雇用される者が 5,000 人以上であること。

#### 【改正前の認可基準で定める人数要件】

少なくとも加入員となるべき被保険者の数は、次に該当するものでなければならない。

① 単独設立による場合は、常時雇用される者が 500 人以上であること。

② 連合設立による場合は、常時雇用される者が 800 人以上であること。  
ただし、主力企業においては常時雇用される者が 500 人以上であり、かつ、基金の安定的な運営が可能と認められる場合（主力企業の関連企業に対する持株の割合が 100%であり、関連企業の経営状況が健全である場合）には、主力企業および関連企業において常時雇用される者は 800 人以上でなくてもよい。

③ 総合設立による場合は、常時雇用される者が 3,000 人以上であること。

基金が長期にわたり健全な年金給付を行うためには、適正な年金数理に基づいて計算できる一定の集団が存在し、この集団が将来にわたって維持されることが必要である。

このため年金数理人は人員の変化の状況、年齢構成の変化等について充分検討し、将来的にも安定した年金財政が運営できると見込まれることを確認する必要がある。

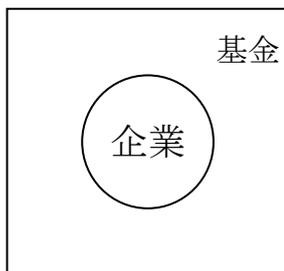
#### 5.3.1.3 企業または業界の状況

基金は、社会保障制度の一環として、加入員の老齢について年金給付を行い、その老後の所得保障を図る制度であることから、長期間にわた

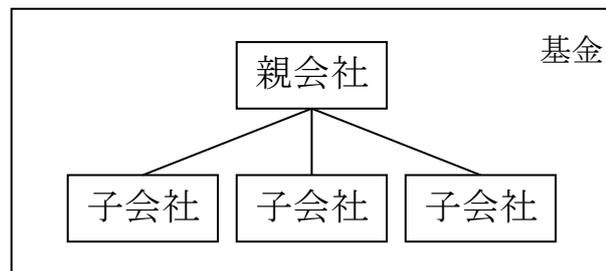
って存続し、かつ健全に運営されることが求められる。

基金設立にあたっては、母体となる企業または業界の事業状況、財務状況および社会保険業務の処理状況、ならびに予定される基金の組織等に照らして、基金の事業運営が将来にわたって長期にかつ健全に継続されることが条件となる。

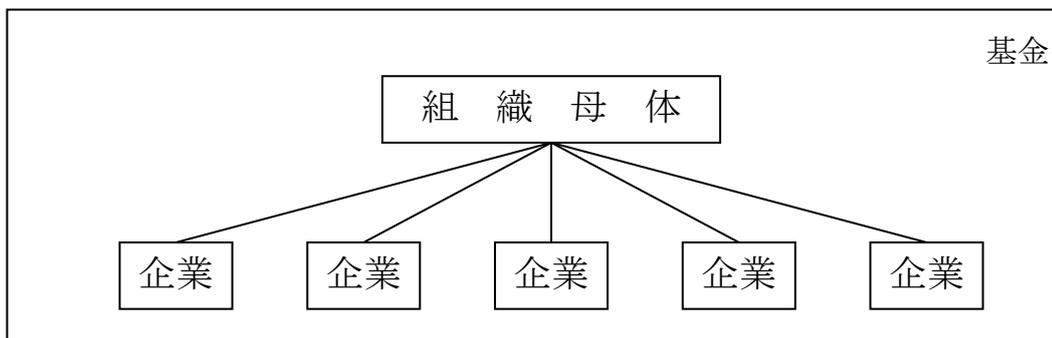
単独設立の基金



連合設立の基金



総合設立の基金



## 5.3.2 基金の運営

厚生年金基金は、基金の重要事項を審議決定する機関である代議員会、基金の運営を行う機関である理事会、基金の業務を監査する機関である監事によって事業運営が行われている。

### 5.3.2.1 代議員会

代議員会は、基金の運営上の重要事項を決定する議決機関たる性格を有し、基金運営の中核を占めるものである。

#### (1) 代議員会の構成

代議員会を構成する代議員の定数は偶数とし、その半数を設立事業所の事業主が、設立事業所の事業主、その代理人、および設立事業所に使用される者のうちから半数を選定し（選定代議員）、残りの半数は加入員が互選（互選代議員）する。

#### (2) 代議員の任期

代議員の任期は 3 年を超えない範囲内で規約で定める期間と規定されている。（法第 117 条第 4 項）

#### (3) 代議員会の開催

基金の代議員会には、規約の定めにより招集される通常代議員会と臨時代議員会がある。

通常代議員会は、毎事業年度必ず 2 回開催し、毎事業年度の予算と事業計画、毎事業年度の決算と事業報告を決議する。

臨時代議員会は、必要に応じて理事長が招集するが、このほか定数の 3 分の 1 以上の代議員会が、会議に付すべき事項および招集の理由を記載した書面を理事長に提出してその招集を請求したいときは、理事長は 20 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

#### (4) 代議員会の議事

代議員会における議決は、次の区分によって行われる。

- ① 規約の変更のうち、厚生労働大臣の認可を必要とする重要な事項については、代議員の定数の3分の2以上の多数で議決する。  
(令第10条第2項)
- ② 基金の合併、分割および解散については、代議員の定数の4分の3以上の多数で議決する。(法第142条第1項、法第143条第1項、法第145条第1項)
- ③ その他の一般の議事については、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数の時は理事長が議決する。(令第10条第1項)

#### 5.3.2.2 理事

基金には、執行機関たる役員として理事を置くこととしている。理事の定数は偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主が選定した代議員の中から、他の半数は加入員が互選した代議員の中から互選する。

理事のうち一人を理事長とし、選定代議員である理事の中から理事が選挙する。(法第119条第1項および第3項)

基金の理事は、基金の業務の執行に直接関与する機関であって、会議により業務を執行することが原則であり、また、理事は、常に公務に従事する者としての責任と自覚をもってその任にあたり、適正な業務の執行に努めなければならない。

従って、理事の事務執行のため、理事をもって組織する理事会を設けなければならない。理事会は、毎事業年度少なくとも2回以上開催する必要がある。

基金が円滑に運営を行っていくためには、基金の常務的な事業の執行を専門的に掌握する担当理事を、予め定めておくことが必要であること

から、常務理事および運用執行理事を置くこととしている。

常務理事の職務は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長の権限に属する業務の一部について委任を受けて決定するという権限を有している。

運用執行理事は、基金における管理運用業務の執行体制を確立するとともに、責任の所在の明確化を図る観点から設置が義務付けられている。

運用執行理事は、理事長を補佐し、理事長の権限に属する業務のうち積立金の管理運用業務について、理事長に代わり執行する権限を有しており、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であって、基金の業務運営に熱意を有する者であることとされている。

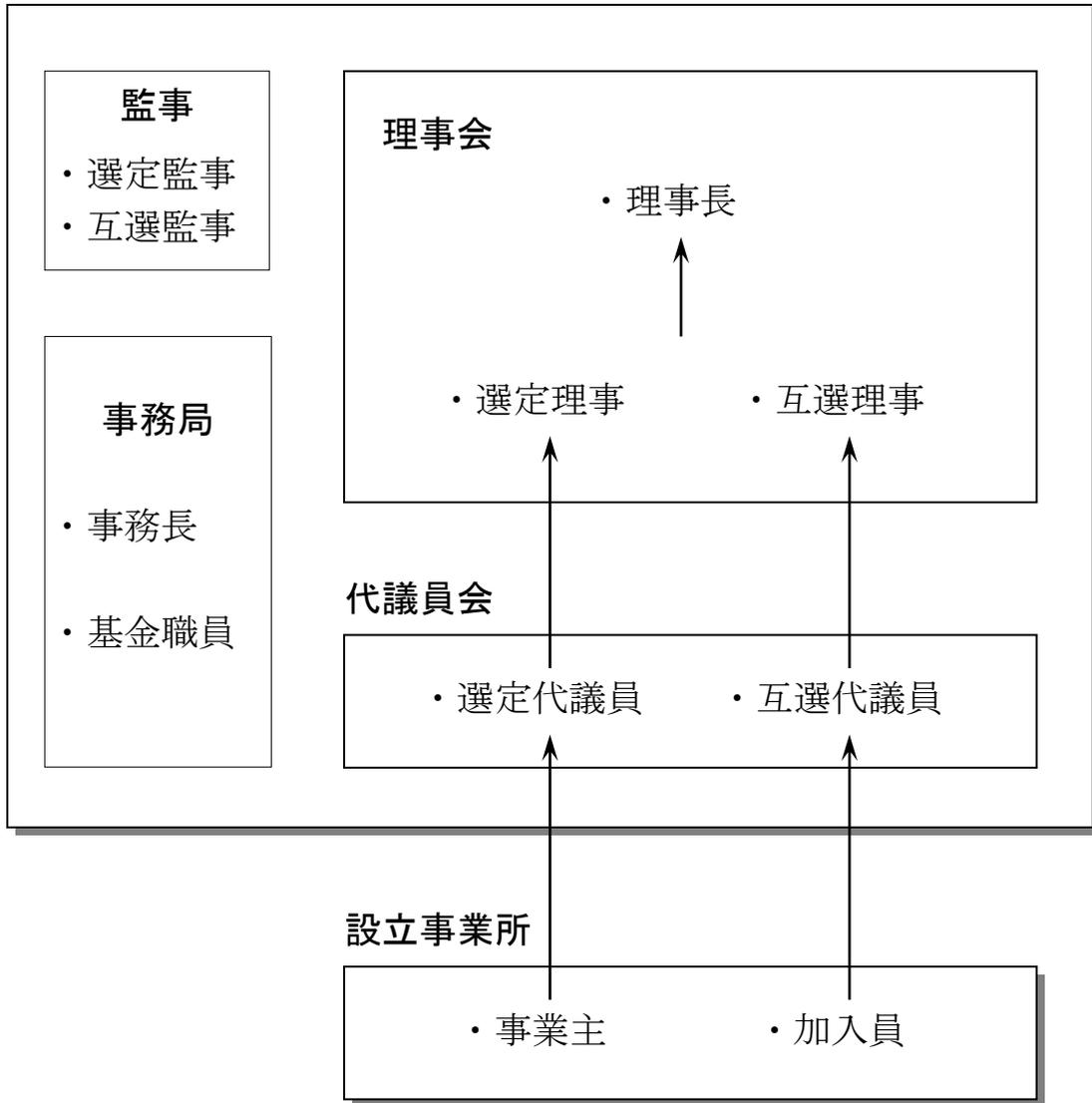
### 5.3.2.3 監事

基金には、内部監査機関たる役員として監事を置くこととなっている。事業主が選定した代議員および加入員が互選した代議員の中から、それぞれ1人ずつ代議員会において選挙される(法第119条第1項、第4項)。

基金の監事制度は、専門的、技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続され、特に財政上の健全性が常に確保される必要があることから、公平かつ厳正な監査が期待されるものである。

【組織図】

厚生年金基金



## 5.4 厚生年金基金制度の設計

### 5.4.1 加入員

#### 5.4.1.1 設立事業所

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づく適用事業所の事業主、およびその適用事業所に使用される被保険者により構成されることから、厚生年金保険法で規定する適用事業所でない事業所は、設立事業所となることができない。

適用事業所の事業主は、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受ければ設立事業所となることができる。適用事業所に使用される被保険者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ることが必要である（法第111条）。

なお、基金の事業目的は加入員の老後の所得保障としての役割を持っていることから、同一企業内の一部適用事業所にのみ基金制度が存在することは望ましい取扱いとはならないため、同一企業内に属する適用事業所は全て同一基金の設立事業所となることを建前としている。

#### 5.4.1.2 加入員

加入員とは、厚生年金基金制度において掛金を負担するとともに老齢に達し所定の要件を満たしたときに、厚生年金保険の報酬比例の年金に相当する部分（標準報酬の再評価、物価スライド部分を除く）を含めた基金の年金給付が約束されている者で、基本部分の加入対象となる者をいう。

(1) 加入員の範囲（法第122条）

基金の設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は全て基金の加入員となる。これは、老齢厚生年金の報酬比例の年金を基金が代行するという性格から当然のことといえる。

(2) 加入員の資格取得の時期（法第 123 条）

(ア) 設立事業所に使用されるに至ったとき

(イ) 使用される事業所が設立事業所となったとき

(ウ) 設立事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者の適用除外（法第 12 条）に該当しなくなったとき。

(注) 法第 12 条における適用除外となる者の主な例

- ・ 国、地方公共団体に使用される者
- ・ 法律によって組織された共済組合の組合員
- ・ 日々雇い入れられる者（1 ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ・ 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者（ただし、継続して 4 ヶ月を超えて使用される場合は、この限りではない）

(3) 加入員の資格喪失の時期（法第 124 条）

(ア) 死亡したとき

(イ) 設立事業所に使用されなくなったとき

(ウ) 使用される事業所が設立事業所でなくなったとき

(エ) 厚生年金保険の被保険者の適用除外（法第 12 条）に該当するに至ったとき

(オ) 70 歳に達したとき

(4) 加入員の資格の得喪に関する特例（法第 125 条）

加入員の資格を取得した月と同一月に、その資格を喪失した者は、加入員とならなかつたものとみなす。

- (5) 同時に 2 以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱い（法第 126 条）

同時に 2 以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、その者の選択によりいずれかの基金の加入員となる。

基金の加入員となってから同時に 2 以上の基金の設立事業所に使用されることになり、他の基金の加入員となることを選択した場合は、前の基金加入員の資格を喪失する。

- (6) 加入員期間（令第 20 条）

厚生年金基金が支給する年金給付の額の算定は、加入員であった期間を基礎とすることとされている。加入員期間は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの期間をいう。

また、以前に加入員であった基金に再び加入した場合の加入員期間は、前後の期間を合算するものとする。（加入員の資格を喪失した後、他の基金または企業年金連合会に支給義務を移転した場合を除く。）

#### 5.4.1.3 加算適用加入員

- (1) 加算適用加入員の範囲

加算型基金の加算部分の加入員を加算適用加入員といい、その範囲は全ての加入員に公平な設計をするという観点から基本部分と同一であることが望ましいとされている。

ただし、退職金制度等に移行して加算部分の給付設計を行う場合に、退職金規程の適用範囲と同一とする等の取扱いは、一定の条件の範囲で認められており、設立認可基準取扱要領に次の通り定められている。

- ① 加算適用加入員は、原則、全加入員を対象とすること。
- ② 企業の労働協約、給与規程、退職金規程等により、定年年齢、給与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を加算適用加入員とすることが困難な場合には、労働条件が同様の一部の加入員を加算適用加入員としないことができること。  
ただし、基本部分の年金給付の水準が、プラスアルファで5割（平成17年4月1日前に設立された基金は、1割）の水準を超えていない場合には、加算適用加入員および受給待期脱退者の合計数は、全加入員数の半数以上であること。

## (2) 待期期間について

次の条件を満たす場合には、加算部分において待期期間（加入員となった者が加算適用加入員となるまでに一定の待期を設ける場合の期間）を設けることができる。

- ① 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整する場合であって、その退職金制度の内容の変更が困難な時、または入社後短期間に退職する従業員が非常に多い場合等の事由があること。
- ② 待期期間は、原則として、加入員期間または年齢によるものとし、加入員期間による場合は5年を超えてはならないこと。また、年齢による場合は25歳を超えてはならないこと。年齢と加入員期間により待期を設ける場合にあっては、年齢と加入員期間の待期期間を合算した数が「28」を超えないこと。

## (3) 加算適用加入員でなくなる時期

加入員が加算適用加入員でなくなる時期は、原則として、加入員でなくなったとき、または規約で定められた加算適用加入員としない加入員となったときとする。

ただし、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合で

あって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、定年延長が実施される前の労働協約等に定められた定年年齢に達したときとすることができる。

(4) 休職等期間中の加算適用加入員の非適用について

休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加入員については、「休職等期間の全部又は一部」が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由がある場合にあっては、当該「休職等期間の全部又は一部」について、加算適用加入員としないことができる。

## 5.4.2 標準給与

### 5.4.2.1 標準給与の意義

標準給与とは、代行型基金および加算型基金の基本部分の給付および掛金の基礎となる給与であり、厚生年金保険の標準報酬に対応するものである。

法第 129 条第 1 項では「基金は、加入員の給与の額に基づき標準給与を定めなければならない」とされている。

平成 15 年 4 月 1 日に総報酬制が導入され、月給部分は報酬標準給与（厚生年金保険の標準報酬月額に対応）、賞与部分は賞与標準給与（厚生年金保険の標準賞与額に対応）とされた。

### 5.4.2.2 標準給与の基礎となる給与の範囲

標準給与の基礎となる給与の範囲は、給与の区分に応じ、報酬標準給与は、標準報酬月額の範囲、賞与標準給与は標準賞与額の範囲と一致することを原則としているが、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、一定の簡明な給与を加減した給与をもってこの範囲とすることができる。（令第 16 条）

政府管掌の標準報酬月額および標準賞与額は、賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対価として受ける全てのものを給与の範囲としており、標準報酬月額は、このうち臨時に受け取るものおよび 3 ヶ月を超える期間ごとに受け取るものを除いたもの、標準賞与額は、このうち 3 ヶ月を超える期間ごとに受け取るものとしている。（法第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号）

#### 5.4.2.3 標準給与の基準

報酬標準給与の基準は、月額が60万5千円（標準報酬月額の等級区分が改定されたときは、改定後の最高等級に属する報酬月額の最低額）未満の報酬については、法第20条に定める厚生年金保険の標準報酬月額等級表（標準報酬月額の等級区分が改定されたときは、改定により加えられた等級区分を含む。）の通りとする。

月額が60万5千円以上の報酬については、標準報酬月額では62万円としており、基金の報酬標準給与もこれに従って定めるが、さらに報酬標準給与の等級を定める場合は3万円刻みで等級を設けることができる。

この場合、基金は等級表の第30等級（標準報酬月額の等級区分が改定されたときは、改定後の最高等級）を下回らない範囲において最高限度額を定めることができる。

賞与標準給与の基準は、加入員が賞与を受けた月における賞与額（千円未満切捨）とする。

標準賞与額の上限は150万円（標準報酬月額の等級区分が改定されたときは、政令で定める額）とされており、基金は、賞与標準給与につき、150万円を下回らない範囲において最高限度を定めることができる。

また、給与の範囲について厚生労働大臣の承認を受けて、標準報酬月額や標準賞与額と異なる範囲の給与を標準給与としている基金については、標準給与の月額の区分及びこれに対応する報酬の額の区分並びに賞与標準給与について別段の定めをすることができる。

報酬標準給与について別段の定めをする場合、最低等級の報酬標準給与月額は9万8千円、最高等級は62万円（標準報酬月額の等級区分が改定されたときは、改定後の最高等級の標準報酬月額に相当する額）以上、賞与標準給与について別段の定めをする場合、最高限度の賞与標準給与は150万円以上でなければならない。（令第17条）

#### 5.4.2.4 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定および改定の方法

法第 21 条から第 25 条の規定に従うとされている。（令第 18 条）

#### 5.4.2.5 老齢年金給付の額の算定の基礎となる標準給与

令第 22 条において次の 3 通りの方法が認められている。

##### ① 加入員であった全期間の平均標準給与額

この方法は、厚生年金保険における方法と同様である。平均標準給与額は、加入員であった全期間の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の累計額を全期間の月数で除して得た額である。

##### ② 引き続き加入員であった一定の期間の平均標準給与額

この方法は、基金規約において、どの一定期間を用いるかを定めておく必要がある。一般的には退職直前の期間を採用することが多い。また、期間の幅を何年とするかは基金の裁量とされている。

この方法は、前述の①の方法と比較して、加入員の記録の管理事務が簡便であるという長所を有する反面、年金給付に要する費用が、将来における給付水準の変動に左右されるという点で、財政的安定性において劣るものと考えられる。

##### ③ 老齢年金給付を支給すべき理由が生じた月の前月の報酬標準給与額

この方法は、退職時つまり退職によって当該基金から脱退する時をもって老齢年金給付の受給権を与える（退職時裁定）制度において用いられることが多く、退職による脱退の要件のほか、一定の年齢をその要件とする場合においても可能である。

すなわち、加入員が退職したことによって基金を脱退した場

合に、その脱退の月の前月の報酬標準給与額をもって年金額を算定するので、退職時の給与水準に対応する年金が支給されることになる。しかしながら②の方法と同様に、老齢年金給付に要する費用が、将来における給付水準の変動に左右されるという点で、財政的安定性において劣るものと考えられる。

#### 5.4.2.6 加算給与

加算部分の給付および掛金の基礎となる給与を加算給与といい、設立認可基準取扱要領において次のとおり定められている。

- ① 加算給与は、原則として、標準給与等の定期的に支給される給与の額を用いること。
- ② 加算部分の給付設計が退職金制度等と調整される場合であって、当該退職金制度等の内容の変更が困難な場合には、上記①にかかわらず、当該退職金制度等の給付算定のための基礎給与を加算給与とすることができる。
- ③ 総合設立の基金の加算給与は、原則として、標準給与を用いること。ただし、客観的基準により公平性を担保することを目的として、当該基金の母体となっている業界における勤務年数、年齢別等の平均給与を基礎として、合理的に加工した給与を用いることは差し支えない。
- ④ ポイント制により給付が定められている退職金制度等と加算部分の給付設計を調整する場合には、当該ポイント制が次の要件を満たしていることが必要である。
  - ・昇格の規程が明確に定められていること
  - ・同一加算適用加入員期間を有する加入員について、最大ポイントの最小ポイントに対する割合に過大な格差がないこと

- 恣意的なポイントは存在せず、数理計算が可能であること

### 5.4.3 給付の種類

基金の制度設計には、代行型、加算型、共済型という3つの種類がある。現在では、原則、加算型以外の基金新設は認められておらず、加算型が基金制度の主流を占めている。

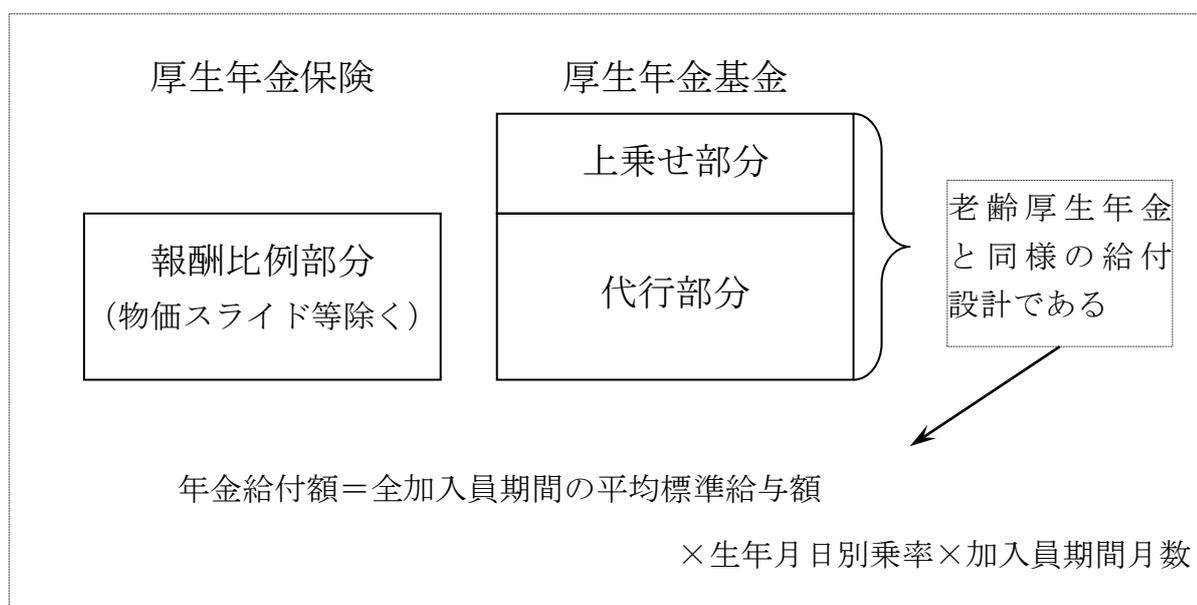
#### 5.4.3.1 代行型

年金給付および掛金の算定基礎となる標準給与について、政府管掌の標準報酬月額および標準賞与額に準じた給与の範囲、等級区分、決定および改定方法を用い、また、給付の算定も、政府管掌と同様の方式を用いて設計するタイプを代行型という。

年金給付額 = 全加入員期間の平均標準給与額

× 生年月日別乗率 × 加入員期間月数

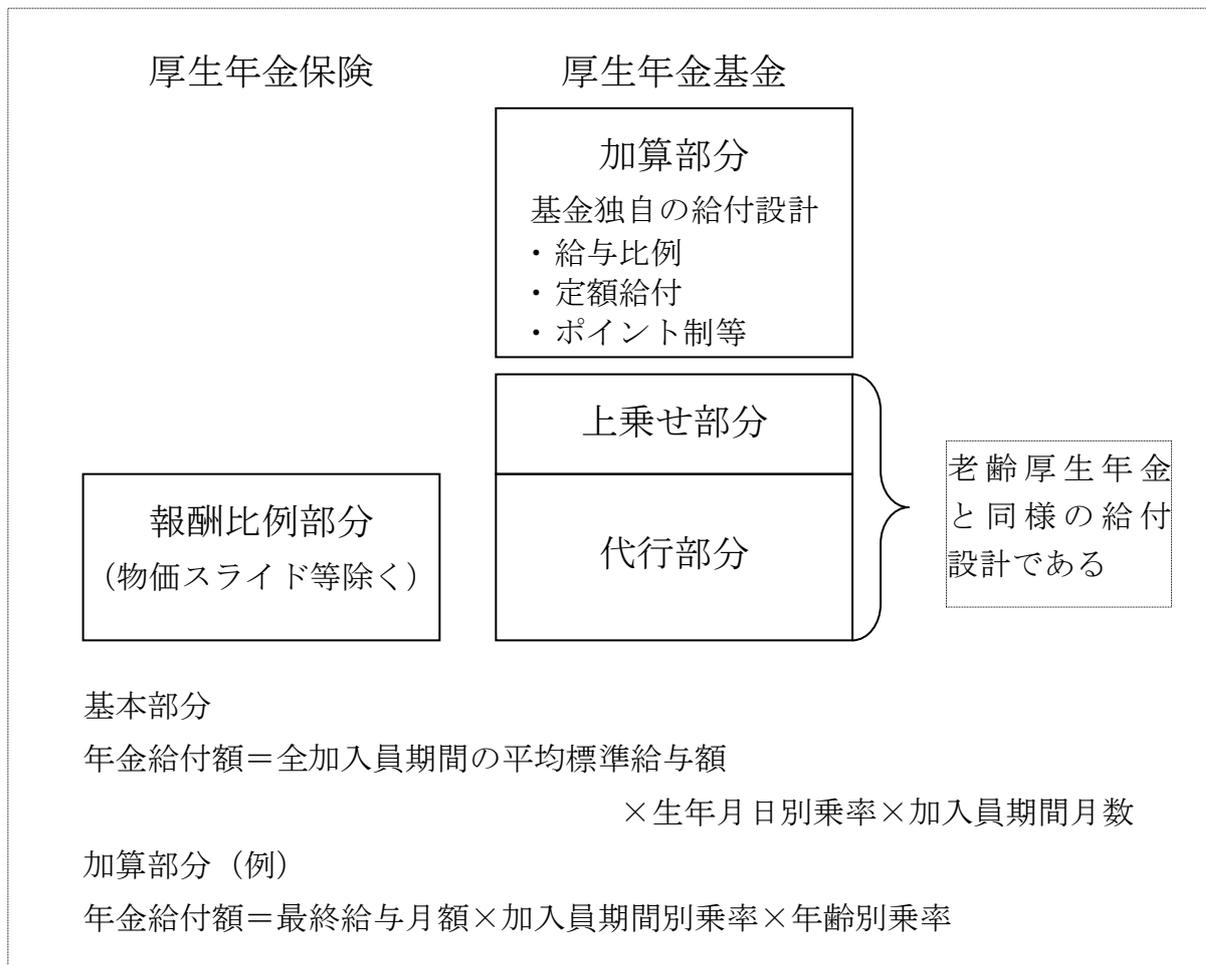
この設計による場合は、給付、掛金、責任準備金の三面で政府管掌を上回るか否かの検証が容易であり、また、連合および総合設立のように複数または多数企業が共通の制度として運営する場合に適し、かつ、基金発足後の事務処理面でも簡便であるというメリットがある。反面、代行的機能が強く、退職金制度との調整においては困難が伴うことが多い。



### 5.4.3.2 加算型

給付内容を、基本部分と加算部分とに分け、基本部分は前述の代行型と同様、政府管掌と同質の体系（基準給与、算定方式）により設計し、加算部分については、基金独自の定率給付または定額給付により設計するタイプを加算型という。

この設計によれば、基本部分は公的年金としての性格が強いが、加算部分は比較的弾力的に設計でき、企業として、既存の企業年金または退職金制度との調整が比較的容易であり、かつそのことによって基金の実情に即した給付設計を行えるメリットがある。



### 5.4.3.3 共済型

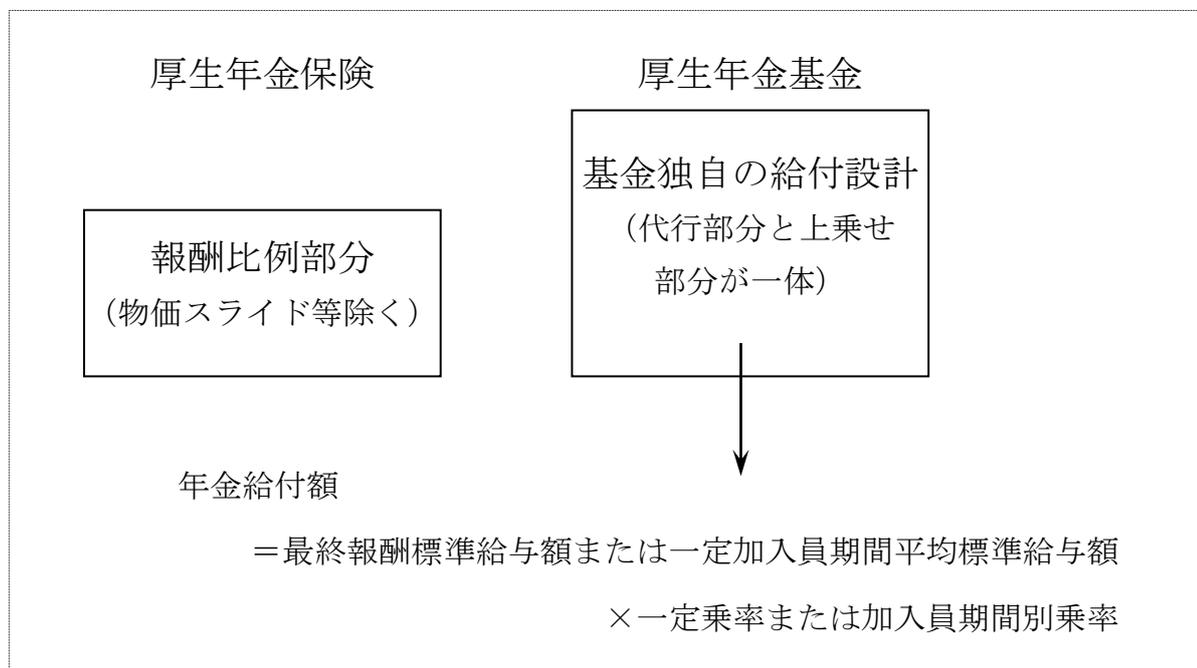
年金給付および掛金の算定基礎となる標準給与について、政府管掌の標準報酬とは異なる給与の範囲、等級区分等を用い、また給与の算定も政府管掌と異なる方式を用いて設計するタイプを共済型という。

#### 年金給付額

$$= \text{「最終報酬標準給与額または一定加入員期間平均標準給与額」} \\ \times \text{「一定乗率または加入員期間別乗率」}$$

この算定方式は、各種共済組合において採用されているため共済型と称されているが、代行部分とプラスアルファ部分が一体となって融合しているため、融合型と呼ばれることもある。

なお、昭和 61 年の共済年金法の改正により、共済年金の算定方式は、厚生年金保険と同様の方式に改正されたため、共済型と称する根拠はなくなっている。



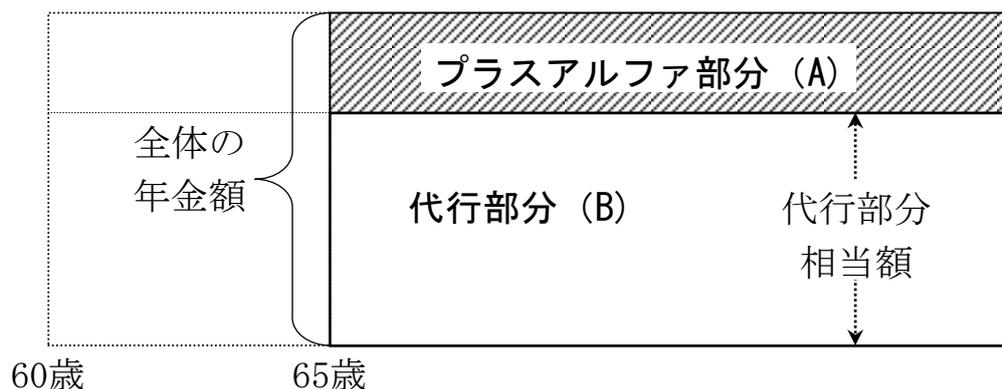
## 5.4.4 給付の水準

### 5.4.4.1 設立認可基準

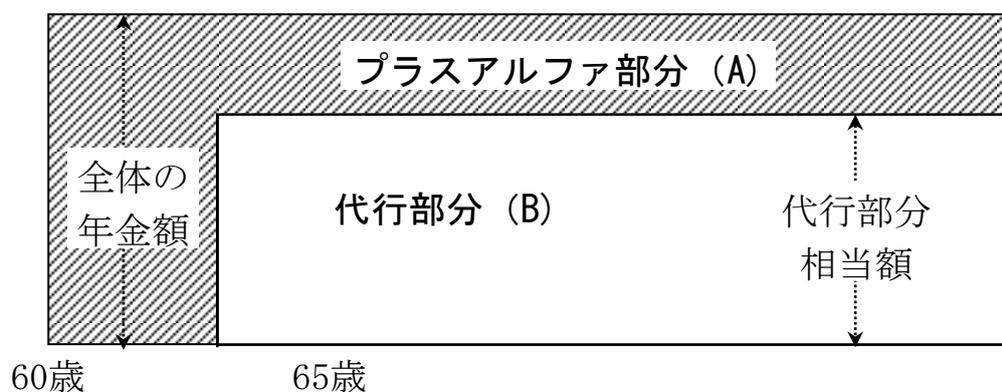
基金の給付が代行部分を上回る部分を通常「プラスアルファ部分」と呼んでいるが、厚生年金基金設立認可基準および厚生年金基金設立認可基準取扱要領では、このプラスアルファ部分の給付水準については次の通り定められている。

- ① プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の5割程度まで確保していなければならないこと。この給付水準は将来にわたって確保されているものでなければならないこと。

#### ○支給開始年齢65歳の場合



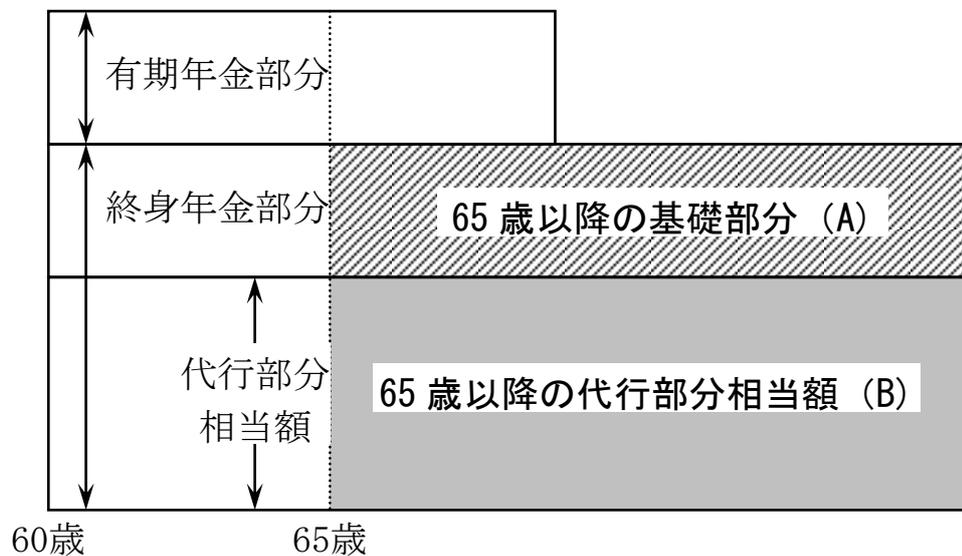
#### ○支給開始年齢60歳の場合



$$\text{プラスアルファ部分 (A)} \geq \text{代行部分 (B)} \times 50\%$$

ただし、平成 17 年 4 月 1 日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）は 1 割程度確保していなければならないこと。

- ② 終身にわたって一定に支給される額のうち、代行部分相当額を上回る額に相当する部分（基礎部分）の 65 歳以降の支給に要する費用の現価相当額が、代行部分相当額に相当する部分の 65 歳以降の支給に要する費用の現価相当額の 5%を下回っていないこと。



$$\text{基礎部分 (A)} \geq \text{代行部分 (B)} \times 5\%$$

#### 5.4.4.2 プラスアルファの算定方法

前述の通り、基金の給付は制度全体で、認可基準で定める給付水準を確保することが求められている。この給付水準を測定するためのプラスアルファについては、以下で述べるように準実額ベースと理論値ベースの2種類があるが、平成12年法改正で支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことにより、プラスアルファの概念は一つとなった。

まず、従前のプラスアルファ（平成14年3月29日付通知改正前）について説明する。

#### 5.4.4.3 通知改正前のプラスアルファについて

プラスアルファの表示方法には、準実額と理論値の2つがある。

##### (1) 準実額のプラスアルファ

プラスアルファ部分の給付現価を、代行部分の給付現価（法第132条第2項に基づく給付現価）で除して算出した割合であり、金額ベースでプラスアルファ部分の厚みを測定したものである。

昭和60年年金局長通知（年発1886号（60年通知））に基づく認可基準においては、準実額のプラスアルファは25%以上（プラスアルファの給付設計が定額である場合は30%以上）であることが求められていた。

プラスアルファ部分の給付設計が定額である場合の給付水準を高く設定していたのは、代行部分は報酬比例の給付のため、ベースアップなどの給与の上昇に応じてその給付水準も増加するのに対し、定額給付では、給付改善を行わない限り、給付水準は一定となり、プラスアルファの割合が相対的に減少するからである。

60年通知では「昭和61年4月1日以降設立される厚生年金基金については、法改正に基づく代行乗率に1.25（プラスアルファ部分の給付設計が定額である場合は1.30）を乗じて得た給付乗率を基礎として算定される給付水準を確保すること」とされていた。

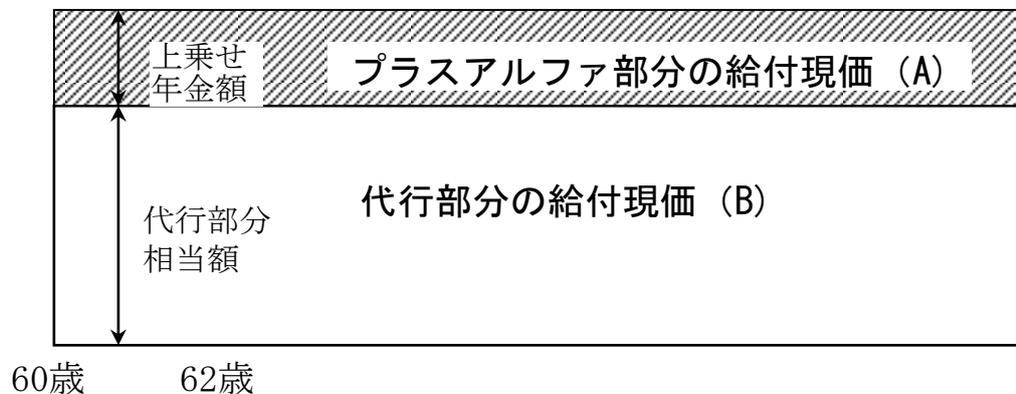
（平成12年3月31日の通知改正に伴いこの基準は廃止）

(2) 理論値のプラスアルファ

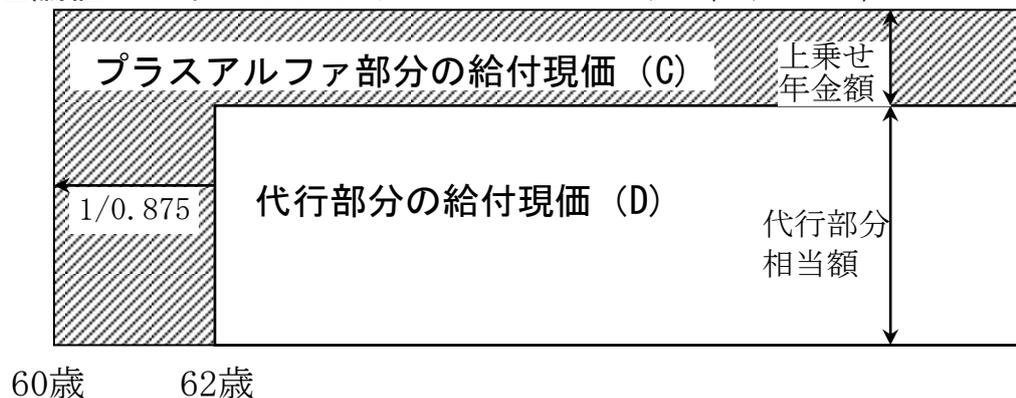
金額ベースの厚みに加えて、年金の支給要件緩和による給付原資の増加部分も含めて測定したものを、理論値のプラスアルファという。

厚生年金本体の平均支給開始年齢はおよそ 62 歳と言われており、一方で基金の基本部分は、基金を脱退していれば 60 歳から支給されることとなるため、この 2 年間の早期受取り部分がプラスアルファの一部となる。

※ 準実額のプラスアルファ =  $A \div B$



※ 理論値のプラスアルファ =  $C \div D = (1+A/B) \times 1/0.875 - 1$



この支給要件緩和によるプラスアルファの割合を、厚生労働省では約 14% ( $\cong 1/0.875 - 1$ ) と評価している。この割合は、厚生年金本体と基金との実態的な年金支給開始年齢の差を勘案したものであるが、個

別の基金ごとに必ずしも対応している訳ではない。

ただし、理論値のプラスアルファを算出する場合には、全てこの割合を使用していた。

$$\text{理論値のプラスアルファ} = (1 + \text{準実額のプラスアルファ}) \times 1 / 0.875 - 1$$

設立認可基準におけるプラスアルファ 3 割程度（通知改正前）とは、この理論値のプラスアルファに基づくものであり、これを準実額で表すと約 14%（ $1.3 \times 0.875 - 1$ ）となる。従って、62 歳までは脱退がない基金では、理論値で 30%のプラスアルファがあっても、実質的には、14%程度のプラスアルファしか確保できていないことになる。

60 年通知によるプラスアルファの基準は、60 歳以上においても加入員である者が多い総合設立基金等の実態に基づいて、当該基金においても 3 割にプラスアルファが確保できるような給付水準として定められていたものである。

(注) 「0.875」は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）第 110 条に示されている。この率は、基本部分の年金給付の一部について、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額（政府負担金）を算出する際に使用する率である。

この率は、 $17.5\% \div 20\%$ として算出されており、17.5%は、昭和 61 年 4 月 1 日前（昭和 60 年改正法施行前）における厚生年金基金に対する国庫負担率（旧法第 137 条第 3 項による場合）であり、20%は、旧厚生年金本体における国庫負担率である。厚生年金本体と基金との実態的な年金支給開始年齢の差を勘案し、基金の国庫負担率が 17.5%とされていたもので、つまり、厚生年金本体と同じ国庫負担率では、支給開始年齢が早い分基金の加入員に対する国庫負担率の

方が多くなることから、双方の国庫負担の現価を等しくするために設定されたものである。算式で示すと次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \underline{62 \text{ 歳支給開始代行相当年金現価} \times 20\%} \\ & \quad \underline{= 60 \text{ 歳支給開始代行相当年金現価} \times 17.5\%} \end{aligned}$$

この関係から、支給要件緩和によるプラスアルファを次の通り算出できる。

プラスアルファ

$$\begin{aligned} & = \frac{\left( \begin{array}{c} 60 \text{ 歳支給開始} \\ \text{代行相当年金現価} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} 62 \text{ 歳支給開始} \\ \text{代行相当年金現価} \end{array} \right)}{62 \text{ 歳支給開始代行相当年金現価}} \\ & = 20\% \div 17.5\% - 1 \\ & \doteq 1.14 - 1 \\ & = 0.14 \end{aligned}$$

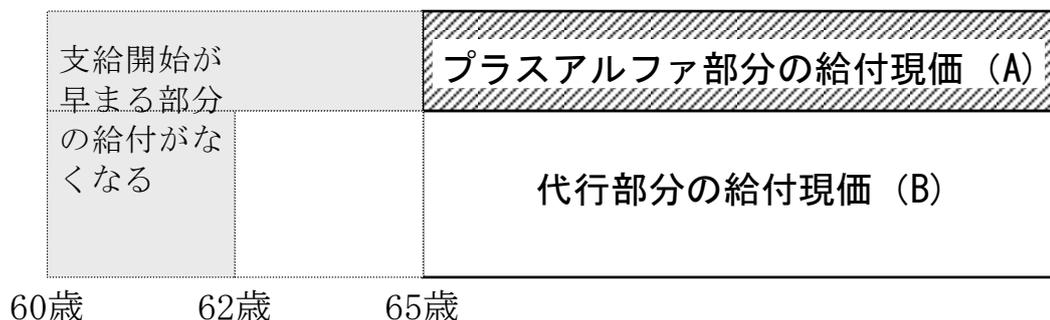
#### 5.4.4.4 通知改正後のプラスアルファについて

老齢厚生年金の支給開始年齢が、平成 25 年度から段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられることに伴い、厚生年金基金の代行給付の支給開始年齢も本体と同様に 65 歳に引き上げられることとなった。

従って、前述の厚生年金本体の平均的な支給開始年齢である 62 歳より早く厚生年金基金から支給される給付部分はなくなり、支給が早まる部分の給付を考慮した理論値プラスアルファと、単に金額ベースでみる準実額プラスアルファに差がなくなり、プラスアルファは 1 つの概念で測定することとなった。

この取扱いは、平成 14 年 4 月 1 日以降を計算基準日とする財政計算から適用されている。

※ プラスアルファ =  $A \div B$



$$\text{基本部分のプラスアルファ} = \frac{\text{基本部分の給付現価の合計 (A+B)}}{\text{法第132条第2項に基づく給付現価の合計 (B)}} - 1$$

$$\text{加算部分のプラスアルファ} = \frac{\text{加算部分の給付現価の合計 (A)}}{\text{法第132条第2項に基づく給付現価の合計 (B)}}$$

実際には、生年月日別によって、支給開始年齢が60歳から64歳の加入員が存在するので、これらの者に係る代行部分の給付現価の算定は実務基準の取扱いに基づき合理的に評価することができる。

#### 5.4.5 給付設計の変更

給付設計の変更にあたっては、給付水準が下がらないことが原則であるが、やむを得ず給付水準が下がる場合にあっては、設立認可基準より、次の(1)～(5)の要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかの場合に該当していること。

(ア) 労働協約または退職金規程等の変更に基づいて基金の給付設計を変更する場合（労働協約等において、厚生年金基金の給付を行うことが労働条件の一部となっており、当該労働条件の変更によりその給付水準を引き下げる必要がある場合）

(イ) 母体企業の経営状況の著しい悪化または掛金の額の大幅な上昇（直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過している場合に限る）により、掛金の負担が困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないと認められる場合

(ウ) 基金の合併、権利義務の承継または法令の改正に伴って給付設計を変更することがやむを得ないと認められる場合

(エ) 厚生年金基金の給付水準を引き下げることにより減少する掛金分を確定拠出企業年金法で規定する企業型年金の掛金として拠出することとする場合

または、以下の(a)および(b)の要件をいずれも満たして、年金給付等積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合

(a) 給付水準の引下げの対象者は、移換加入員となるべき者のみであり、移換加入員となるべき者以外の者の給付を引き下げないこと。

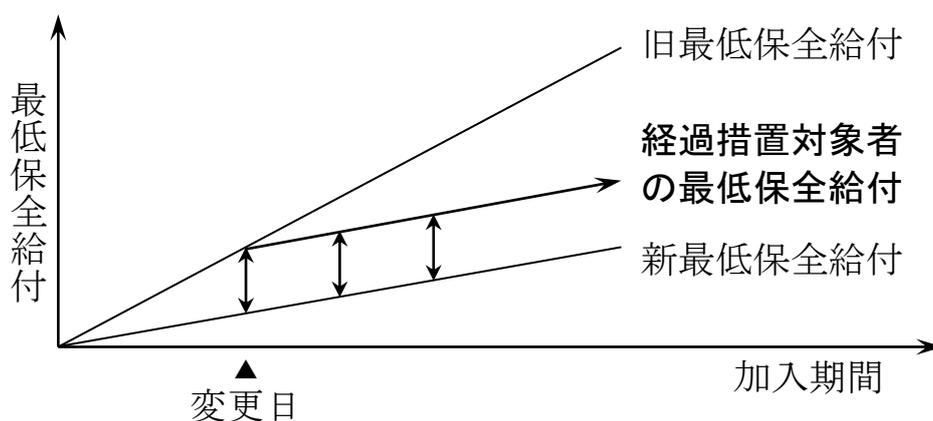
(b) 基金の加入員および加入員であった者が負担した掛金（徴収金を含む）を原資とする部分（以下、「本人負担分」と

いう)の移換に当該加入員又は加入員であった者が同意しない場合にあつては、当該本人負担分は移換しないこと。

- (2) 変更後の給付設計についても、プラスアルファ部分は給付現価で代行部分の5割程度(平成17年4月1日前に設立された基金は、1割程度)まで確保することが必要である。
- ただし、解散に伴い一括拠出すべき掛金の負担が困難なため、やむを得ず給付設計の変更を行う場合にあつては、プラスアルファ部分は給付現価で代行部分の5割程度(平成17年4月1日前に設立された基金は、1割程度)まで確保されていなくてもよい。
- (3) 当該変更について、次の(ア)および(イ)に掲げる同意を得ていること。
- (ア) 基金の設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意
- (イ) 全加入員の3分の2以上の同意(加入員の3分の2以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意で代替できる)
- (4) 給付設計の変更日における加入員に対して、受給権を保全するための経過措置を講じていること。この場合において、経過措置として支給するプラスアルファ部分の給付現価は、変更日において当該経過措置対象者について算定した、変更前の給付設計に基づくプラスアルファ部分の最低積立基準額に相当する額から、変更後の給付設計で経過措置を設けないこととしたときのプラスアルファ部分の最低積立基準額に相当する額を控除した額を下回らないものとする。ただし、前記(1)の(エ)に該当している場合であつて年金給付等積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合、または経過措置が講じられていないことを十分に説明した上で、前記(3)の同意を得ている場合にはこの限りではない。
- (5) 給付設計の変更日における受給者および受給待期脱退者(以下、受

給者等という)の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。ただし、基金の存続のため受給者等の年金の引き下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員および受給者等の三者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次の(ア)～(ウ)の要件を全て満たしている場合には、この限りではないこと。

- (ア) 全受給者等に対し、事前に給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること
- (イ) 給付設計の変更について、全受給者等の3分の2以上の同意を得ていること
- (ウ) 受給者等のうち、希望する者は、当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々人の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く）を一時金として受け取ることができることその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること。（受給者等の全部が給付水準の引下げに係る規約の変更に同意している場合を除く）



- (6) 給付水準が下がる場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、加入員（受給者を除く）の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入員に当該変更が行われ

なかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①および②のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わない。なお、給付現価または最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとする。また、キャッシュバランス型の給付設計の場合の加算年金額の再評価等に用いる指標は、当該指標の過去5年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合

② 一部の加入員または受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

③ 各加入員または各受給者等の最低積立基準額が減少する場合

なお、加入員および受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択できるものとして追加する規約変更であって①～③のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。

(7) 次のいずれかに該当するときは(1)の(i) (括弧書きを除く。)に該当するものとして取扱う。

① 過去5年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主(以下この(7)において「事業主」という。)の当期純利益がマイナスまたはその見込みであること。

② 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること

③ 連合設立および総合設立の基金については、①に該当する事業主が全事業主の概ね5割以上または②に該当する事業主が全事業主の概ね2割以上となっていること。

なお、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。

(8) (5) の (ウ) の「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とは、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

① 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として支給する措置に加えて、次の(a)または(b)その他の給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法

(a) 給付水準の引下げがないものとして、設立認可基準取扱要領第2の4の(5)の②に規定する加算年金額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率により算定する給付現価相当額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する額を除く。（以下この(8)において「給付現価相当額」という。）

(b) 給付水準の引下げがないものとして、規約の定めるところにより算定する選択一時金の額（以下この(8)において「選択一時金」という。）

② 給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、給付水準の引き下げ後の年金を支給する方法

③ ②の措置に加えて、②中「最低積立基準額」を「給付現価相当額または選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法

#### 5.4.6 厚生年金基金が行う給付について

平成 13 年 6 月 15 日に公布された確定給付企業年金法が平成 14 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、厚生年金保険法についても所要の変更が行われた。

これに伴い、厚生年金基金が行う給付については、法第 130 条に次のとおり記載されている。

- ① 基金は、加入員または加入員であった者の老齢に関し、年金たる給付（老齢年金給付）の支給を行うものとする。
- ② 基金は、政令で定めるところにより、加入員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行うものとする。  
（一時金給付を支給しなければならない）
- ③ 基金は、政令で定めるところにより、加入員若しくは加入員であった者の死亡または障害に関し、年金たる給付または一時金たる給付の支給を行うことができる。  
（厚年基金においても、遺族年金および障害給付を行うことが可能）

以下、厚生年金基金が行う『年金たる給付』および『一時金たる給付』の満たすべき基準について、設立認可基準および設立認可基準取扱要領で規定されている事項について述べていく。

## 5.4.7 年金たる給付

### 5.4.7.1 老齢年金給付の支給要件

#### (1) 支給開始時期

法第 131 条第 1 項に、「基金が支給する老齢年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員または加入員であった者が、老齢厚生年金の受給権を取得したときに、その者に支給するものでなければならない」とある。

また設立認可基準では、「支給開始年齢は遅くとも 65 歳とすること。ただし、65 歳以前に法附則第 8 条の規定による老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）の支給を受ける者については、遅くともその開始年齢とすること」とある。

すなわち、基本部分、加算部分ともに支給開始年齢は遅くとも 65 歳とすることが求められている。

この支給開始年齢については、平成 12 年法改正において、老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が、男子は平成 25 年度（2013 年度）から平成 37 年度（2025 年度）にかけて、女子は平成 30 年度（2018 年度）から平成 42 年度（2030 年度）にかけて、3 年ごとに 1 歳ずつ 60 歳から 65 歳に引き上げられることとなり、平成 14 年 4 月 1 日から施行されている。

なお、法附則第 7 条の 3 第 1 項の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者については、上記にかかわらず、当該繰上請求による老齢厚生年金の支給が開始されるまでに、老齢年金給付の支給を開始しなければならない。

○ 平成12年法改正による支給開始年齢

生年月日  
(男子の場合)

61歳	報酬比例部分相当 の老齢厚生年金	老齢厚生年金	昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日
		老齢基礎年金	

62歳	報酬比例部分相当 の老齢厚生年金	老齢厚生年金	昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日
		老齢基礎年金	

63歳	報酬比例部分相当 の老齢厚生年金	老齢厚生年金	昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日
		老齢基礎年金	

64歳	報酬比例部分相当 の老齢厚生年金	老齢厚生年金	昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日
		老齢基礎年金	

## (2) 支給要件

設立認可基準に「1月を超える加入員期間を支給要件としてはならないこと」とある。これは、基金の老齢年金給付のうち基本部分については、一定の加入員期間を支給要件としてはならないということであり、加入員期間が1ヶ月であっても、その1ヶ月に相当する老齢年金給付を支給するようにならなければならない。

なお、短期勤続で脱退する加入員については、基金から直接に給付は行わず、企業年金連合会又は他の基金に支給義務を移転して給付を行なうことになる。

一方、加算部分の加算年金の支給要件は、設立認可基準取扱要領において次の①～④のように定められている。

- ① 加算年金の支給要件は、原則として、加算適用加入員期間、退職または年齢を基準として定めること。
- ② 20年を超える加算適用加入員期間を加算年金の支給要件としてはならないこと。ただし、適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合の当該権利義務承継に係る給付については、この限りではないこと。
- ③ 加算部分の給付設計が、退職金制度等と調整される場合であって、その退職金制度等の内容の変更が困難なときは、退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件とするか、またはこれを前記①の要件に加えることができること。
- ④ 退職事由や一定の年齢以降の退職等を支給要件に加える場合には、20年の加算適用加入員期間を満たす者のうち80%以上の者が当該要件を満たすこと。ただし、適年移行における当該権利義務に係る給付についてはこの限りではないこと。

また、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金においても

障害給付金を支給することが可能となったが、加算年金の受給権者が、障害給付金を支給されたときは、次の(a)および(b)に定める基準に従い、加算年金の額の全部または一部の支給を停止することができる。

(a) まだ支給されていない加算年金の現価相当額が、障害給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止することはできない。

なお、この場合の現価相当額の計算に使用する予定利率は、前回の財政検証の基準日における下限予定利率（5.5.4.3（2）参照）となっている。

(b) 障害給付金の支給期間が終了したときに、加算年金の支給期間がまだ終了していない場合は、当該障害給付金の支給期間が終了した後の加算年金の支給期間については、支給停止しないこと。

### (3) 支給要件としての資格喪失

設立認可基準に「支給要件としての資格喪失は、加入員が当該基金からの脱退によりその資格を喪失した場合とすること」とある。

通常、基金制度は、個別企業において設けられる年金制度であることから、その支給要件である基金制度からの脱退は、当該企業からの退職をもって充足されたと見るべきである。

従って、基金制度における支給要件としての資格喪失は、当該基金の適用範囲である職域からの退職に限定し、所定の支給開始年齢以降における再就職は、当基金の適用範囲である事業所への再就職でない限り、支給停止の事由とすることは適当でないということである。

## 5.4.7.2 支給期間

法第131条第3項では「老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、老齢厚生年金の受給権の消滅理由以外の理由によって、

その受給権を消滅させるものであってはならない」と規定されている。

つまり、受給権の消滅理由である受給権者の死亡時まで老齢厚生年金給付を行う終身年金でなければならないことを意味している。

ただし、加算部分については、後述する「加算年金の額の改定」により、その一部を有期年金とすることができるが、前述の給付水準のプラスアルファの通り、基礎部分の現価相当額（65歳以降）は代行部分の現価相当額の5%以上でなければならないことから、無条件に全てを有期年金とすることはできない。

#### 5.4.7.3 年金額の算定方法

基金が支給する老齢年金給付の額の算定方法は、法第132条第1項に、「基金が支給する老齢年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与および加入員であった期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない」とあり、その具体的内容については、政令に委ねられている。

加入員の標準給与の取扱いについては、5.4.2 標準給与で既に述べたとおりであるので、以下では『加入員であった期間』および『給付額の算定方法』についてみていく。

##### (1) 加入員期間について

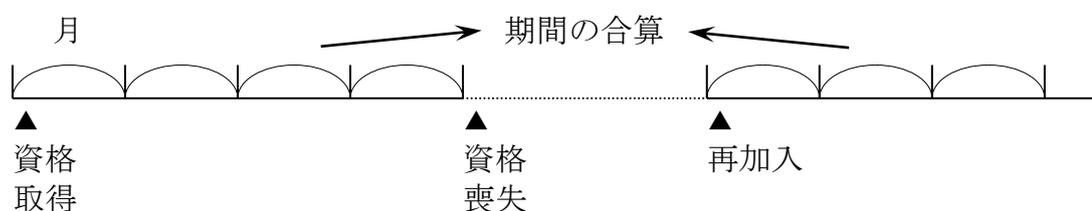
年金額の算定の基礎に用いられる加入員期間については、基金令第20条において次の通り規定されている。

第1項によれば「老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間を計算する場合には、月によるものとし、かつ、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するものとする」となっている。

第2項によれば「加入員の資格を喪失した後、再びもとの基金の加

入員の資格を取得した者（加入員の資格を喪失した後に、他の基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継し、又は企業年金連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者を除く。）については、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間は、当該基金における前後の加入員であった期間を合算した期間とする」となっている。

これは、厚生年金保険の被保険者であった期間と全く同様の取扱いであり、基金の支給する年金給付が老齢厚生年金を代行する機能を有していることに起因するものである。



なお、加算部分における加算適用加入員期間については、必ずしも加入員期間と同一の取扱いとしなければならないものではないが、原則として、前述の諸基準を満足するよう取り決められるべき性質のものである。

更に基金令第24条においては「厚生省令の定めるところにより、当該基金の加入員の基金設立前の期間のうち当該基金が設立されていたとしたならばその者が加入員となっていたと認められる期間その他これに準ずる期間を、老齢年金給付の額の算定の基礎として用いることができる」とされている（いわゆる過去勤務期間の通算）。通常の場合、加算部分の給付の算定の基礎として用いられることが多い。

## (2) 給付額の算定方法

老齢年金給付の額の算定方法については、基金令第23条に、次のいずれかに該当するものでなければならないとされており、3つの型がある。（5.4.3参照）

一般に、①および②は代行型および共済型と呼ばれており、③は加算型と呼ばれているところである。

- ① 加入員の基準標準給与額に一定の率を乗じて得た額に、加入員であった期間の月数を乗ずる方法
- ② 上記の①に規定する方法に準ずる方法として厚生労働省令で定める方法により、加入員の基準標準給与額および加入員であった期間を用いて算定する方法
- ③ 上記①または②に規定する方法により算定する額に、規約で定める額（加算額）を加算する方法

代行型または加算型における基本部分の年金額は、老齢厚生年金の例により算定することとされており、次の計算式により算定される。

$$\text{年金給付額} = \text{加入員期間中の平均標準給与額} \\ \times \text{基金の給付乗率} \times \text{加入員期間月数}$$

#### 【給付水準の5%適正化】

平成12年法改正時に老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付が5%適正化されたことに伴い、それまでの給付乗率7.5/1000が7.125/1000に引き下げられた。

これに伴い、老齢厚生年金本体の生年月日に応ずる乗率9.5/1000～7.125/1000に対し、基金制度における給付乗率は、生年月日に応ずる9.6/1000～7.225/1000以上に設定されている。

ただし、平成12年3月31日時点で受給権者である者については従前の給付が保証されている。（給付水準の5%適正化は平成12年4月1日の施行）

### (3) 加算年金額の算定方法

加算年金額の算定方法については、設立認可基準取扱要領において、次の(a)～(f)のいずれかの方法と規定されており、また基金の加算年金を企業の退職給与規程等に基づく給付金と調整するときは、その他の方法（例えばポイント制度など）によることもできるとなっている。

- (a) 加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた額に、規約で定める数値を乗ずる方法
- (b) 加算適用加入員であった期間の全部または一部における加算給与の額その他これに類するものの平均額または累計額に、加算適用加入員期間の全部又は一部に応じて定めた率および規約で定める数値を乗ずる方法
- (c) 加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額または加算給与の額その他これに類するものに一定割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法（キャッシュバランスプラン）  
なお、加算適用加入員であった期間のうち規約で定める期間については、その合計を加算適用加入員であった期間の全部又は一部とすることができる。また、一定の割合については、規約で定める期間ごとに異なるものとすることができる。
- (d) (a)～(c)の方法を組み合わせた方法
- (e) (a)～(d)の方法で算定した額と、これと異なる(a)～(d)の方法で算定した額のうち、高い額又は低い額とする方法
- (f) (a)～(e)の方法を組み合わせた方法

なお、(d)及び(f)における組み合わせた方法とは、給付の額及び算定の方法について、以下のうち規約で定めるいずれかの方法とすること。

ア 加法

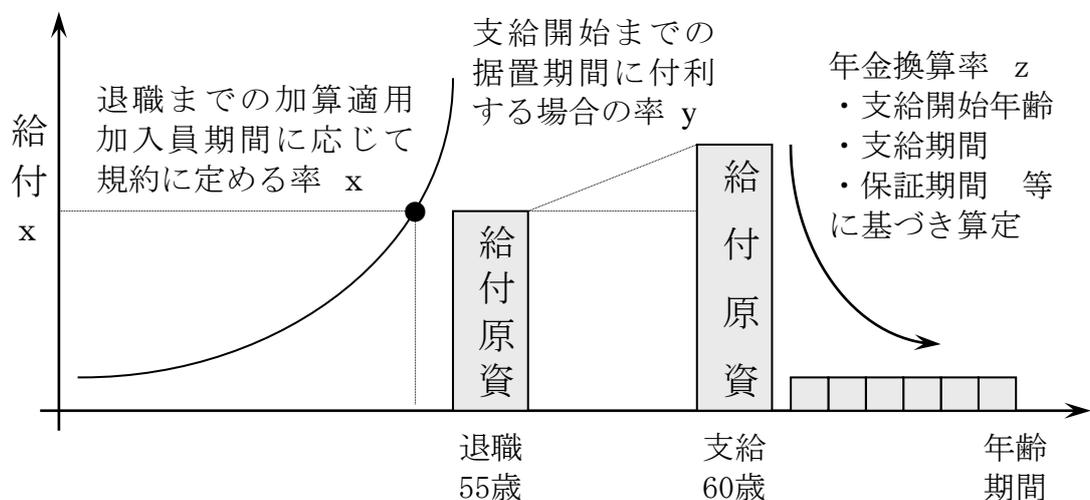
イ 減法(ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。)

ウ 一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法

エ 加算適用加入員期間、給付額算定用加算適用加入員期間、加算適用加入員でなくなった事由、労働協約等に定める職種等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

上記の(a)～(c)の規約で定める数値とは、支給する加算給付ごとに、以下に掲げるものに応じて定めるものであって、算定に用いる予定利率は、前回の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率(直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均 また

(b)の例 : 加算年金額 = 退職時の加算給与  $\times x \times y \times z$



は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率)のうち、最も低い下限予定利率を下回らない範囲で定

めた率（なお、財政計算を実施した場合であっても、当該財政計算に係る規約変更の適用日までの間は、当該財政計算の直前の財政計算を「前回の財政計算」として取り扱うものとする。）であり、予定死亡率については前回の財政計算において用いた予定死亡率（給付の設計の変更（予定死亡率を変更するものに限る。）を伴わない財政計算を行う際に変更を要するものではないこと。）を使用することとなっている。

- ① 支給開始年齢
- ② 支給期間
- ③ 保証期間（保証期間を定めた場合に限る）
- ④ 加算適用加入員でなくなった時から、加算年金の支給要件を満たすまでの据置期間（加算年金の額に当該期間に係る利子相当額を加算することとなっている場合に限るものであり、付利率は零を下回らない範囲で定めた率である）
- ⑤ 加算年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族給付金の給付設計（規約において、加算年金の受給権者がその遺族に支給される遺族給付金の給付設計を選択できることを定めた場合に限る。）
- ⑥ 加算適用加入員でなくなった事由
- ⑦ 加算適用加入員でなくなった日の年齢
- ⑧ 職種若しくは学歴（労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、加算年金に差を設けることにつき合理的な理由がある場合に限る。）
- ⑨ 加算適用加入員期間の全部又は一部（以下「給付額算定用加

算適用加入員期間」という。) なお、給付額算定用加算適用加入員期間については、端数処理を行う場合は、給付額算定用加算適用加入員期間(端数処理後)が加算適用加入員期間(端数処理後)を上回ることは差し支えない。

<再評価について>

加算年金額の算定方法を上記の(c)とした場合の再評価は、規約で定める期間ごとに、以下に掲げるもの(指標)を用いて行うものとする。この場合、指標は零を下回らないものとするものとされている。なお、規約で定める期間ごとに異なる指標を規約に定めて用いることができる。

① 定率

② 国債の利回りおよびその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの。例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであるとされている。

(ア) 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

(イ) 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

(ウ) 基金令第39条の12第1項に掲げる有価証券指標

③ 上記の①と②の率を組み合わせたもの

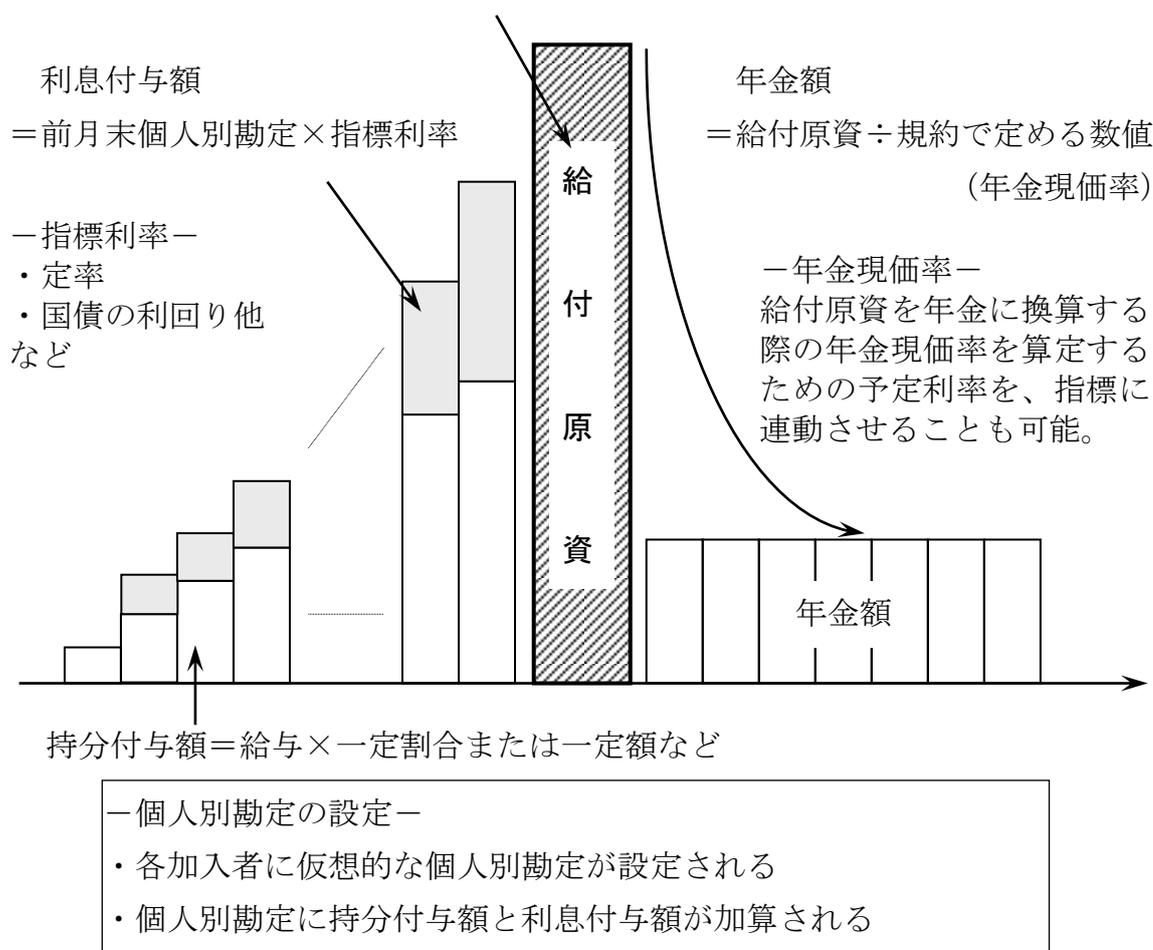
④ 上記の②または③の率にその上限または下限を定めたもの

<キャッシュバランスプランについて>

キャッシュバランスプランは、給付額の算定方法が予め規約に定められており、算定方法の中で使用する利率に関する部分については、その決定方法が規約に定められていて、実際の利率は国債の利回り等の市場動向に応じて変動するものであり、確定給付型と確定拠出型の両方の特徴を持っている。確定給付型の制度に分類されることから、退職給付債務として認識する必要があるが、退職給付債務の計算に使

用する割引率とキャッシュバランスプランでの指標に連動性を持たせることで、従来の確定給付型の給付設計に比較し、割引率の変動による退職給付債務・費用認識の変動を抑えることができる。

『持分付与額+利息付与額』の累積



#### 5.4.7.4 加算年金額の改定

基金から支給される年金は、終身にわたって一定額が支給されることが原則となっているが、加算年金の支給期間中の一定の時期において、あらかじめ定められた方法により、加算年金額を改定することができる。これにより、基金の給付設計として有期年金（確定年金を含む）を導入

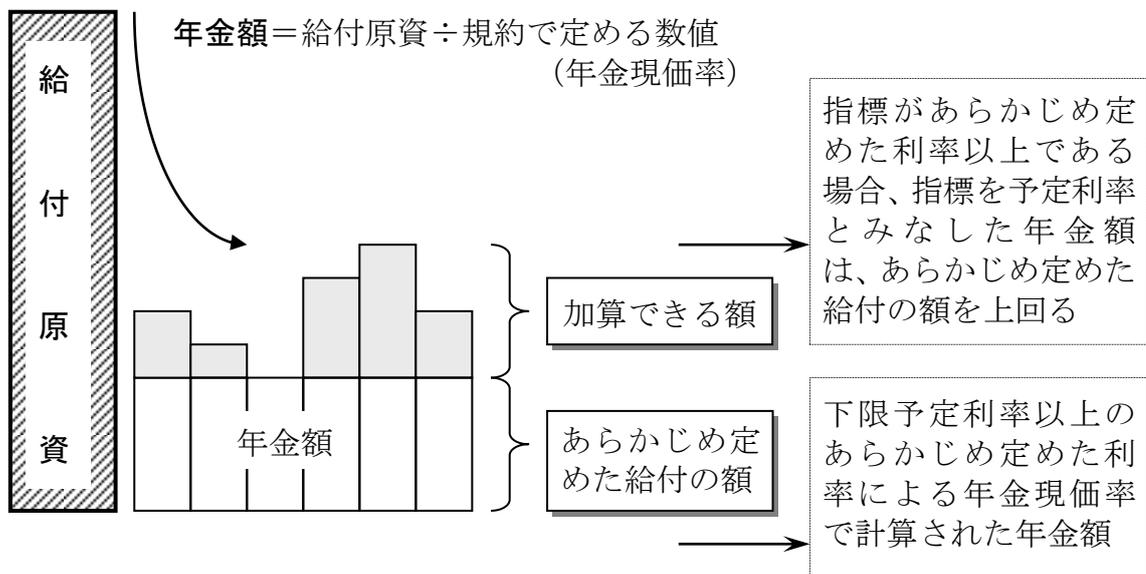
することが可能であるが、あくまでも、年金給付は終身年金を基本とするという考え方が基礎となっており、有期年金と終身年金の組合せという考え方ではない。額の改定についての基準は次のとおりである。

- ① 額の改定は、年金受給権者が一定の年齢に達したときまたは加算年金の支給開始後一定の期間を経過したときのいずれかの時期とすること。
- ② 改定後の加算年金の額の算定は、次の(ア)から(オ)のいずれかの方法によること。
  - (ア) 改定前の加算年金の額に、一定の率を乗ずる方法、一定の額を加減する方法またはこれらに準ずる方法
  - (イ) 改定後の加算年金の額を規約で定める 5.4.7.3 年金額の算定方法 (3) 加算年金額の算定方法の (a)～(f)のいずれかの方法で算定した額とする方法（当該改定前の加算年金の額を算定した方法を除く。）
  - (ウ) 改定前の加算年金の額に、当該改正前の加算年金の額に指標を乗じて得た額を加算する方法
  - (エ) あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額が、あらかじめ定めた給付の額を上回る額、その他これに類する額を加算する方法
  - (オ) 加算年金の支給開始後に給付額算定用加算適用加入員期間の全部又は一部に基づいて改定する方法

なお、(エ)に規定する給付の額の改定を行う場合であって、あらかじめ定めた給付の額についても、一定期間ごとに、改定時の前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率を下回らない範囲で＜再評価について＞に規定する指標に応

じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。

- ア 「あらかじめ定めた給付の額」となる額の改定に用いる<再評価について>に規定する指標をあらかじめ規約に定めること。
- イ 「あらかじめ定めた給付の額」に具体的にどのような改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。
- ウ 選択一時金を設けること。



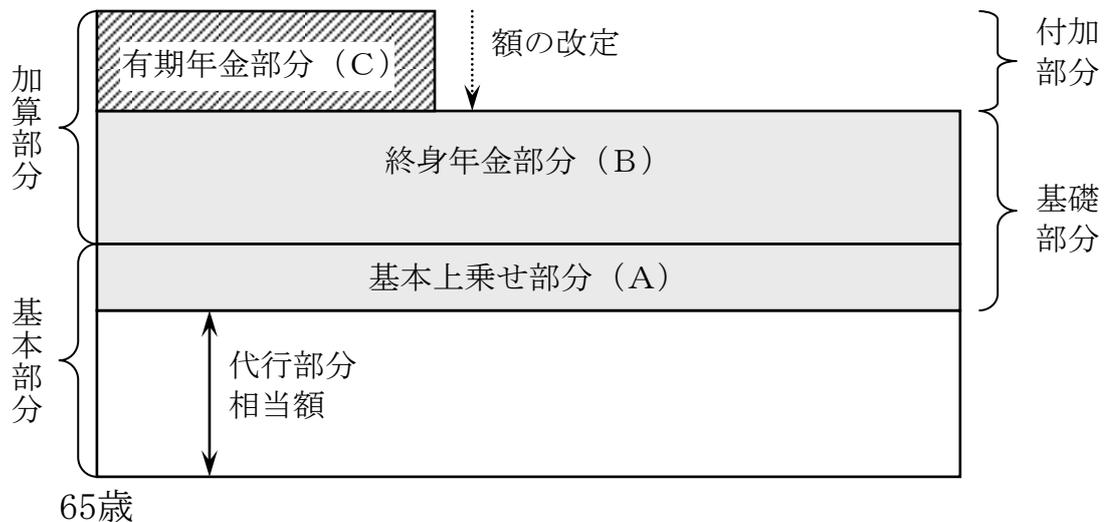
- ③ 額の改定の方法は、加算適用加入員期間、年齢またはその他の要件に応じて定めることができること。
- ④ 額の改定により、支給期間中に減額（②の(エ)による方法で加算年金の額を改定することにより、改定後の加算年金の額が、改定前の加算年金の額を下回る場合を除く）が行われる加算年金は、基礎部分の現価相当額が、代行部分相当額を上回る年金額に相当する部分から基礎部分を除いた部分（付加部分）の現価相当額を下回っていないこと。

ただし、年金給付の水準が法第 132 条第 3 項に規定する水準（代行給付額の 3.23 倍）に達している基金においては、基礎部分の現価

相当額が、同項に定める額から代行部分相当額を控除して得た額を年金額とする終身年金の現価相当額の2分の1に達しているときは、基礎部分の現価相当額は付加部分の現価相当額を下回っていてもかまわないとされている。

この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、代行保険料率の算定にもちいるものと同じのものとする必要がある。ただし、キャッシュバランスプラン又はこの方法を含む方法における加算年金額の再評価に用いる指標については、過去5年間の実績の平均を指標利率の予測値として算定するものとする。

なお、適年移行における権利義務に係る給付については、付加部分の現価相当額の算定の基礎としないことができる。



条件：A + Bの現価相当額 ≥ Cの現価相当額

#### 5.4.7.5 選択一時金

年金受給者には年金として給付を行うのが原則であるが、「当分の間、プラスアルファ相当分の一部につき、本人の選択による一時金払を認め

ることとし、その支給開始時期については、脱退時または老齢年金給付の開始時のいずれかを規約で定めること」とあり、一定の条件のもとで、年金受給者の選択により年金給付の一時金払いが認められている。

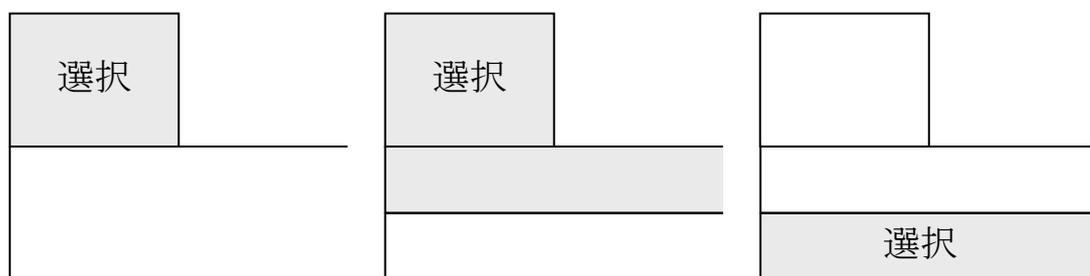
この選択一時金に関する取扱いは次の通りである。

- ① 代行部分相当額を上回る額に相当する部分の加算年金に保証期間が設けられているときは、当分の間、年金受給権者の選択により加算年金に代えて一時金（選択一時金）を支給することができる。
- ② 選択一時金の選択時期は、加算適用加入員でなくなった後から、加算年金の保証期間終了時までの年金受給権者が選択する任意の時期とすることができる。
- ③ 選択一時金の選択は、次のいずれかの方法による。
  - (ア) 加算年金の額の全部に相当する部分を選択する方法
  - (イ) 加算年金の額の一部に相当する部分を選択する方法
- ④ 規約に定める選択一時金の選択肢には、必ず一部選択の選択肢を設けなければならない。
- ⑤ 選択一時金の額の算定は、加算年金の額に一定の率を乗ずる方法またはこれに準ずる方法による。
- ⑥ 選択一時金の額は、加算年金を年金として支給することとした場合の加算年金のうち保証期間に相当する部分の現価相当額を限度とする。この場合において、現価相当額の算定に用いる利率は、選択一時金を選択する日の直近の財政計算の基準日における下限予定利率または加算年金支給開始要件を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率（ただし、加算年金の額の算定において、加算適用加入員でなくなったときから、加算年金支給開始要件を満たすまでの期間の全部または一部について、下限予定利率を下回る利率を用いる

場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとにおける当該下回る利率。当該期間に応じた利子に相当する額を加算しない場合は零)とする。

- ⑦ 一部選択があった場合に支給する加算年金（一部選択後の加算年金）は、終身にわたって支給されるものでなければならず、かつ、その支給開始時期は、一部選択がなかったとした場合に支給する加算年金（一部選択前の年金給付）の支給開始時期（中途選択による一部選択のときは中途選択を行った時期）と同一でなければならぬ。
- ⑧ 一部選択後の加算年金の額の算定は、一部選択前の加算年金の額に一定の率を乗ずる方法、一定の額を加減する方法またはこれらに準ずる方法とする。

（一部選択可の例）



（一部選択不可の例）



#### 5.4.7.6 加算給付の分割

加算部分の給付額が複数個の給付額の合計額として算定される場合であって、加算部分の給付設計が退職金制度等と調整され、その退職金制度の内容の変更が困難なときは、各給付額の給付の適用を受ける加入員の範囲は加算適用加入員と異なっても差し支えないこととされている。

また、一部の給付額の給付に加入員の負担を伴うものがある場合には、当該給付の適用については、35歳以下の年齢または10年以下の加入員期間による待期を設けることができる。

#### 5.4.8 一時金たる給付

基金は、基金の行う本来の業務である年金たる給付のほかに、加入員の脱退について「脱退一時金」の支給を行うこととあり、加入員または加入員であった者の死亡については「遺族一時金」を支給することができる。（法第130条第2項および第3項）

脱退一時金は、設立認可基準取扱要領で次の通り定められている。

- ① 脱退一時金は、加算年金の支給要件を満たさない加算適用加入員に対して支給できること。
- ② 3年以上の加算適用加入員期間を有するものには、支給すること。
- ③ 適格退職年金移行における権利義務に係る給付については、3年以上の加算適用加入員期間を有する者に脱退一時金を支給しないこととすることができる。
- ④ 平成14年4月1日施行の65歳支給開始年齢引上げに伴い、基本部分の老齢年金給付の支給開始年齢が、65歳（65歳前に法附則第8条の規定による老齢厚生年金の支給を受ける者については、当該老齢厚生年金の支給開始年齢）前の基金にあっては、連合会に支給義務を移転すべき中途脱退者に対して、脱退一時金を支給することができる。

遺族一時金については、加算型の加算部分に設けられることが多く、加入員の在職中の死亡、年金受給待期中の死亡、年金受給中の死亡について支給が行われる。

#### 5.4.9 グループ区分

総合設立基金や連合設立基金においては、設立事業所間の退職金水準差や、掛金負担能力差等から、画一的な給付設計が困難な場合がある。また、単独設立基金であっても職種等によって退職金水準に差があるため、単一の給付設計が組み難い場合もある。

このように給付設計を一本化することが困難な場合においては、同一基金内において、加算部分の給付設計を異にするグループ区分を設けることが認められており、グループ区分を設ける場合の基準は、次のとおりである。

- ① 企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等により、定年年齢、給与、退職金等の労働条件に差異があり、全加入員を通じて一本の給付設計を行うことが困難な場合は、これらの労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分を設けることができる。この場合であっても、総合設立の基金については、企業別によるグループ区分を原則とするが、各企業の労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等に照らして、当グループ区分の構成員の労働条件の類似性が客観的に認められる場合には、企業別によらないグループ区分を設けることができる。
- ② いずれのグループ区分においても、プラスアルファは5割程度（平成17年4月1日前に設立された基金は、1割程度）までは確保されていること。

なお、総合設立の基金内でグループ間を移動する場合に発生する後発債務については、一括償却することができる。

## 5. 4. 10年金給付の裁定

### 5. 4. 10. 1受給権の裁定

基金が支給する年金給付または一時金給付を受ける権利は、権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、基金が裁定することとなっている（法第 134 条）。この裁定の権限は、基金固有の基本的な権限であるため、たとえ受託会社等と業務委託契約を締結している場合であってもこれを委託することは認められていない。

年金給付または一時金給付を受けるためには、各種の条件が客観的に満たされているだけでは十分でなく、基金による受給権裁定の処分が行われる必要がある。

裁定の請求は、受給権者本人が行わなければならない。そのため、受給権者が請求を行う前に死亡した場合は、請求を行う者がいないこととなり、給付の支給は行われなないこととなるが、この例外として後述するように法第 136 条において準用する法第 37 条第 3 項（未支給の保険給付）の規定が置かれている。

なお、受給権者に利益を帰属させる目的をもってする受給権者の自由な意思による委任契約に基づく代理請求は認められ、また受給権者が未成年である等法律行為能力を欠く場合は、法定代理人が代理請求することとなる。

### 5. 4. 10. 2年金給付の支給期間および支払期月

#### (1) 支給期間

年金給付の支給は、月を単位として行われる。すなわち、年金給付を支給すべき事由が生じた月の翌月分から権利が消滅した月分までが支給される（法第 136 条で準用する法第 36 条）。

支給すべき事由が生じた日が月の初日であっても、その月分は支給されないが、権利が消滅した日が月の初日であっても、その月分は支給される。同様に支給を停止すべき事由が生じた時は、その事由が生じた月の翌月分から、当該事由の消滅した月分まで支給されない。

## (2) 支払期月

年金給付の支払期月は、老齢厚生年金の受給権者に基金が年金給付する場合は、当該老齢厚生年金の支払期月の例によることとされている（法第 135 条）。

老齢厚生年金の支払期月は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 6 期に、それぞれの前月分までの 2 ヶ月分が支払われることとされている（法第 36 条第 3 項）。

ただし、前支払期月に支払うべきであった年金または権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払うこととされている（法第 36 条第 3 項）。

例えば、年金給付の裁定請求が遅れて、受給権が発生した月から数ヶ月後に裁定が行われたとすると、受給権が発生した月の翌月分から前の支払期月の前月分までの年金給付は、直ちに支給を受けることができる。

### 5.4.10.3 未支給の年金給付等

基金が支給する年金給付または一時金給付を受ける権利は、当該受給権者本人の一身に専属するものであって他人に譲渡することはできず、従って、相続の対象にもならないこととなっている。

しかし、受給権者が死亡した場合、当該受給権者に支給すべき年金給

付または一時金給付でまだその者に支給しなかった分があるときは、これを支給することとなっている。（法第 136 条において準用する法第 37 条）

## 5.4.11 掛金

### 5.4.11.1 掛金の徴収、負担および納付義務

掛金は、厚生年金基金が支給する年金給付および一時金給付に要する主要な財源であり、基金は厚生年金保険のうち老齢厚生年金の報酬比例の給付を代行するものであるから、給付と同様、厚生年金保険における条件とのバランスを考えて、次のように定められている。

#### (1) 掛金の徴収

基金は、基金が支給する年金たる給付および一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収すると規定されており（法第 138 条第 1 項）、この徴収権は、以下の通り厚生年金保険の保険料に準じた取扱いを受ける。

- ① 年金給付の基礎は、加入員の資格を取得した月から、加入員の資格を喪失した月の前月までであり、その各月につき、掛金の徴収権が発生する（法第 138 条第 2 項）。
- ② 滞納についても、厚生年金保険の保険料に準じた滞納処分ができ、また先取得権についても、国税および地方税に次ぐ順位が与えられている（法第 141 条）。なお、掛金債権は、掛金納付期限から 2 年経過したとき、短期消滅時効により消滅する。また、掛金の納入告知、督促は、時効中断の効力を有する（法第 170 条）。
- ③ 設立事業所以外の事業所に同時に使用される加入員にかかる掛金のうち、加入員および当該事業主の負担すべき額は「徴収金」として徴収できる（法第 140 条）。
- ④ 掛金および負担区分に関する事項は規約に定めなければならないことになっており、規約を変更したときは厚生労働大臣に

認可申請を行うことになる（法第 115 条）。

## (2) 掛金の負担および納付義務

掛金は、加入員および事業主がそれぞれ半額を負担することが原則である。また、加入員と事業主の負担割合についても、原則として全加入員を通じて同一のものでなければならない（差別取扱いの禁止）（令第 32 条）。

事業主の負担割合を増加させることもできるが（法第 139 条第 2 項）、少なくとも加入員の負担する掛金の総額は、政府管掌ベースの法定保険料（いわゆる免除保険料の半額）を下回ることはできない。

なお、法令上で明文化されたものではないが、社会保険料との関係で加入員の負担する掛金合計（基本部分と加算部分の合計）は、国家公務員共済年金の組合員負担水準（国公水準）以下でなければならない。

当該基金の設立事業所以外の事業所に同時に使用される者に係る掛金を徴収金というが、その負担割合は、標準給与の比率により按分した額となる（法第 138 条第 4 項）。

事業主は、加入員負担分および自己の負担する掛金を納付する義務を負うこととされており（法第 139 条第 3 項）、加入員に給与を支払う時に加入員の負担する掛金を給与から源泉徴収する（法第 141 条）。

加算部分の掛金の一部を加入員が負担する場合に、若年加入員の負担能力が著しく低いと認められる場合、または調整する退職金規程等の内容の変更が困難な場合には、加入員が負担を開始する期間について、一定の待期を設け、待期期間中は全額事業主負担とすることができる。

ただし、待期期間は年齢で設ける場合には35歳以下、加算適用加入員期間で設ける場合には10年以下としなければならない（設立認可基準取扱要領）。

(3) 休職等の加算適用加入員に係る掛金の非拠出

休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の加算適用加入員について、「休職等期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができる。

また、一定の年齢以上等の加算適用加入員については、「当該期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより加算部分の給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該算定の基礎としていない部分の全部又は一部について、当該加算適用加入員に係る掛金を拠出しないことができる。

#### 5.4.11.2 掛金額の算定方法

掛金額は、年金給付および一時金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されなければならない、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算されなければならない（令第33条第2項）。

年金給付および一時金給付に要する費用のうち、掛金の算定の基準となる日以後の加入員と見込まれる期間（将来期間という）に係る給付に要する費用については、将来にわたって平準的に徴収する標準掛金額で賄うことになる（規則第32条第3項）。

一方、この標準掛金額だけでは、将来にわたって財政の均衡を保つために必要な掛金額に不足する場合は、標準掛金額に追加して補足掛金額を徴収することになる。

この補足掛金額は、未償却過去勤務債務を償却するための特別掛金とそれ以外の特例掛金（次回再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するための掛金や最低積立基準額および最低責任準備金を確保するために拠出する掛金など）に分類される（規則第32条第4項）。

なお、掛金額は、加入員の標準給与の額に一定の率を乗ずる方法、またはこれに一定の額を加算する方法に基づき算定することとされているが、補足掛金額については、徴収すべき額そのものを規約に定める方法も認められている（規則第31条第2項）。

掛金額の算定方法に関する詳細な基準については、「5.5 厚生年金基金の財政運営」の中で述べることとする。

#### 5.4.11.3 基金から減少する事業所の掛金の負担

複数の企業が集まって設立する基金（総合設立および連合設立）の場合、事業所が基金から任意脱退すると、本来ならば当該脱退事業所が負担すべきであった未償却過去勤務債務等に係る掛金の徴収が出来なくなり、脱退事業所以外の事業がその分まで負担しなければならなくなる。また、事業所が基金から他の基金や確定給付企業年金へ権利義務移転すると、年金資産の移換方法によっては、移転事業所以外の掛金が増加するケースがある。

従って、過去勤務債務が未償却である場合、繰越不足金が計上されている場合、あるいは積立金が最低積立基準額を下回っている場合などにおいては、設立事業所間の公平を図るために、当該事業所が減少することにより増加することとなる減少事業所以外の掛金に相当する額を、当

該減少事業所から掛金として徴収することが義務付けられている（法第138条第5項）。なお、事業所の減少には、設立事業所の事業主が、分割または事業の譲渡により他の設立事業所の事業主にその事業の全部または一部を承継させる場合、その他基金規約で定めるところにより、設立事業所に使用される基金の加入員数が減少する場合を含むとされている。（基金規則第32条の3の2）

減少事業所が負担すべき掛金の一括徴収については、基金規則第32条の3の3により規定されており、あらかじめ規約に定めなければならない。

(1) 必ず徴収することが必要な額

次の①～④のいずれかを規約に定めて、一括徴収しなければならない。

- ① 減少事業所に係る未償却過去勤務債務の額（第1号）  
→継続基準における積立不足の処理額
- ② 減少日において積立金が最低積立基準額を下回ると見込まれる場合、当該下回ると見込まれる額のうち減少事業所に係る分を合理的に計算した額（第2号）  
→非継続基準における積立不足の処理額
- ③ 上記(1)または(2)のいずれか大きい額（第3号）
- ④ その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額(第4号)  
→ア．基金が承継事業所償却積立金を設けている場合、イ．給付区分ごとに資産を区分している場合、ウ．ア及びイに該当する場合

(2) 上記(1)に加えて徴収することが可能な額

(ア) 上記(1)の①(③における①を含む)を規約に定めている場合には、次の①及び②として規約に定める額を一括徴収することが可能。

(第 32 条の 3 の 3 第 3 項)

- ① 積立金が責任準備金を下回ると見込まれる場合の当該下回る額のうち（例えば繰越不足金など）、当該減少事業所に係る分として合理的に算定される額（第 1 号）
  - ② 事業所の減少により①以外の要因で増加する掛金の額のうち減少事業所に係る分として合理的に算定される額（第 2 号）
- (イ) 事業所が減少しない場合に当該事業所が負担することとなる「その他の掛金（事務費掛金）」のうち規約に定める額（第 32 条の 3 の 3 第 4 項）

## 5.5 厚生年金基金制度の財政運営

### 5.5.1 財政運営基準の概要

厚生年金基金制度は、現役時代に掛金を拠出して積立を行い、老齢になってからその積立金を原資として年金を受給する制度であり、個人から見ても、制度に加入してから死亡するまで、数十年にわたってかかわっていく制度である。このような長期にわたる制度において、将来の年金給付と掛金収入や運用収入との均衡を図っていくために適切な財政計画を策定することは、制度の運営を行っていく上で、きわめて重要なものである。

財政計画の策定を行うにあたっては、将来の運用収入の見込みのみならず、加入員の死亡率や制度からの脱退率、あるいは将来の加入員の見込みといった年金財政に影響を及ぼす様々な要素について適切な前提を設定して掛金計算を行う必要があり、また、毎年の決算時には、当初の予定通り財政運営が行われているか検証を行うことが必要不可欠である。

厚生年金基金では、長期的に安定した財政運営を行っていく観点から、

- ① 将来にわたり財政の均衡が保たれること
- ② 加入員である間に年金給付に必要な原資の積立を行うこと
- ③ 企業の倒産などにより基金が存続できなくなった場合にも、受給者ならびに加入員等がそれまでに獲得した給付を行っていくために必要な積立金を保有していること
- ④ 掛金が将来にわたりおおむね平準的になるよう定められていること

の4つの考え方が基本となっている。

そのため、厚生年金基金では、基金設立から、毎年度末決算において財政検証を行うとともに、少なくとも5年に1回は財政再計算を行い、

基礎率の見直しや掛金の見直しを行う仕組みとなっている。また、基金の財政が悪化した場合や給付設計の変更を行った場合、あるいは加入員数が大幅に変動した場合などには変更計算を行って掛金の見直しを行う仕組みとなっている。

このような厚生年金基金の財政運営全般に関する基準を定めたものが「厚生年金基金財政運営基準」であり、平成 9 年度から自己責任原則に基づく主体的な財政運営のための規制緩和と受給権保護、情報公開を基本とした基準が適用されている。

## 5.5.2 財政運営の基本的な考え方

基金の財政運営基準は、

- ① 適正な年金数理に基づく主体的な財政運営
- ② 定期的な財政運営の見直し
- ③ 毎事業年度末の財政検証

が基本となっている。

これは、基金の財政運営に関し、規制緩和の一環として、適正な年金数理および「自己責任原則」に基づく「主体的な財政運営」を行うことを認める一方、受給権保護の観点からの定期的な財政運営の見直しおよび毎事業年度末の財政検証を行うことにより、財政の健全性を確保するため、必要に応じて早期に見直しを行うこととしている。

すなわち、財政運営基準では、基金の財政運営の枠組みを定めるにとどめ、具体的な運営は、各基金が個々の実状にあわせて主体的に定めることとしている。この財政運営に関する具体的な方針は、基金が財政運営を行っていくための基本となるものであることから、「財政運営に関する規定」としてあらかじめ定め、基金関係者の合意を得ておくことが必要である。

### 5.5.3 財政検証（財政決算）

#### 5.5.3.1 収益および費用の認識

厚生年金基金の財政運営基準において、収益および費用の認識は、財政状況をより正確に認識するという観点から、原則として発生時点でもらえる発生主義によることされている。したがって、例えば、基準日において掛金の徴収日が到来していなくても、掛金を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、給付の支払日が到来していなくても、給付を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識することとなる。

#### 5.5.3.2 資産の評価

固定資産の財政運営上の評価額は、時価により評価した額とする。ただし、積立上限額に係る財政検証については、財政計算上の資産の評価方法により、評価した額を用いる。

##### (1) 用語の定義

財政運営基準で用いられる基本的な用語についての定義は次のとおりである。

##### ア. 簿価

取得時の価格によって資産を評価した額。

##### イ. 時価

資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が、自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額。

##### ウ. 純資産額

年金経理において、流動資産および固定資産（時価）の合計額から、流動負債および支払備金の合計額を控除した額。

エ. 資産評価調整加算（控除）額

年金経理に属する固定資産の財政運営上の評価額が当該固定資産の時価を上回る（下回る）場合において、その上回る（下回る）額。

オ. 数理上資産額

年金経理において、純資産額と資産評価調整加算額の合計額から、資産評価調整控除額を控除した額。

カ. 平滑化期間

数理的評価額の算定において、時価の短期的な変動を平滑化する期間の年数。

なお、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」とは、平滑化期間に等しい当該事業年度を含む過去の一定期間をいう。この場合において、使用している資産評価の方法を採用する事とした事業年度初から当該事業年度末までの期間の年数が平滑化期間に満たないときには、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」は当該期間を意味するものとする。

キ. 期中収益差

現金主義に基づく当該事業年度における掛金収入、受換金、負担金、返納金（給付金の過誤払等の返納金）、返還金（法第 136 条により準用する法第 40 条の 2 の規定に基づく徴収金）および受入金の合計額（当該事業年度末における未収分を除き、その前事業年度末における未収分の内当該事業年度において収入のあったものを含む。）から、現金主義に基づく当該事業年度の給付費、移換金、離婚分割移換金、拠出金、業務委託費、年金財政コンサルティング料、指定年金数理人費、機械処理経費等、特別法人税、政府負担金返納金、給付現価負担金返納金および繰入金の合計額（当該事業年度末における未払分を除き、その前事業年度末における未払分の内当該

事業年度において支払のあったものを含む。)を控除した額。

ク. 期中収支元本平残

前記キに掲げる各収入に、その収入のあった日から当該事業年度末までの日数を当該事業年度の期初から期末までの日数(以下「期中日数」という。)で除した率を乗じた合計額から、前記キに掲げる各支出に、その支出のあった日から当該事業年度末までの日数を期中日数で除した率を乗じた合計額を控除した額。

ケ. 運用コスト

当該事業年度に係る固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料および運用コンサルティング料の合計額。

コ. 基準収益

資産の数理的評価額の算定において、基金においてあらかじめ定めた数理的評価額の方式に応じて、平滑化の基準となる収益。

サ. 時価ベース収益

当該事業年度の損益計算書における運用収益から固有の信託報酬、固有の保険事務費、投資顧問料、保護預り手数料、運用コンサルティング料および運用損失の合計額を控除した額。

シ. 簿価ベース収益

当該事業年度末の固定資産の時価から簿価を控除した額(以下「固定資産の評価損益」という。)から、その前事業年度末の固定資産の評価損益を控除した額を、当該事業年度の時価ベース収益から控除した額。

ス. キャピタルゲイン

当該事業年度の簿価ベース収益の内、資産取引に起因する損益の合計額。

セ. 時価ベース利回り

当該事業年度の時価ベース収益を前事業年度末の固定資産額から運用コストの未払い分を控除した額と当該事業年度の期中収支元本平残の合計額で除した率に、365 を当該事業年度の期中日数で除した率を乗じた率。

#### ソ. 時価との許容乖離幅

固定資産の財政運営上の評価額と時価の乖離幅に関し、その許容範囲を時価の一定割合として基金においてあらかじめ定めた率（以下「許容乖離率」という。）を、当該事業年度末における固定資産の時価に乗じた額。

### (2) 財政計算上の資産の評価

厚生年金基金では、債券や株式など有価証券を中心とした市場運用が行われており、簿価と時価が乖離しやすくなっているため、簿価基準では財政状況を客観的に把握しにくい。また、資産運用の面においても、単年度の実現益を求める傾向を生み、長期的な視点に立った効率的な運用を阻害し、ひいては財政の不安定化をもたらす要因ともなっている。

このような簿価基準による資産評価の弊害を避けるため、資産の評価方法は、時価を基準としたものとされている。しかしながら、時価には短期的な変動要素もあるため、年金財政上の大きな変動を避けるという観点から、積立上限額に係る財政検証および財政計算の際には、移動平均等により時価の短期的な変動を平滑化した数理的評価額とすることも認められている。

資産の評価方法は、基金においてあらかじめ定めておく必要があり、固定資産の財政計算上の評価額は、その方法で評価した額となる

#### ア. 評価の方法

① 時価そのもの

② 固定資産の財政運営上の評価方式は、時価を基準としつつそ

の短期的な変動を平滑化する数理的評価による方式

③ ①と②のいずれか低いほうの額による方式

①の時価そのものとする方法は、資産の評価額がそのときの市場価格で把握できるため、財政検証においてその時々の実勢をそのまま反映したいとする基金などに適している。ただし、時価の短期的な変動が財政検証に影響を与えることに留意が必要である。

②の数理的評価とする方法は、時価を平滑化したものであるから、時価の傾向を反映するとともに、時価の短期的な変動を吸収する性質がある。したがって、時価の短期的な変動による財政検証の不安定さを避けることを重視する基金などに適している。

③の評価額は、資産を保守的に評価することになるため、たとえば、成熟度が高い基金などで、保守的な財政評価を行う方針の基金などに適している。

イ. 平滑化期間

数理的評価額は、基準収益を一定の期間で平滑化して算定するものであるが、平滑化期間とは、その平滑化する期間のことで、5年以内の期間を基金においてあらかじめ定めておかなければならない。

ウ. 時価との乖離

数理的評価額は、通常時価から大きく乖離することは少ないが、時価が短期間のうちに急激に変動した場合などには、一時的に大きく乖離することもあり得る。このようなときに、加入員や受給者の受給権保護の観点から、時価との乖離をある程度の範囲に制限しておく必要がある。この時価との乖離の限度を許容乖離率といい、短期的に許容される積立不足の割合を考慮して、時価の15%を上限として、基金においてあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 数理的評価の方式

数理的評価額は、以下の①～⑤の合計額で、数理的評価の方式に応じて③の基準収益が異なる。

- ① 前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払い分を控除した額
- ② 当該事業年度の期中収益差
- ③ 当該事業年度の基準収益
- ④ 当該事業年度を基準とする平滑化期間の各事業年度における時価ベース収益から基準収益を控除した額の合計額を平滑化期間で除した額
- ⑤ 当該事業年度末における運用コストの未払い分

数理的評価の方式には、時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式の3方式があり、各方式は期中の時価ベース収益のうち平滑化の対象とする収益が次のとおり異なる。

ア．時価移動平均方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の簿価ベース収益からキャピタルゲインを控除した額。ただし、基金においてあらかじめ定めている場合には、各事業年度の基準収益を零とすることができる。

イ．収益差平滑化方式

各事業年度の基準収益は、その前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払い分を控除した額とその事業年度の期中収支元本平残の合計額に、その事業年度を基準とする平滑化期間に属する各事業年度の時価ベース利回りの単純平均を乗じた額。

ウ．評価損益平滑化方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の簿価ベース収益に相当する額。

具体的な算出方法については次頁の財政運営基準における数理的評価に関する様式を参照。

＜財政運営基準における数理的評価に関する様式＞

3 資産評価調整額

(金額単位：千円)

	当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期中収支差①					
期中収支元本平残②					
期末簿価資産額③					
期中簿価ベース収益④					
うちキャピタルゲイン以外⑤					
期中予定収益(I= %)⑥					
基準収益⑦					
期中時価ベース収益 (時価ベース利回り)⑧	( %)	( %)	( %)	( %)	( %)
収益差(=⑧-⑦)⑨					
同上平滑期間中の平均⑩					
期末数理的評価資産額⑪					
期末時価資産額⑫					
時価との許容乖離幅⑬					
資産評価調整額⑭					
運用コストの未払分⑮					
固定資産の財政運営上の評価額⑯					

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式(該当の方式に○、時価と比べて低い方の額を採る場合には△)

時価移動平均方式  収益差平滑化方式  評価損益平滑化方式  時価方式

イ 時価との許容乖離率(アで時価方式を採用した場合は0)

% (≤15%)

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

年 (≤5年)

(注) ①= 当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの(実現ベース)

②=  $\Sigma$  (各収入×期末までの日数-各支出×期末までの日数) / 期中日数

⑤= ④のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。

⑥= (前期の⑪-前期の⑮+②) × I

I は平滑化期間中の時価ベース利回り(⑧の( )内)の単純平均

⑦= 評価損益平滑化方式の場合④、時価移動平均方式の場合⑤、収益差平滑化方式の場合⑥

⑧= 損益計算書に基づき、財政運営基準の第3の2の(1)のキに定めるところにより算定される額

⑨の( )内=⑧÷(②+前期の⑫-前期の⑮)×365/期中日数(小数点以下2桁まで記入)

⑪= ①+⑦+⑩+⑮+前期の⑪-前期の⑮

⑬= ⑫×時価との許容乖離率

⑭= ⑪-⑫(絶対値は⑬を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に△を記入した場合、⑪-⑫が正のときは0とする。)

⑯= ⑫+⑭

#### (4) 評価方法の決定と変更

評価の方式ならびに数理的評価の方式を用いる場合にはその方式（時価移動平均方式における基準収益の算定方法を含む。）、平滑化期間および許容乖離率（以下「資産評価の方法」という。）は、次の場合を除き、一旦定めた評価資産の方法を継続的に用いる必要がある。また、資産評価の方法の決定および変更は、年金数理人の助言を踏まえて行うこととされている。

- ① 基金が合併または分割するとき
- ② 他の企業年金制度等との間で多額の資産の移換を行うとき
- ③ 運用の基本方針を大幅に変更するとき
- ④ ①～③の他、資産評価の方法を変更する合理的な理由があるとき

#### <資産評価の方式と特徴>

評価方式	特徴
時価による方式	評価額は、時価そのものであり、非常に簡明である。ただし、時価が大きく変動した場合、平滑化の方法を採らないため、評価額は安定性に欠ける。
時価移動平均方式	インカムゲインを基準収益とし、その他の収益（評価損益、キャピタルゲイン（ロス））を平滑化するため、他の方式と比べ評価額は安定する。 インカムゲインが少ない場合、または基準収益を0とする場合、評価額が時価よりもかなり低くなることもある。

収益差平滑化方式	<p>基準収益は、基本的に時価ベース収益に基づくため、長期的に見た場合、評価額は時価ベース収益と連動性が高い。</p> <p>また、評価額は平滑化により安定し、時価の動きを追随する傾向がある。</p>
評価損益平滑化方式	<p>基準収益は簿価ベース収益のため、平滑化対象の収益は評価損益であり、従来の簿価基準と比較的近い方式である。</p> <p>ただし、評価損益の実現度合（実現損益の水準）により、評価額が影響を受ける傾向がある。</p>

### 5.5.3.3 債務の評価

#### (1) 給付債務の算定方法

給付債務は、基準日現在の加入員や受給者等の実績を基準として、将来発生するであろう給付や今後の掛金収入を見込んで算定される。その算定基礎としては、基準日現在の加入員や受給者に関する実績値のほか、将来推計のための基礎となる前提が基礎率と呼ばれるものであり、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、将来加入員の予定加入年齢・人数・給与などがある。

給付債務は、基金が継続するという前提での評価であることから、掛金計算を行ったときの基礎率を用いることとされている。財政方式も同様に掛金計算を行ったときのものを用いることとされている。

#### (2) 給付債務および未償却過去勤務債務残高

基金の負っている債務の評価は、基金が継続するという前提の場合は、

現時点で発生している給付債務だけでなく、将来発生するであろう給付債務や今後の掛金収入を見込んだ上で評価を行う必要がある。

この際、将来の給付や掛金収入の価値を現時点で評価する必要があるが、実際には、支払いが行われるまでの間の運用収入があることから、将来の給付や掛金収入を現時点で評価した金額は、この将来の給付や掛金収入などの価値を、金利を考慮して、現時点の金額として評価した給付現価や掛金収入現価となる。

つまり、基金の負っている債務の評価額は、将来発生するであろう給付債務を含めた全体の給付現価（総給付現価）から将来の掛金収入現価と政府負担金現価を控除したものである。（なお、代行部分の財政中立化により、現在は代行部分の債務は最低責任準備金と最低責任準備金調整額の合計額である。）この債務に相当する積立金を保有していれば収支がつり合うことになる。このように算定した債務を責任準備金（実際の財政運営基準による責任準備金の定義とは若干異なる）と呼んでいる。

基金が保有すべき積立金は、前述の責任準備金相当額であるが、年金経理の掛金は、標準掛金、特別掛金、特例掛金の3種類の性格の掛金があり、基金の債務をより詳細に認識するためには、これらを区別して取り扱う必要がある。

標準掛金は、基準日以降の加入期間に対応する給付を賄うための掛金である。したがって、標準掛金による将来の掛金収入（標準掛金収入現価）は、将来発生するであろう給付債務に相当するものである。

特別掛金は、基金に積立不足が発生した場合にその不足金を償却するための掛金である。基金の積立不足は、掛金計算上の予定と実績の乖離により生じる利差損などの他、基金設立時において、基金設立前の勤務期間を加入期間とみなした給付設計が行われる場合などにも発生する。過去勤務債務という言葉は後者の場合を語源とする言葉であるが、基金

制度では前者のような場合も含め、いわゆる不足金全体のことを過去勤務債務と呼んでいる。したがって、「未償却過去勤務債務残高」は、償却を予定しているが現時点では未償却となっている不足金ということになる。

特例掛金は、単年度もしくは次回財政再計算までに発生する不足金をあらかじめ見込んで徴収する掛金等であり、目的によりその特性は異なる。未償却過去勤務債務残高には、次回再計算までに発生する不足金をあらかじめ見込んで徴収する特例掛金の収入現価を加算することとされている。

したがって、基金の債務を認識する場合には、標準掛金による将来の収入と特別掛金および特例掛金による将来の収入の2つに分けて考えることになるが、未償却過去勤務債務である特別掛金収入現価および特例掛金収入現価は、資産として認識するほうが適切であると考えられてきた経緯があり、基金の給付債務は、総給付現価から標準掛金収入現価のみを控除した額とし、貸借対照表では、「数理債務」として計上することとされていた。平成24年度財政決算からは、貸借対照表上で責任準備金を確保しているかどうか確認できることが重視された結果、責任準備金を負債として計上することとなったが、欄外に内訳として数理債務と未償却過去勤務債務残高の額を記載することとなっている。

#### ア. 数理債務

##### ① 基本プラスアルファ部分の数理債務

＝基本プラスアルファ部分の総給付現価－基本プラスアルファ部分の標準掛金収入現価

##### ② 加算部分の数理債務

＝加算部分の総給付現価－加算部分の標準掛金収入現価

##### ③ 数理債務

＝基本プラスアルファ部分の数理債務＋加算部分の数理債務

なお、標準掛金収入現価は規約上掛金率と数理上掛金率のいずれか小さいものを用いて算出する。（ただし、数理上掛金率を切り上げて規約上掛金率を設定している場合は規約上掛金率を用いることができる。）

総給付現価の算定の基礎となる給付額は、すでに受給権の裁定が行われた者については裁定額とし、その他の場合には規約に基づき推計した額とすることとされている。また、総給付現価と収入現価の算定対象は以下の通りである。

(ア) 将来加入員

基準日においては加入員ではないが、採用した財政方式により、年金数理上あらかじめ見込むべき加入員。

(イ) 加入員

基準日において現に加入員である者。

(ウ) 受給待期脱退者

基準日までに加入員の資格を喪失した者のうち、基準日において受給権の裁定を受けていない者および年金受給権者のうち、年金たる給付の全額が支給停止されている者（ただし、企業年金連合会に支給義務を移転すべき中途脱退者および死亡が確認されたものは除く）。

(エ) 年金受給者

基準日において年金を受給している者（死亡が確認されていない者を含む）。

(オ) その他の受給者

前記(ウ)と(エ)に掲げる者以外の受給者。

## 《過去の变遷》

### 【平成 16 年法改正前】

代行部分も含めて数理債務を算定。

$$\begin{aligned} \text{数理債務} &= \text{総給付現価} - \text{標準掛金収入現価} - \text{政府負担金現価} \\ &= \text{責任準備金} + \text{特別掛金収入現価} \end{aligned}$$

(財政運営基準での責任準備金は、資産評価調整加算(控除)額、特例調整金を考慮する。)

### 【平成 16 年法改正後・代行部分と基本プラスアルファ部分の掛金分離前】

代行部分の「財政の中立化」を受け、代行部分の債務は「最低責任準備金」(期ズレ解消後は最低責任準備金調整額も加算)、基本プラスアルファ部分、加算部分の債務は「数理債務」となった。しかし、基本部分の掛金は基本プラスアルファ部分と代行部分を一体化して算定していた。

法改正前の数理債務＝原始数理債務とし、

$$\text{数理債務} = \text{原始数理債務} - \text{代行部分過去給付現価}$$

注. 代行部分過去給付現価とは、原始数理債務を算定することを使用した基金の定めた基礎率で算定したものであり、過去期間代行給付現価とは異なる。また、同時に特例調整金は廃止された。

なお、基本部分の標準掛金収入現価は、法改正前は規約上掛金率で算出したが、法改正後は規約上掛金率と数理上掛金率のうち小さい率で算出していた。一方、加算部分の標準掛金収入現価は規約上掛金率での算出であった。

### イ. 未償却過去勤務債務残高

直前の財政計算において算定した規約上の特別掛金ならびに基準日における加入員数、給与の額および過去勤務債務の残余償却期間

に基づいて算定した特別掛金収入現価（評価損償却特別掛金を設定している場合は、評価損償却特別掛金現価を含む）である。なお、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むこともできる。

また、次回財政再計算までに発生する不足金をあらかじめ見込んで徴収する特例掛金を設定している場合は、当該特例掛金収入現価を未償却過去勤務債務残高に加算する。

過去勤務債務の残余償却期間は、直前の財政計算において設定した過去勤務債務の予定償却期間から、当該財政計算の予定償却開始日から財政検証の基準日までの経過期間を控除した期間とする。ただし、過去勤務債務の弾力償却（5.5.4.3(7)参照）を行った場合においては、当該償却額に対応する期間分を更に短縮する。

### (3) その他

厚生年金基金の財政運営基準において、収益および費用の認識は、発生主義によることされており、基準日において支払日が到来していなくても、給付金等を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識することとなる。したがって、基準日において支払義務を負っている（義務を負うことが確実である者を含む。）が、支払が未了のものを流動負債および支払備金に計上しなければならない。

### 5.5.3.4 責任準備金

財政運営基準における責任準備金は、数理債務から未償却過去勤務債務残高を控除した額である責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金および最低責任準備金調整額の合計額と定義されている。

給付現価	数理債務	未償却過去勤務債務額	責任準備金	純資産額
		責任準備金（プラスアルファ部分）		
	標準掛金収入現価	最低責任準備金		
		最低責任準備金調整額		不足金

### 5.5.3.5 最低責任準備金

厚生年金基金あるいは企業年金連合会が解散した場合、それぞれが負う代行給付の支給義務を、基金においては連合会へ、連合会においては政府へ移転するため、代行給付に見合う原資として厚生年金保険法第 85 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額を連合会または国へ納付する。この責任準備金に相当する額を最低責任準備金という。

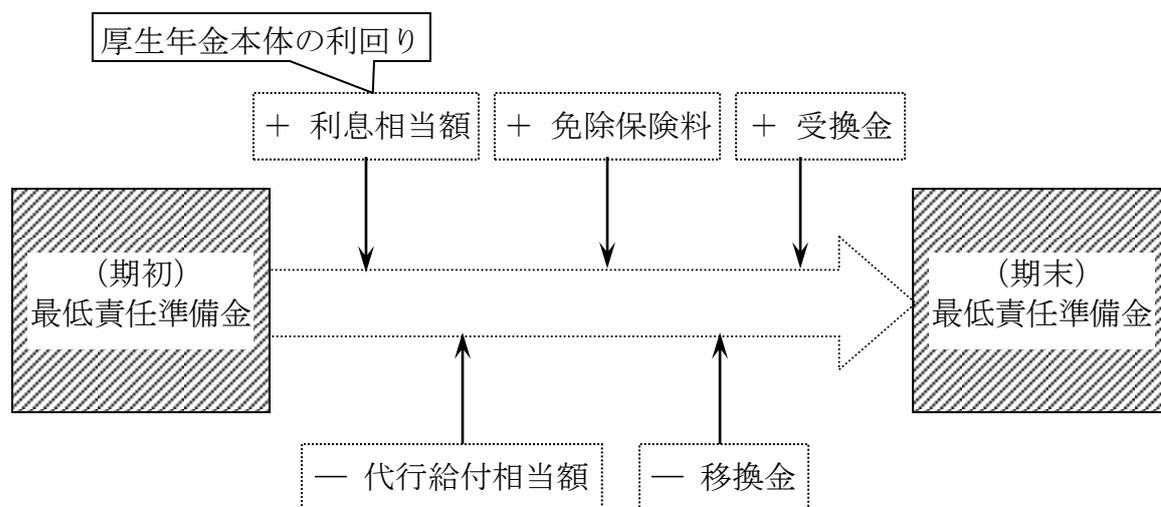
その算定方法は、厚生年金基金令第 55 条において「厚生労働大臣の定めるところによる」と規定されており、財政検証の基準日を解散日とみなして「厚生年金保険法第 85 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成 11 年厚生省告示第 192 号）」により算出した額とすることとされている。具体的には、平成 11 年 9 月末時点の従来最低責任準備金に免除保険料、受換金を加え、代行年金

額、移換金を控除し利息分を付与して得た額となる。この取扱いは、平成 16 年法改正における「財政中立化」により、平成 12 年度法改正時の凍結期間の取扱いを継続することが決定されたものである。なお、平成 17 年 4 月からの加入員期間に対する代行年金額、免除保険料率は 65 歳以降の年金給付を対象にすることに変更となっている。

最低責任準備金の利息分の算定の基礎となる利率は、同告示中で定められたものとなる。これは、厚生年金保険本体の年度実績運用利率であり、年度末の翌年に適用される。つまり、X 年度(X 年 4 月～(X + 1) 年 3 月)の運用実績は(X + 2) 年 1 月から 12 月に適用されることとなり、最大 1 年 9 ヶ月の適用時期の乖離（期ズレ）が生じる。

この期ズレを継続基準上において解消するため、責任準備金の算定の際には、最低責任準備金調整額を加算する。最低責任準備金調整額は、最低責任準備金を基に、現在の最低責任準備金の算定方法導入（平成 11 年 10 月）以降 1 年 9 ヶ月の間の利回り（7.23%）と計算基準日以降 1 年 9 ヶ月間適用される厚生年金の運用利回りを考慮して、算定する。具体的な算定式は以下の通り。

最低責任準備金調整額＝最低責任準備金×{（1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り）<sup>9/12</sup>×（1 + 当事業年度における厚生年金運用利回り）／1.0723－1}



### 5.5.3.6 過去期間代行給付現価

#### (1) 政府の負担

平成 16 年法改正において、最低責任準備金は平成 12 年法改正時に導入された凍結期間中の取扱いを継続することとなった。この手法はいわば過去法であるが、利息計算に使用する利率は厚生年金本体の実績運用利回りであり、代行保険料率算定の予定利率を下回る可能性があることから将来法での債務額に比較し減少することが想定される。(マイナスになることも有り得る。)

一方、平成 12 年度法改正前まで適用されていた手法(単位積立方式での給付現価額)の場合、予定利率、死亡率の変化により給付現価が増加することが想定される。

つまり、最低責任準備金が将来法で求めた場合の債務額と大幅に乖離する可能性があり、事前にこの乖離を少なくするための対応が実施されている。つまり、将来法での債務額を「過去期間代行給付現価」として、以下の財源手当を行うこととなった。

①最低責任準備金<過去期間代行給付現価の1/2の場合

過去期間代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額のうち、1/5を厚生年金保険本体から基金へ負担金(給付現価交付金)を交付する。

②最低責任準備金<過去期間代行給付現価の1/4の場合

過去期間代行給付現価の1/2と最低責任準備金の差額全額を、厚生年金保険本体から基金へ負担金(給付現価交付金)を一括交付する。

なお、最低責任準備金が過去期間代行給付現価を著しく上回る場合には、免除保険料率を算定し直し調整する。

③最低責任準備金>過去期間代行給付現価×1.5の場合

該当した事業年度末日において代行保険料率を算定するが、代行給付現価からこの上回っている額を差し引いて算定することとする。なお、適用は翌々事業年度の4月からであり、この場合の免除保険料率の下限は0である。

(2)過去期間代行給付現価の算定

過去期間代行給付現価は、毎事業年度末日において算定し、財政決算において報告する必要がある。算定方法は以下の通り。

・対象給付額

計算基準日における加入員及び加入員であった者の加入員であった期間(計算基準日までの加入員期間)に係る代行相当額(政府負担金の対象となる部分を除く。)

なお、在職等による支給停止を考慮する必要があるが、有意な統計が取れるまでの当分の間、特段の算定上の対応は行わない。

・現価率

代行保険料率の算定に用いた予定利率、死亡率に基づいて支給開始

年齢ごとに算定された現価率を使用する。

### 5.5.3.7 政府負担金

厚生年金基金が支給する代行部分給付のうち、政府が負担する金額を政府負担金という。政府負担金には、以下の2種類がある。

#### (1) 経過給付に係る政府負担金

昭和61年4月の法改正に基づく国庫負担金廃止、厚生年金本体の給付乗率の10/1000から7.5/1000への段階的引き下げに伴い、政府は新たに「政府負担金」として代行部分給付のうち一部を負担することとなった。

(5.1.4.1 参照)

#### (2) 平成17年4月以降の60歳～64歳の代行給付に係る政府負担金

平成16年法改正に伴い、免除保険料(代行保険料)の算定対象は平成17年4月以降の加入員期間については、65歳以上の年金給付となり、60歳～64歳の代行年金給付については、政府負担金の対象となった。

加入員期間	政府負担金の対象	
	(1) 経過乗率部分	(2) 60歳～64歳の給付部分
～昭和61年3月	8/1000以上の代行給付	対象なし
昭和61年4月～平成12年3月	7.5/1000以上の代行給付	対象なし
平成12年4月～平成15年3月	7.125/1000以上の代行給付	対象なし
平成15年4月～平成17年3月	5.481/1000以上の代行給付	対象なし
平成17年4月～	5.481/1000以上の代行給付	60歳～64歳の代行給付

政府負担金額

=各加入員期間の平均標準給与額×政府負担金の対象乗率×各加入員期間

なお、政府負担金の計算においては在職等による支給停止を考慮するために一定率(現行は0.875)を乗じる。これは受給権者統計に基づき定期

的に見直すこととなっている。(5.4.4.3(注)参照)

### 5.5.3.8 最低保全給付

#### (1) 最低保全給付

最低保全給付とは、基準日までの加入期間に応じて発生している、または発生しているとみなされる給付をいい、受給権保護の観点から、最低限保全すべき受給権として導入されたものである。

それまでは、受給者や受給待期脱退者については給付は確定しているが、加入員については、退職するまでは加入期間等の要件を満たしていても給付は確定しておらず、保全すべき受給権の範囲は不明確な状況にあった。加入員について、受給権の保護を図っていくためには、退職前であっても過去の加入期間に応じて受給権が付与されているとみなす範囲を明確化する必要がある、最低保全給付として定義されている。

受給者および受給待期脱退者については、既に給付は確定しているため、基金規約に基づいて裁定された年金給付が最低保全給付となる。

加入員については、次の①、②に掲げる方法またはこれらに準ずる方法のうち基金においてあらかじめ規約で定めた給付とされている。

- ① 将来の退職時点の予想給付額から、現時点までの加入期間にかかる分として按分率を乗じて算出する方法
- ② 現時点で退職したと仮定した場合の給付額（要支給額）に年齢に応じて定めた率を乗じて算出する方法

基金ごとに様々な給付設計がある中でも、できる限り合理的に最低保全給付の設定を行う必要がある。我が国の雇用形態は、終身雇用であるのが一般的であることから、基金の給付設計に当たっては、定年あるいは標準的な退職年齢まで勤務し退職する場合を基準としていることが一般的となっている。基金のモデル年金などもそうしたケースを想定して

作成されている。そこで、上記①の方法は、基金規約に定める標準的な退職年齢に達した日（ただし、基準日における加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる年金給付もしくは一時金給付（以下「標準給付」という。）に、加入期間に応じた「按分率」を乗じたものから、給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合または給付改善した場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付として規約に定めるものを控除した給付として設定されている。

①の方法を用いた場合の最低保全給付は、具体的には、次の(ア)～(ウ)の区分にしたがって算定された給付である。

(ア) 年金受給者および受給待期脱退者

規約に基づいて支給されることになる年金給付

(イ) 基準日に退職した場合に年金の受給権資格が得られる加入員

a. 標準給付

標準的な退職年齢で退職するとした場合に、支給されることになる年金給付。ただし、一時金給付が選択できる場合であつて、年金給付の給付現価（最低積立基準額の算定のための割引率等を使用）が一時金給付よりも低い場合は一時金給付。

b. 按分率

基準日に退職した場合の支給乗率 ÷ 標準退職年齢で退職した場合の支給乗率（支給乗率：年金額の算定に用いる加入期間に応じて定まる係数）

c. 最低保全給付

「標準給付」 × 「按分率」

(ウ) 基準日に退職した場合に年金の受給資格が得られない加入員

a. 標準給付

標準的な退職年齢で退職するとした場合に、支給されることになる一時金

b. 按分率

基準日に退職した場合の支給乗率 ÷ 標準退職年齢で退職した場合の支給乗率（支給乗率：一時金の算定に用いる加入期間に応じて定まる係数）

c. 最低保全給付

「標準給付」 × 「按分率」

(2) 標準的な退職年齢

最低保全給付を算定するために用いる標準的な退職年齢は、各基金においてあらかじめ定める必要があるが、加入員等の受給権の保護の範囲を定めるものであり、加入員の権利に直接関わる事項であるので、規約において定める必要がある。

標準的な退職年齢は、各基金における加入員の平均的な退職年齢や設立事業所における定年年齢を参考にして定めることになる。

(参考) 最低保全給付の計算例（将来の退職時点の予想給付額から、現時点までの加入期間にかかる分として算出する方法とした場合）

20歳加入で現在40歳、平均標準給与額45万円、加算部分の給与月額30万円の者について基金の給付設計が以下の場合についての計算例を示す。

○給付設計内容

[基本年金]

- ・年金額 = 平均標準給与額 × 5.581/1000 × 加入月数
- ・60歳支給開始、終身年金

[加算年金]

《加入期間20年以上》

- ・年金額＝給与月額×年金支給乗率(別表1)×据置乗率(別表2)
- ・60歳支給開始、15年保証付終身年金

《加入期間20年未満》

- ・一時金額＝給与月額×一時金支給乗率

別表1(年金支給乗率表)

加入期間	支給乗率
20年	1.5
30年	3.0
40年	4.0

別表2(据置乗率表)

退職年齢	据置乗率
40歳	2.918
50歳	1.708
60歳	1.000

一時金支給乗率表は省略

○標準退職年齢

60歳

## ア. 基本年金

### a. 標準給付

60歳まで勤務して退職した場合に支給されることとなる基本年金であることから、加入期間40年(480月)、平均標準給与額45万円として算定した年額120万円の終身年金が標準給付となる。

$$120 \text{ 万円} = 45 \text{ 万円} \times 5.581 / 1000 \times 480 \text{ 月}$$

### b. 按分率

年金の支給乗率が加入期間に比例する給付設計であることから、按分率は、これまでの加入期間(20年)の60歳まで勤務したときの加入期間(40年)に対する比率(0.5)となる。

$$0.5 = 20 \text{ 年} / 40 \text{ 年}$$

### c. 最低保全給付

標準給付に按分率を乗じたものであり、年額60万円の終身年金が最低保全給付となる。

$$60 \text{ 万円} = 120 \text{ 万円} \times 0.5$$

## イ. 加算年金

### a. 標準給付

60歳まで勤務して退職した場合に支給されることとなる加算年金であることから、加入期間40年、給与月額30万円として算定した年額120万円の15年保証期間付終身年金が標準給付となる。

$$120 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円} \times 4.00 \times 1.000$$

### b. 按分率

按分率は、加入期間別に定められた支給乗率の比率（0.375）となる。

$$0.375 = 1.5 / 4.0$$

### c. 最低保全給付

標準給付に按分率を乗じたものであり、年額45万円の15年保証期間付終身年金が最低保全給付となる。

$$45 \text{ 万円} = 120 \text{ 万円} \times 0.375$$

## 5.5.3.9 最低積立基準額

最低積立基準額の算定は次の①および②の合計額とされている。

① 最低保全給付（代行部分を除く）の現価相当額の合計額

② 最低責任準備金

最低積立基準額は、基金が基準日時点で解散した場合に、加入員や受給者の最低保全給付を確保するために必要な資産に相当する額であり、最低保全給付の市場価格による一時金換算額（給付現価）である。

ただし、最低保全給付のうち厚生年金の代行部分については、最終的には国に給付責任があり、基金が解散した場合には最低責任準備金相当額を企業年金連合会に移換することにより給付が保証される仕組みとなっていることから、代行部分の給付保証に必要な資産額は、最低責任準備金相当額である。したがって、最低積立基準額は、最低責任準備金に、最低保全給付から代行部分を除いた給付の市場価格による給付現価を加

えたものとなる。

市場価格による給付現価を算定するためには、算定に用いる割引率と予定死亡率の設定が重要であり、これらの数値は、告示として、毎年度末までに翌年度に適用されるものが示される。

まず、割引率であるが、これは市場が年金給付を引き受けるときのものであり、引受時点での国債などの超長期のリスクフリー資産の利回りが基準となる。具体的な割引率の設定にあたっては、短期的な割引率の変動を避けるという点も考慮し、30年国債の直近5年の応募者利回りの平均に0.8以上1.2以下の範囲の数を乗じたもので基金で決めたものを用いることとされている。

また、死亡率は、最低保全給付に終身年金が含まれていることから、その評価に必要なものであり、市場価格の算定の観点から設定されている。具体的には、将来の死亡率の改善を合理的に見込んだものを用いることとされている。

キャッシュバランスプランの給付額の算定には、再評価および額の改定に用いる指標の予測も計算の基礎に含めることとされている。

### 5.5.3.10 積立上限額

積立上限額は、次の基礎率を用いて算定された給付現価と規約上の標準掛金率による標準掛金収入現価から求めた数理債務（代行部分については、代行部分総給付現価－政府負担金現価－免除保険料収入現価を用いる）、または最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額とされている。

#### (1) 予定利率

下限予定利率（直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均または直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平

均のいずれか低い率に基づき財政計算の基準日に応じて別に定める率)。

(2) 予定死亡率

(ア) 加入員

全年齢について0。(加入員の死亡率は見込まない。)

(イ) 加入員以外の者

年齢および性別に応じて「厚生年金基金の財政運営について(厚生省通知 年発平成8年第3231号)」における別表2に定める率に、男子においては0.9、女子においては0.85を乗じた率。

(3) その他の基礎率

前回の財政計算で用いた基礎率。ただし、代行部分の給付現価、免除保険料収入現価、政府負担金現価の算定については、免除保険料率の算定の基礎となる代行保険料率の算定で用いた基礎率。

### 5.5.3.11 継続基準による財政検証

継続基準による財政検証は、基金が今後も継続するという観点から行うものであり、将来において支払う給付と徴収する掛金や運用収入に照らし、必要な積立金を保有しているかどうかを検証するものである。言い換えれば、積み立てが計画通り進んでいるかどうかを検証するものである。

従って、現時点で発生している給付債務だけでなく、将来発生するであろう給付債務や今後の掛金収入を見込んだ上で、現在保有している資産との比較を行うことになる。基金の掛金についても、このような考え方に基づいて設定されているわけであり、継続基準による財政検証は、基金の財政運営上、最も基本となるものである。

財政検証の結果、積立不足が生じている場合には、積立不足を解消し

ていく必要があるが、基金が継続するという前提であり、一定の条件の下で基金が主体的に計画を立てることになる。具体的には、純資産額が責任準備金を下回っていないかを検証し、下回った額が資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値とする。）と基金の定める許容繰越不足金（5.5.4.1(3)才参照）の合計額を超えた場合に掛金の変更計算を行い、原則として20年以内で繰越不足金が消滅できるよう、特別掛金を設定することになる。

責任準備金 - 純資産額

> 資産評価調整加算（控除）額 + 許容繰越不足金 ⇒ 掛金計算必要

### 5.5.3.12 非継続基準による財政検証

非継続基準による財政検証は、基金が基準日時点で解散した場合（非継続状態）に加入員や受給者の受給権が確保できているかどうかを検証するものである。この場合、発生しているとみなされる給付の範囲（最低保全給付）とその市場価格の評価（最低積立基準額）が重要なポイントとなる。なお、わが国では、こうした年金給付を取引する市場は現実には存在しないが、そのような市場が存在した場合の年金給付の取引価格、具体的には実勢の割引率等に基づいた一時金換算額（給付現価）が市場価格となる。

財政検証の結果、純資産額が最低積立基準額（平成24年度:0.92、平成25年度:0.94、平成26年度:0.96、平成27年度:0.98を最低積立基準額に乗じた額）を下回っている場合には、最低限保全しなければならない給付に見合う資産が確保されていない状態であることから、最低積立基準額を確保するための手当てを行わなければならない。また、同時に、純資産額が最低責任準備金の105%を下回っている場合も同様である。

ただし、財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に0.9

(平成 24 年度:0.82、平成 25 年度:0.84、平成 26 年度:0.86、平成 27 年度:0.88) を乗じた額または最低責任準備金の 105%のいずれか大きい額以上であり、当該財政検証前、直近 3 事業年度の財政検証において、純資産額が最低積立基準額 (平成 23 年度以前:0.90、平成 24 年度:0.92、平成 25 年度:0.94、平成 26 年度:0.96、平成 27 年度:0.98 を最低積立基準額に乗じた額) または最低責任準備金の 105%のいずれか大きい額以上である事業年度が 2 事業年度以上ある場合は、変更計算を行わなくとも良いこととされている。

#### 変更計算が必要なケース

n 年度 (財政検証時)	n-1 年度	n-2 年度	n-3 年度
×	×	×	×
×	×	×	○
×	×	○	×
×	○	×	×

○印：純資産額が最低積立基準額 (平成 23 年度以前:0.90、平成 24 年度:0.92、平成 25 年度:0.94、平成 26 年度:0.96、平成 27 年度:0.98 を最低積立基準額に乗じた額) または最低責任準備金の 105%のいずれか大きい額以上であった事業年度。

×印：純資産額が最低積立基準額 (平成 23 年度以前:0.90、平成 24 年度:0.92、平成 25 年度:0.94、平成 26 年度:0.96、平成 27 年度:0.98 を最低積立基準額に乗じた額) または最低責任準備金の 105%のいずれか大きい額未満であった事業年度。

## 5.5.4 財政計算

### 5.5.4.1 財政計算を行うべき場合

基金の掛金は、将来発生する年金給付・一時給付の予想額や予定運用収入に照らして、財政の均衡が将来にわたって保たれるように定められている。将来発生する給付費や運用収入などを見込むためには、基礎率と呼ばれる予定利率や脱退率など、様々な前提を設定する必要がある。財政計算は、これらの前提を基金の実績や運営方針、母体の状況、経済・金融情勢等を踏まえて設定し、財政の均衡が将来にわたって保たれるような掛金の設定、財政計画の策定を行うものである。

このような財政計算を行う必要が生じるのは、基金を設立するときの他、5年ごとに行われる財政再計算時、給付の変更や財政が悪化した場合などである。

#### (1) 基金設立時の財政計算

- ア. 基金を設立しようとする場合
- イ. 基金の合併により新たに基金を設立しようとする場合
- ウ. 基金の分割により新たに基金を設立しようとする場合
- エ. 企業年金基金が厚生年金基金となる場合

#### (2) 財政再計算

- ア. 基金を設立（合併または分割により新たに基金を設立した場合を含む。）した日から36月が経過した日の属する事業年度が終了した場合
- イ. 直前の財政再計算の基準日の翌々日から48月が経過した日の属する事業年度が終了した場合
- ウ. すべての基礎率を見直した場合（(3)の変更計算のうち、すべての基礎率を見直す場合を含み、見直した結果、一部の基礎率を据

え置く場合を含む。)

### (3) 変更計算

#### ア. 給付の変更

年金たる給付または一時金たる給付の変更にかかる規約の変更の許可申請を行う場合（当該規約変更の内容が直前に報告された財政計算に反映されている場合および合併・分割・権利義務の移転承継を行う場合を除く。）

#### イ. 給与規程の変更

設立事業所の全部または一部において、年金たる給付または一時金たる給付もしくは掛金の額の算定の基礎となっている給与規程その他給与にかかる定めが変更された場合

#### ウ. 定年延長

設立事業所の全部または一部において定年延長が行われた場合

#### エ. 加入員の大幅変動

加入員数が前記(1)、(2)、(3)のウ、エ、クのいずれかの場合（代行保険料を算定すべき場合）に該当して行った直前の財政計算の基準日から20%以上変動した場合（基金の合併・分割・権利義務の移転承継または変更計算を行わない合理的な理由がある場合を除く。）

#### オ. 責任準備金の確保（継続基準による財政検証）

財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。ただし、その下回った額が資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値とする。）と次の(ア)～(ウ)に掲げる方法のうち基金があらかじめ定めた方法により算定された額（以下「許容繰越不足金」という。）の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。

(ア) 財政検証の基準日における標準給与総額（当該事業年度の3月における報酬標準給与月額総額の12倍と当該事業年度の3月以前1年間における賞与標準給与額の総額を合算した額。）に次のaとbに掲げる率を乗じる方法。この場合、次のbに掲げる率は、掛金引き上げを留保することができる基準として、母体企業および加入員の掛金の負担能力等に十分配慮して定めるなければならない。

a. 直近の財政計算を行ったときの予定利率により算定される20年の確定年金現価率

b. 1000分の7.7に、基金のプラスアルファの水準(%)に100を加えた値を150（平成17年4月1日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）にあつては110）で除した率を乗じた率を上限として、基金においてあらかじめ定めた率。

(イ) 財政検証の基準日における責任準備金の15%（資産評価の方式として数理的評価を用いている場合は10%）を上限として、基金において時価の変動を勘案してあらかじめ定めた率を乗じる方法。

(ウ) 上記(ア)または(イ)の方法により算定される額のいずれか低い額とする方法。

カ. 最低積立基準額および最低責任準備金の確保

（非継続基準による財政検証）

財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額（平成24年度:0.92、平成25年度:0.94、平成26年度:0.96、平成27年度:0.98を最低積立基準額に乗じた額）または最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合であつて、次のいずれにも該当しない

場合。(5.5.3.12 参照)

(ア) 財政検証の基準日において、純資産額が最低責任準備金の105%および最低積立基準額に0.9(平成24年度:0.82、平成25年度:0.84、平成26年度:0.86、平成27年度:0.88を最低積立基準額に乗じた額)を乗じて得た額以上である場合であって、当該財政検証の基準日の属する事業年度の前3事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額が最低積立基準額(平成23年度以前:0.90、平成24年度:0.92、平成25年度:0.94、平成26年度:0.96、平成27年度:0.98を最低積立基準額に乗じた額)または最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である事業年度が2事業年度以上ある場合。

(イ) 将来期間の代行支給義務停止(将来返上)の認可を受けて最低責任準備金を速やかに積み立てる計画を実施している場合。

キ. 掛金にかかる規約の変更

その他、掛金にかかる規約の変更の認可申請を行う場合(財政再計算の結果、掛金を変更する場合および基金の合併・分割・権利義務の移転承継を行う場合を除く。)

ク. 合併および分割

基金の合併または分割の認可申請を行う場合で、その後存続しようとする場合

ケ. 給付の支給に関する権利義務の移転および承継

権利義務の移転または承継の認可申請を行う場合

コ. 特例掛金に係る規約の変更

特例掛金に係る規約の変更認可申請を行う場合

#### 5.5.4.2 基準日

(1) 5.5.4.1(1)ア、エ、(3)ア、キのいずれかに該当する場合

認可申請日前 1 年以内の任意の日。ただし、5.5.4.1(3)の**ア**またはキのいずれかに該当する場合であって、当該認可申請日の属する月が 4 月から 9 月であるときには前々事業年度の末日以降の任意の日とすることができること。

(2) 5.5.4.1(1)イ、ウ、(3)ク、ケのいずれかに該当する場合

合併、分割または給付の支給に関する権利義務の移転もしくは承継の認可申請日の属する事業年度の前事業年度（当該認可申請日の属する月が 4 月から 9 月である場合には前々事業年度）の末日。この場合において、該当する事業年度が無いときは、直前の財政計算の基準日とすること。

(3) 5.5.4.1(2)ア、イ、(3)オ、カのいずれかに該当した場合

該当した事業年度の末日

(4) 5.5.4.1(3)イ～エのいずれかに該当する場合

該当した月の末日

(5) 5.5.4.1(2)ウに該当する場合

財政計算を行おうとする任意の日

#### 5.5.4.3 掛金の算定方法

(1) 財政方式

少なくとも予定利率、予定死亡率、予定脱退率および予定昇給指数を算定基礎とし、原則として平準的な掛金によって事前積み立てを行う財政方式を、年金数理人の助言を踏まえ、基金においてあらかじめ選択し、特段の事情が無い限り継続的に使用することとされている。しかしなが

ら、基金の合併、分割その他加入員の構成が大きく変動する場合、経済情勢の変動に伴う将来加入員構成が変動する場合、あるいは制度内容が変更され現在使用している方式が不適切であると考えられる場合など、財政方式を変更することが合理的であると判断されるときには、他の財政方式に変更することができる。ただし、掛金率を下げることを目的とした財政方式の変更を行ってはならない。

厚生年金基金制度の財政運営に使用される財政方式は、次のとおりである。

#### ア．開放基金方式

代行保険料率算定で用いられている方式。

この財政方式を採用する場合には、将来の加入員規模を一定とする将来加入員の追加加入を前提としているため、将来加入員規模の安定性に留意を要する。

#### イ．総合保険料方式（閉鎖型）

一般的には開放基金方式を使用する制度において将来の新規加入員がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。

#### ウ．加入年齢方式

特定年齢での標準加入員を設定して、標準加入員が収支相当する標準掛金を全加入員に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取り込んだ制度において使用する財政方式。

#### エ．予測単位積増方式

加入員や受給権者の加入済期間に対応する給付現価を数理債務とする。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織り込む必要がある。

開放基金方式・総合保険料方式（閉鎖型）・加入年齢方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定することとなるが、予測単位積増方式の場合は、標準掛金率は、計算基準日から1年間の加入期間の増加に基づき見込まれる増加数理債務となる。予測単位積増方式の採用にあたっては、毎年度標準掛金率が変わるため、予算編成の都度、規約の掛金率の変更を行う必要がある。

また、予測単位積増方式の場合は、将来の収入現価を見込まず、『財政計算時の数理債務－資産額』を未償却債務とする。

予測単位積増方式は、発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつで、使用例としては、米国会計基準F A S 158 で用いる Projected Benefit Obligation (P B O) などがある。現在我が国における会計基準においても退職給付債務を算定する必要性が生じているが、退職給付債務算定においても用いられている。

#### オ. その他の財政方式

季節労働者（財政計算時において加入員ではないが、恒常的に年度の期間中では加入員であるものを含む）やある一定期間のみ加入（例えば2年間の加入後に脱退することが確実な者）する職種などについては、次の一時払積増方式による掛金等、合理的な算定方法による掛金率を適用することができる。

一時払積増掛金率＝（当該職種の加入員の基準日から1年間に増加する給付現価）÷（当該職種の加入員の基準日から1年間の給与現価）

#### (2) 基礎率

基礎率は、基金の掛金などを算定する際、将来の給付に要する費用や

将来の加入員の給付総額の推計に用いられる前提であり、予定利率のほか、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、新規加入員の見込みなどがある。これらの基礎率の設定にあたっては、各基礎率の相互の関係に十分留意して設定する必要があるが、直近の実績をそのまま用いる方法や将来変動を合理的に見込んで設定する方法、保守的に設定する方法など、いくつかの考え方がある。基礎率は、基金の実情にあった方法で設定することになるが、この方針は、あらかじめ「財政運営に関する規程」に定めておく必要がある。

また、基礎率は、財政再計算時には全面的に見直す必要があるが、変更計算は掛金の部分的な見直しであり、基礎率に明らかな変動がある場合を除いては、直前の財政計算で用いたものをそのまま用いることも可能である。

#### ア. 予定利率

予定利率は、基金の資産の長期的な運用収入の見込みの算定に用いるものであり、基金の資産の運用方針を踏まえ、保有資産の長期的な期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて設定する必要がある。また、年金制度は長期にわたって継続する制度であることから、継続基準の予定利率の設定にあたっては、足元の金利にとらわれるのではなく、超長期の期間で考えるべきものであることに留意が必要である。

##### (ア) 予定利率に関する基準

予定利率については、下限が設定されている。予定利率は、本来、基金が主体的に設定するものであるが、税の観点から下限が定められている。下限は、過剰損金算入を避ける観点から、リスクフリー資産で運用した場合の長期的な利回りとしている。具体的には、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均

または直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率とされている。

厚生年金基金の予定利率の下限を10年国債の直近5年間の平均値としているのは、

- ① 基金の予定利率が長期的な見通しによる保有資産の運用利回りとするものであることから、足元の利回りでなく、過去の金利動向も反映させた一定期間の平均値とするのが適当であること
- ② 最近の経済実態をなるべく反映させるため、平均を取る期間は長すぎない必要があること
- ③ 基金制度においては、財政再計算の期間が5年ごととなっており、5年という期間を基礎とした財政運営が前提となっていること
- ④ 短期的な利回りの変動により予定利率が実態と乖離する場合は、特例掛金により対応できること

によるものである。

また、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は30年国債の利回りであり、端数処理の方法についても異なっているのは、以下の理由による。

掛金の算定等に用いる予定利率の下限は、基金が存続するという前提で資産運用を行った場合の長期的な期待収益率の最低水準と考えられる利率として定められており、流通性の高い10年国債の利回りを基準としたものである。

一方、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、その時点での年金給付の市場価格としての一時金換算額を算定するためのものであることから、できる限り長期の元本および利回りが保証さ

れている資産として、30年国債の利回りを基準としたものである。また、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、連合会において、解散基金加入員の加算通算を行う際に用いる年金現価率の算定や支払保証事業の保証額の基準などとしても用いられている。

#### (イ) 予定利率決定プロセスに関する基準

予定利率は、掛金設定など基金の財政運営に大きな影響を及ぼすものであることから、その決定に当たっては、特に情報公開を積極的に行う必要がある。年金数理人や証券アナリストなど専門家の助言や、他の基金で採用している予定利率の分布など、利用できる情報をできる限り多く参考にするとともに、代議員会において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示を行う必要がある。

#### (ウ) 代行部分の予定利率

代行部分の予定利率については、年金特別会計の厚生年金勘定にかかる積立金の長期的期待収益率を勘案して決定される必要がある。

### イ. 予定死亡率

一般に、死亡という事象は発生確率が低く、基金毎には十分な統計情報が得られないことや、基金ごとに大きな差があるといった性格のものでもないことから、厚生年金の被保険者全体の死亡率を用いることを原則としている。

ただし、死亡率は低下する傾向にあり、また、そのことによって給付債務が増加し、不足金の発生要因となることから、一定の範囲内で死亡率の低下傾向を織り込むことができるものとしている。この範囲は、男子は0.9倍まで、女子は0.85倍までとしているが、これは国立社会保障・人口問題研究所の発表している将来の死亡率の改善の見込みを基礎として定めているものである。

一般に、予定死亡率が低いほど、年金受給資格到達者が増加し、また年金受給者の消滅の度合いが低くなるので年金給付をより多く見込むことになり、掛金は高くなる。

(ア) 加入員

年齢および性別に応じて「厚生年金基金の財政運営について（厚生省通知 年発第 3321 号）」における別表 1 に定める率とすることとされている。

ただし、過去 3 年間の実績により業務上の事故率が著しく高いことが実証された場合には、その危険率を見込むことができる。

(イ) 加入員であった者または遺族（障害給付金の受給権者を除く）

年齢および性別に応じて「厚生年金基金の財政運営について（厚生省通知 年発第 3321 号）」における別表 2 に定める率とすることとされている。

ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に以下の一定率を乗じた率とすることができる。つまり、一定率を乗ずることにより、将来の死亡率の低下を見込むことができる。

男 子	0.90～1.0
女 子	0.85～1.0

(ウ) 障害給付金の受給権者（加入員を除く）

年齢および性別に応じて「厚生年金基金の財政運営について（厚生省通知 年発第 3321 号）」における別表 2 に定める率とすることとされている。

ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に 1.0 以上の一定率を乗じた率とすることができる。

また、財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子、いずれかの死亡率を使用することができる。例えば、加算部分の計算において、年金受給者になると予測される者が男子に偏ると見込まれる場合、加算部分全体について男子の死亡率を用いることができる。

死亡率に乘じる一定率は、

- ① 通知された予定死亡率の変更
- ② 財政再計算
- ③ 基礎率を洗い替える変更計算

の場合、洗い替えることができる。

#### ウ. 予定脱退率

予定脱退率は、過去 3 年間以上の実績および将来の見通しに基づいて算定することとされている。

#### エ. 予定昇給指数

予定昇給率は、勤続（加入）年数による賃金の上昇を充分見込んで算定する必要がある。また、必要に応じて将来の賃金水準の変動（ベースアップ）を反映することができる。

ベースアップを反映する場合には、ベースアップの水準が長期的視点に立ったものであることに留意する必要がある。

例えば、予定利率を上回るベースアップの見込みは、母体企業における人事施策上の計画などの明確な根拠により短期的に限定して行う以外は不可である。また、負のベースアップの見込みについても不可である。

#### オ. 将来加入員の見込み

基金ごとに過去 3 年間以上の実績や将来の見通しに基づいて設定

するものである。

また、必要に応じて、合理的な方法により将来の加入員数や新規加入員の賃金の変動を見込むことができる。

加入員数が減少傾向にある基金で、新規加入員の見込みが掛金率に大きな影響を及ぼす開放基金方式を採用している場合には、この新規加入員数の見込みに特に留意が必要である。

#### カ. キャッシュバランスプラン等の利息付与率

給付の額の算定において、給付の再評価または額の改訂を行う場合（キャッシュバランスプラン等の場合）は、当該評価および額の改定に用いる指標の予測を当該指標に係る実績および将来の見通しに基づいて算定することとされている。

#### (3) その他の算定基礎

財政計算を行う場合には、基準日時点における加入員数や給与総額、受給者数や年金額がその他の算定基礎として必要となる。これらの算定基礎は、基準日時点の実績値を原則としているが、年度途中で基準日を設定して財政計算を行う場合など、実績値を得ることが実務上困難な場合には、直前の財政検証の基準日における実績値を基礎として、合理的な方法により推計したものをを用いることもできるものとされている。

#### (4) 資産額

掛金の算定に用いる資産額は、基準日における数理上資産額から給付改善準備金、繰入準備金、別途積立金および承継事業所償却積立金の合計額を控除した額である。

給付改善準備金は、将来の給付改善のために留保している資産、繰入準備金は、将来の業務経理への繰入のために留保している資産、別途積立金は、将来の給付改善や利差損の発生等への対応のため留保している資産、承継事業所償却積立金は、当該事業所において今後発生する不足

金を償却するために留保している資産であることから、財政計算を行う場合の資産額は、保有している数理上資産額からこれらを控除した資産額で行う必要がある。

財政計算の実施にあたり、別途積立金を取り崩すことによって掛金の引上げの抑制等を行うこともできるが、基金の財政状況や将来の給付改善の見通し等を考慮に入れて判断することが重要である。

なお、年度途中に基準日を設定して財政計算を行う場合には、その他の算定基礎の場合と同様に直前の財政検証の基準日における数理上資産額を基礎として、合理的な方法により推計したものをを用いることもできるものとされている。

#### (5) 数理上掛金および規約上掛金

##### ア. 数理上掛金の算定方法

規約上掛金の基礎としたもの（数理上掛金）は、財政計算の結果得られる掛金であり、基金財政が長期的に収支均衡するための理論上の掛金である。この数理上掛金は、各基金の設定した財政方式、基礎率、その他の算定基礎および資産額に基づき、年金給付の額の算定方式に応じ以下の手順に従って算定される。

##### (ア) 「代行型」および「共済型」

###### ① 標準掛金の算定

標準掛金は、基本プラスアルファ部分にかかる掛金のみを、各基金の設定した財政方式により算定。

###### ② 未償却過去勤務債務残高の算定

未償却過去勤務債務残高は、代行部分と基本プラスアルファ部分に区分して算定することとし、資産額を代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、代行部分については最

低責任準備金の額と最低責任準備金調整額の合計額から代行部分に配分した資産額を控除した額、基本プラスアルファ部分については数理債務から基本プラスアルファ部分に配分した資産額を控除した額とする。

資産額を配分する方法は、(イ) ②、⑤、⑦における基本部分および加算部分の資産額の配分方法に準じた方法とする。

### ③ 特別掛金の算定

特別掛金は、代行部分と基本プラスアルファ部分に区分して算定する。それぞれの未償却過去勤務債務残高を、それぞれの予定償却期間に対応する標準給与現価（基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる）で除して算定。なお、賞与標準給与額は変動リスクがあるため、財政の健全性に配慮し、標準給与総額を「報酬標準給与の月額総額の12倍」とすることも可。

## (イ) 「加算型」

### ① 標準掛金の算定

標準掛金は、各基金の設定した財政方式により基本部分と加算部分に区別して算定。

### ② 資産の充当

基本プラスアルファ部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする。

### ③ 未償却過去勤務債務残高の算定

未償却過去勤務債務残高は、加算部分の数理債務から加算部分に充てる資産額を控除した額。

#### ④ 特別掛金の算定

特別掛金は、未償却過去勤務債務残高を、予定償却期間に対応する加算給与現価（基準日以降における加算適用加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる）を乗じた額で除して算定。

#### ⑤ 特別掛金のその他の算定方法

②～④に定めるところによらず、代行部分、基本プラスアルファ部分および加算部分に区分して特別掛金を算定することができる。

この場合、次の a. ～ g. により資産額を基本部分と加算部分に配分し、さらに、基本部分に配分された資産額を、（ア）の②に準じて、代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、（ア）の②と③および（イ）の③と④に準じて、代行部分、基本プラスアルファ部分および加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。

また、代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余を a. ～ g. に準じて基本プラスアルファ部分と加算部分に配分し、（イ）の③と④に準じて、基本プラスアルファ部分および加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することもできる。

- a. 基本部分の規約上掛金率が前後で変わらないように基本部分に資産を充当し、残りを加算部分に充当する。
- b. 免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産を充当し、残りを加算部分に充当する。
- c. 直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時の「基本プラスアルファ部分数理債務＋最低責任準備金＋最低

責任準備金調整額」と加算部分の数理債務の比により充当資産を按分する。

d. 直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時の「基本プラスアルファ部分数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－基本部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価」と加算部分の「数理債務－特別掛金収入現価と特例掛金収入現価」の比により充当資産を按分する。

e. 最低責任準備金と最低責任準備金調整額の合計額を先取りし、残余の資産額について a. ～d. に準じて基本プラスアルファ部分および加算部分に充当する。

f. a. ～e. のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額に追加で充当し、残りを加算部分の充当資産とする。

g. a. ～e. のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額に追加で充当し、残りを加算部分の充当資産とする。

⑥ 加算部分に複数の給付区分を設けている場合

給付区分ごとに特別掛金を設定することができる。この場合、②または⑤により加算部分に配分された資産額を、次の a. または b. の方法により更に各給付区分に配分し、③と④により各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。

なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る給付区分がある場合は、他の給付区分の未償却過去勤務債務残高から控除する。

- a. 直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時の給付区分にかかる数理債務の比で按分する。
- b. 直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時の、給付区分にかかる「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価（当該財政計算の場合は財政再計算前）」の比により充当資産を按分する。

ただし、資産を給付区分ごとに区分している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、③～⑤に定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。

#### ⑦ 受給権者にかかる負債の先取り

②～⑥に定めるところによらず、全部または一部の設立事業所の受給権者にかかる数理債務、最低責任準備金の額および最低責任準備金調整額の合計額を資産額から控除し、同時にこの額を基金全体の額からそれぞれ控除した上で、②～⑥に定めるところに準じて、未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができる。

#### イ. 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額

次の(ア)から(ウ)の原因により、次回の財政再計算までの間に年金給付等積立金の額が責任準備金の額または最低積立基準額を下回ることが予想される場合は、当該下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額の現価を総給付現価に加算し、掛金を計算することができる。

- (ア) 資産の運用利回りの予測が、当該基金の予定利率よりも低いこと。
- (イ) 加入員数が一時的に著しく変動することが見込まれること。
- (ウ) 加入員の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

この場合の掛金は、当該下回ることが予想される額の償却が次回財政再計算の時に完了するように計算されるものとし、特例掛金として規約で定める必要がある。

#### ウ. 掛金の調整

未償却過去勤務債務残高は、継続基準による財政検証においても算定されるものであるが、財政再計算など基礎率等が見直される場合には変動することになる。その結果、未償却過去勤務債務残高がマイナスとなる場合もあるが、この場合には、それに相当する掛金を標準掛金から控除することができるものとされている（ただし、代行部分を除く）。

##### (ア) 「代行型」および「共済型」

規約上の標準掛金に、負の未償却過去勤務債務残高を標準給与現価で除して得た値の小数点以下の端数を切り捨てたものを加えた値。

##### (イ) 「加算型」

規約上の標準掛金に、負の未償却過去勤務債務残高を加算給与現価で除して得た値の小数点以下の端数を切り捨てたものを加えた値。

なお、合理的な方法により資産額を基本部分と加算部分に配分した場合には、基本部分および加算部分の数理上掛金を上記(ア)に準じて算定する。

#### (6) 過去勤務債務の予定償却期間

特別掛金の算定の基礎となる未償却過去勤務債務残高の予定償却期間は、以下のとおりとされている。

##### ア. 予定償却開始日

財政計算の基準日の翌日から基準日の翌日の翌年の応当日までの

間の任意の日。

イ. 予定償却完了日

未償却過去勤務債務を 3 年で償却するとしたときの掛金（直前の財政計算において設定した特別掛金の残余償却年数が 3 年未満の場合（次のエに掲げる場合を除く））にあつては、当該特別掛金と当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務を 3 年で償却するとしたときの掛金の合計）を上回らない範囲で、基準日から起算して 20 年以内の日とされている。

ウ. 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が完了していない場合（次のエに掲げる場合を除く）にあつては、次のいずれかの方法で計算した額に基づき予定償却期間を定めなければならない。

(ア) 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が開始後 20 年を経過するまでに完了するように計算した額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について前記イの規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法

(イ) 前回の財政計算において発生した過去勤務債務のうち償却されていない額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を合算した額について前記イの規定に基づき合理的に計算した額とする方法（当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）

エ. 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了していない場合であつて、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るときは、前記イに定めるところにより予定償却期間を定めること。この場合において、今回

の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却を完了する日は、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了することとしていた日後の日としてはならず、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年に満たないときは、前記イの定めにかかわらず、予定償却期間を当該残存期間としなければならないこと。

(7) 過去勤務債務の償却方法

ア. 一人当たり掛金を定める元利均等償却

過去勤務債務の償却については、3年以上20年以内の元利均等償却により、あらかじめ一人当たり掛金を定める方法で原則的な方法。

イ. 弾力償却

過去勤務債務はできる限り早く償却することが望ましいが、母体の負担能力は業績にも依存するものであり、必ずしも安定していない面がある。そのため、母体の業績等に応じて特別掛金の上積みができるよう、特別掛金に上限と下限を設定して、その範囲内で償却を行うものが弾力償却である。なお、この上限と下限は、利益操作を防ぐ観点から設定されているものであり、下限は、予定償却期間により算定し、上限は予定償却期間に対応する下表の最短償却期間として算定される掛金とされている。

予定償却期間と最短償却期間

予定償却期間		最短償却期間
	5年未満	3年
5年以上	7年未満	4年
7年以上	9年未満	5年
9年以上	11年未満	6年
11年以上	13年未満	7年
13年以上	14年未満	8年

14 年以上	15 年未満	9 年
15 年以上		10 年

#### ウ. 定額償却

元利均等償却を行う場合の特別掛金は、財政計算時にあらかじめ一人当たり掛金を定める方法が原則とされているが、財政計算時には各年度の特別掛金の総額を定め、その賦課方法（掛金率または一人当たり掛金額）は各事業年度ごとに代議員会で定める方法も採用できるものとされている。これが定額償却と呼んでいるものである。

この方法では一人当たり掛金は毎年度変動することになるが、特別掛金の総額が固定されるため、加入員数が減少している場合においても当初の予定どおり過去勤務債務の償却が行われることになる。

#### エ. 定率償却

各年度の特別掛金の総額を、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額に基金においてあらかじめ定めた償却割合を乗じた額とし、その賦課方法（掛金率または一人当たり掛金額）を各事業年度ごとに代議員会で定める方法が定率償却である。この償却割合は 0.15 から 0.50 の範囲内としているが、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額が当該事業年度の標準掛金の総額以下になると見込まれる場合には、当該事業年度において一括償却できるものとされている。

この方法は、債務残高が大きいほど特別掛金が高くなる性質があることから、債務残高の大きい償却開始当初は、債務残高が急速に減少することになる。

#### オ. 段階引上げ償却

財政計算の基準日の翌々日から起算して 5 年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法を段階引上げ償却と言う。この場合、次の要件を満

たす必要がある。

- ① 段階引上げの時期およびその掛金を規約に定めること。
- ② 段階引上げに基づく特別掛金収入現価が未償却過去勤務債務残高を上回っていること。
- ③ 段階引上げ期間中の財政計算により特別掛金を見直すときには、従来の段階引上げ掛金に新たに発生または減少した未償却過去勤務債務残高に対応する特別掛金（新たに段階引上げ償却する場合を含む）を加えたものとし、前記（6）のウの（イ）、（7）のアまたはエ（見直し後の特別掛金は見直し前の特別掛金を下回らないものとする）に定めるところにより計算するものであり、従来の段階引上げの最終段階の掛金のみを引き上げるものではないこと。

#### （8）特例掛金

標準掛金や特別掛金は、長期的な観点から設定した予定利率や脱退率など様々な前提に基づいて、将来にわたって財政の均衡を保つよう定められるものである。したがって、短期的に利回りが低下した場合などには不足金が発生することになり、財政悪化の要因となることもある。

このような短期的な変動に対して、予算編成時に当年度の不足金が発生しないように徴収する掛金が特例掛金である。具体的には、特例掛金は、予算に用いる基礎数値を基に、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる当年度不足金の額を基準として算定することとなる。

特例掛金（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額、最低積立基準額および最低責任準備金の確保のための特例掛金は除く）は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値を基に算定することとし、当該事業

年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとするものと定められている。この場合、当該年度に徴収する当該特例掛金をあらかじめ規約に定めることが必要である。なお、特例掛金の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められない。

#### (9) 留意事項

##### ア. 同一の掛金設定

掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方式によること。

##### イ. 事業所ごとの特別掛金

ア. に定めるところによらず、未償却過去勤務債務残高について、次の（ア）または（イ）の方法により設立事業所ごとに配分した額に基づいて、特別掛金を設定することができる。

ただし、給付の内容が同一の集団においては、同一の償却方法により算定し、予定償却期間または償却割合は同一のものとする。なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の未償却過去勤務債務残高から下回る額を控除すること。

（ア）未償却過去勤務債務残高を直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時における加入員数、標準給与（加算給与）、各給付区分にかかる数理債務と最低責任準備金の額と最低責任準備金調整額の合計額のいずれかの比により按分する方法。

（イ）「未償却過去勤務債務残高一直前の財政検証、前回の財政計算または当該財政計算時の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算時の場合は財政計算前）」について、

（ア）の方法または直前の財政検証、前回の財政計算または当該

財政計算時の「数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額」の比により按分する方法のいずれかにより各設立事業所に配分した額に、各設立事業所の特別掛金収入現価を加算した額とする方法。

ただし、受給権者にかかる負債の先取りにより未償却過去勤務債務残高を算定している場合は、前記（ア）または（イ）の数理債務、最低責任準備金の額および最低責任準備金調整額から受給権者にかかる額を控除すること。なお、一部の設立事業所の給付設計変更に伴う財政計算を行う場合は、変更後の数理債務から変更前の数理債務を控除した額（未償却過去勤務債務残高を上限とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更による額に限る。）を（イ）の未償却過去勤務債務残高から控除した額について、（イ）の方法により各設立事業所に配分し、給付設計の変更を行った設立事業所については当該差分額を配分額に加算することができる。また、設立事業所の最低責任準備金の額および最低責任準備金調整額は、設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比に応じて按分したものとする。

ウ． 設立事業所が増加する場合の特別掛金

設立事業所が増加する場合は、イ．の定めるところによらず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高（当該設立事業所の「数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－基金が受換した資産」）について、当該設立事業所の特別掛金を算定することができる。この場合において、当該設立事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、予定償却期間または償却割合は別に設定することができる。

なお、当該設立事業所が増加したとしても、財政計算を行うべき

場合に該当しない場合について、財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高にかかる特別掛金のみを算定することができる。また、基金の設立、合併、権利義務承継または給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）についても同様とする。

エ. 承継事業所償却積立金を有する事業所の特別掛金

承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することになるときは、承継事業所償却積立金の額または当該設立事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を特別掛金額から控除すること。

オ. 規約上掛金率

規約上掛金は、標準掛金、特別掛金および特例掛金に区分して定め、原則として、数理上掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものとすることとされている。ただし、基本プラスアルファ部分の標準掛金について、数理上掛金が千分の一未満となる場合は、万分率未満を切り上げたものとする事ができる。

また、代行部分の規約上標準掛金率は免除保険料率とする。なお、代行部分と基本プラスアルファ部分の規約上掛金を合計したものを基本部分の規約上掛金として規約に定める。

カ. 予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却

今回の財政計算において予定利率を引き下げる場合は、特別掛金は、前記（5）、（6）及び（7）の規定にかかわらず、次の①及び②の額を合算した額とすることができること。

- ① 過去勤務債務の額のうち、今回の財政計算において計算した「数理債務の額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」から、予定利率を引き下げないものとして計算した「数理債務の額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」を控除して得た額の全部又は一部（当該額が今回の財

政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合には、当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とする。以下このカにおいて「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。) について、前記(6)のイ中「基準日から起算して20年以内」とあるのは「基準日から起算して30年以内」と読み替えて適用する前記(5)及び(6)または(7)のア、イ、エのいずれかにより計算した特別掛金の額

- ② 過去勤務債務の額から予定利率引下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、前記(5)及び(6)または(7)のいずれかにより計算した特別掛金の額

また、前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあっては、特別掛金の額は、前記(5)、(6)および(7)の規定にかかわらず、次の③と④の額を合算した額とすることができること。

- ③ 前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る額
- ④ 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額のうち償却していない額を控除した額について、前記(5)、(6)および(7)いずれかにより計算した特別掛金の額

#### 5.5.4.4 最低積立基準額および最低責任準備金の確保

非継続基準による財政検証の結果、非継続基準を満たさない場合には、次の方法により最低積立基準額および最低責任準備金を確保する必要がある。

- (1) 確保の方法（積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法）

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額＋（次の①または②のいずれか大きい額以上、③以下で規約で定める額）」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合に、この上回る額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。なお、当該財政検証の基準日までを基準日とする財政計算を行ったときは、当該財政計算に基づく最低積立基準額を用いて特例掛金の計算を行う。

① 積立比率 a（純資産額／最低積立基準額）に応じた、次の(ア)～(ウ)の合計額。

(ア) 積立比率 a が 0.8 未満の部分

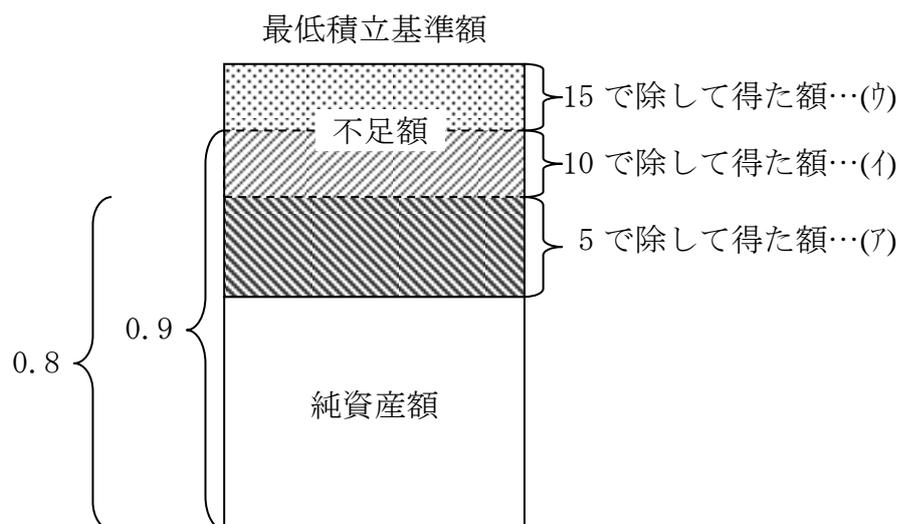
積立不足額を 5 で除して得た額。

(イ) 積立比率 a が 0.8 以上 0.9 未満の部分

積立不足額を 10 で除して得た額。

(ウ) 積立比率 a が 0.9 以上 1.0 未満（平成 24 年度：0.92 未満、平成 25 年度：0.94 未満、平成 26 年度：0.96 未満、平成 27 年度：0.98 未満）の部分

積立不足額を 15 で除して得た額。



② 積立比率 b（純資産額／最低責任準備金）に応じた、次のアおよび

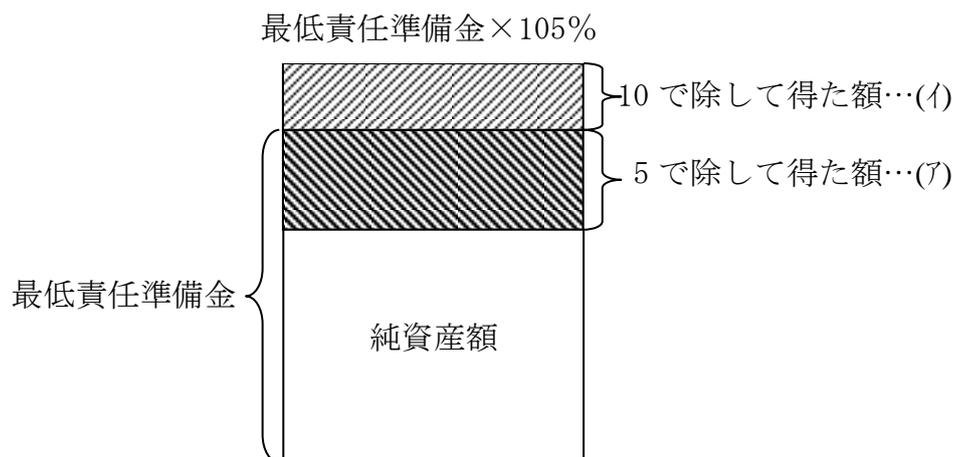
イの合計額

(ア) 積立比率  $b$  が 1.0 未満の部分

積立不足額を 5 で除して得た額。

(イ) 積立比率  $b$  が 1.0 以上 1.05 未満の部分

積立不足額を 10 で除して得た額。



③ 不足額（純資産額が最低積立基準額を下回る額）

(2) 経過措置（積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法）

平成 28 年度までの財政検証においては、積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能である。この場合、財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して 7 年以内に、純資産額が「最低積立基準額（平成 24 年度:0.92、平成 25 年度:0.94、平成 26 年度:0.96、平成 27 年度:0.98 を最低積立基準額に乗じた額）」または「最低責任準備金の 105%」のいずれか高い額を上回ること（「積立水準の回復」）が見込まれるような積立計画（「積立水準の回復計画」）を作成し、基準日の翌々日から起算して 1 年以内に実施しなければならない。

ア. 積立水準の回復計画に用いる利率

(ア) 純資産額

純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、

- ① 基金の運用利回りの過去 5 事業年度の平均
- ② 回復計画作成時における最低積立基準額付利利率
- ③ 厚生年金保険法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り

のうち最も高い率を上回らないものとする必要がある。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。

#### (イ) 最低積立基準額

プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測において、現価相当額の算定に用いる予定利率の前提は、

- ① 直前の財政検証で用いた予定利率
- ② 財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証で用いる予定利率
- ③ 連合会における通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率

のうち最も高い率を上回らないものとする必要がある。

一方、代行部分の最低責任準備金の将来予測に用いる年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、厚生年金保険法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りとする必要がある。なお、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りが確定している期間については、当該実績を用いることとされている。

#### (ウ) 加入員数

加入員数については、過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む必要がある。

#### イ. 積立水準の回復のための方法

回復計画の作成方法としては、まず、現行の掛金で、決算日の翌々年度の開始の日から 7 年度後までの純資産額、最低積立基準額および最低責任準備金の将来予測を行い、その期間内に、純資産額が最低積立基準額（平成 24 年度:0.92、平成 25 年度:0.94、平成 26 年度:0.96、平成 27 年度:0.98 を最低積立基準額に乗じた額）と最低責任準備金の 105%のいずれか大きい額を上回っているかどうかの確認を行う。その結果、積立水準の回復が確認された場合には、掛金の追加拠出の必要はなく、したがって、掛金の見直しの必要もない。

次に、現行の掛金では積立水準の回復ができない場合には、積立水準の回復が確認される水準まで掛金を引上げる必要になる。この積立水準の回復に必要な掛金は、特例掛金として拠出することになる。また、積立水準が回復するまでの間は、原則として、同じ掛金水準を設定することとされている。

#### ウ. 掛金の段階引上げ

前記の方法により作成された積立水準の回復に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合には、直近の財政計算で算定した掛金を下回らない範囲で、5 年以内に段階的に掛金を引き上げる方法により積立水準の回復計画を作成することができる。ただし、積立水準の回復期間中において後の年度になるほど掛金の引き上げ幅を大きく見込む計画等、後年度の負担が過大なものとなる計画とすることはできない。

#### エ. 指定基金に関する留意点

指定基金にあっては、健全化計画と同じ前提で作成する必要がある。また、回復計画の前提が健全化計画と異なるに至ったときは、回復計画の見直しを行うこととされている。

#### オ. 変更計算の留保

積立水準の回復計画を既の実施しており、当該計画の予定する時点までに純資産額が最低積立基準額（平成24年度:0.92、平成25年度:0.94、平成26年度:0.96、平成27年度:0.98を最低積立基準額に乗じた額）または最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を上回ると見込まれる場合には、前記5.5.4.1の(3)の力に基づく変更計算を行う必要はない。

#### 5.5.4.5 財政計算結果の取扱い

財政計算を行った場合には、財政再計算報告書、変更計算基礎書類および変更計算報告書、あるいは掛金の算定の基礎を示した書類を作成する必要がある。この書類の提出にあたっては、指定年金数理人の確認と確認にあたっての所見を添付する必要がある。この年金数理人の所見には、基礎率の設定方法、掛金の算定方法、基礎率の変動による掛金への影響、財政運営上特に留意すべき事項などを記載することになる。

また、財政計算を行った結果、規約に定める掛金を変更する必要性が生じた場合には速やかに対応する必要があり、遅くとも基準日の翌々日から起算して1年以内に規約の変更を行う必要がある。

#### 5.5.5 別途積立金

##### (1) 別途積立金

年金経理において剰余金が発生した場合、将来の給付改善や利差損などによる不足金の発生等への対応のため、別途積立金として年金経理に留保することとなっている。毎事業年度末の決算時において剰余金が生じた場合にはその額を別途積立金に繰り入れ、不足金が生じた場合には別途積立金を取り崩してその不足金に充当する仕組みとなっている。

この別途積立金の取り崩しは、決算時の不足金に充当する等、次の場合に取り崩すことができるが、別途積立金の取崩しにあたっては、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮した上で、取り崩しの判断をすることが重要である。

別途積立金を取り崩した場合、その内容は、決算時の不足金に充当する場合を除き別途積立金の取り崩しの処分を示した書類により、年金数理人が確認および署名押印する必要がある。

<別途積立金を取り崩すことができる場合>

- ・年金経理において不足金が発生し、その不足金に充当する場合
- ・財政計算を行うときに掛金算定のための資産額に繰り入れる場合
- ・将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合
- ・年金経理から業務経理に繰り入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合

## (2) 給付区分別途積立金

ア. 給付区分別途積立金を積み立てることが出来る基金

設立認可基準を満たすために必要な部分を全設立事業所が対象となる共通給付とし、その上乘せ給付として一部の設立事業所を対象とする加算給付を設けている基金は、資産を給付区分ごとに区分し、決算時に剰余が生じる給付区分があるときは、当該給付区分の別途積立金として、給付区分別途積立金を積み立てることができる。この場合において、資産を一括して運用している場合における当該事業年度の運用収益または損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料および指定年金数理人費については、それぞれ合理的方法により規約に定めるところに基づき配分すること。なお、給付区分ごとに資産を区分する場合にあつては、その旨を規約に明記す

ること。

イ. 取り崩すことができる場合等

給付区分別途積立金を取り崩すことができる場合は、年金經理の当該給付区分に不足金が発生し、その不足金に充当する場合等、別途積立金と同様の取扱いである。また、給付区分別途積立金について、取り崩すことができる額、年金数理人の確認等、書類の提出方法についても、別途積立金と同様の取扱いである。

ウ. 新たに給付区分ごとに資産を区分する場合等

次の(ア)または(イ)の場合に、新たに給付区分ごとに資産を区分することができる。ただし、基金の給付が設立事業所に共通の給付区分のみとなった場合または共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなった場合以外は、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできない。

(ア) 基金が合併する場合。

(イ) 共通給付区分のみの基金において、一部の設立事業所を対象として新しい給付区分を設けたとき等、資産を給付区分ごとに区分することが必要と基金が判断した場合。

なお、新たに給付区分ごとに区分する資産は、新たに資産を区分する日における資産を次のa. またはb. のいずれかの方法により算定した額とする。

a. 直前の財政検証または当該財政計算時の「数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分する方法。

b. 直前の財政検証または当該財政計算時の最低積立基準額の比により按分する方法。

ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分にかかる数理

債務に充てるものとして基金が資産を受換する場合については、当該受換資産を給付区分の資産として区分することができるものとする。

### 5.5.6 給付改善準備金

給付改善準備金は、年金経理に属する資産の一部を特別に積み立て、給付改善の原資を確保するために設定されているものであり、原則として、給付改善を行う場合に取り崩すものである。

給付改善準備金への資産の繰入れは、事業年度の末日に、当該年度の末日における数理上資産額と未償却過去勤務債務残高の合計額から数理債務、最低責任準備金、最低責任準備金調整額、給付改善準備金および繰入準備金の合計額を控除した額を限度として繰り入れることができるものとしている。ただし、基金規約に給付改善準備金への繰入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰り入れることができる。なお、給付改善準備金の繰り入れは、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮して行わなければならない。

### 5.5.7 承継事業所償却積立金

承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目である。

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとりくずすことで、特別掛金に充当する。

基金の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができ、その旨を規約に明記する必要がある。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は当該積立金を廃止することはできず、以後一律に編入する設立事業所に適用し、設立事業所ごとに異なる取扱いは認められない。

## 5.5.8 年金経理から業務経理への繰入れ

### 5.5.8.1 趣旨

年金経理に属する資産は、本来、年金たる給付および一時金たる給付に要する費用にのみ充てるべきものであり、これを業務経理に繰り入れ、年金給付および一時金たる給付に要する費用以外の費用として費消することは慎重に取り扱うべきである。しかしながら、将来にわたって年金財政が健全に運営されると認められる基金が業務経理において適正に活用しようとする場合においては、基金の自己責任を十分に認識した上で、真に必要とされる額に限り業務経理に繰り入れることができる。

### 5.5.8.2 繰入れのできる基金

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる基金は、次の(1)または(2)のいずれかに該当する基金である。

- (1) 第1回目の財政再計算を終了した基金であって、次の要件を全て満たしている基金
  - ア. 第1回目の財政再計算以後の財政計算の結果、掛金の引上げを必要とした基金にあつては、その処理を完了していること。
  - イ. 財政検証の基準日において、継続基準による財政検証に抵触して財政計算を行うべき場合に該当していないこと。
  - ウ. 財政検証の基準日において、非継続基準による財政検証に抵触して財政計算を行うべき場合に該当している基金にあつては、最低積立基準額および最低責任準備金の確保に必要な掛金の変更（特例掛金に係る規約の変更）を行っていること。
  - エ. 財政計算がこの基準に基づいて行われていること。
- (2) 業務委託の形態が基金と受託機関において定めるいわゆる I (A) 型

または I (B)型である基金

### 5.5.8.3 繰入れの限度額

#### (1) 5.5.8.2(1)に該当する場合

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる額の限度額は、純資産額から責任準備金に次のアからウに掲げる額の合計額を加えた額を控除した額となる。

この場合において、限度額は、繰入れを行おうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証の結果に基づいて算定することとされている。

- ア. 次期財政再計算における死亡率の改善に備えるものとして、死亡率の改善を見込まずに算定した給付現価に、下表の左欄に掲げる区分に応じて右欄に掲げる率を乗じた額の合計額（左欄に掲げる区分以外の給付設計を行っている場合は、これに準じた額）

区 分				率
終	保 証 期 間 な し			0.025
身 部 分	保証	保証期間	10年未満	0.020
	期間	保証期間	10年以上 15年未満	0.015
	あり	保証期間	15年以上	0.010
有	期 年 金			0.000

- イ. 給付改善準備金

- ウ. その将来のベースアップに備える額等、年金数理人が財政運営の健全性の観点から留保することが適当と認めた額

#### (2) 5.5.8.2(2)に該当する場合

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる額の限度額は、当該基金の業務委託形態が基金と受託機関において定めるいわゆるⅡ型の基

金であったとした場合の業務委託報酬の額から当該基金の業務委託報酬の額を控除した額に 0.9 を乗じた額と純資産額から責任準備金と給付改善準備金との合計額を控除した額のいずれか低い額となる。

この場合において、当該限度額は、業務委託報酬は繰入れを行おうとする事業年度の前事業年度の決算見込額を用い、その他の基礎数値は繰入れを行おうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証または財政計算の結果を用いて算定することとされている。

#### 5.5.8.4 繰入れの用途等

##### (1) 5.5.8.2(1)に該当する場合

年金経理から繰り入れた額は次に掲げる経費にのみ充てることとし、その用途および支出単価等は、社会通念上妥当なものとする必要がある。

なお、業務経理業務会計においては、特別の場合を除き、経常的経費は通常の事務費掛金により賄わなければならない。

##### ア. 機械化・合理化経費

基金事務の機械化、合理化の実施のために必要な経費であり、そのための調査研究のために必要な経費のほか、機械化の実施のために必要とされる経費も含まれる。

##### イ. 給付改善経費

給付改善のための調査研究に必要な経費およびその周知普及に必要な経費であり、たとえば、代行型および共済型から加算型へ移行しようとする場合または代行型および共済型の給付率を引き上げようとする場合における前例等の調査研究ならびにこれに関する加入員および事業主に対する周知等に要する経費が含まれる。

##### ウ. 啓発経費

加入員および受給権者に対する基金制度の啓発に必要な経費であ

って、現行の基金の内容を加入員および受給権者に周知するために必要なもの（定時のニュースなど経常的なものを除く）。

#### エ. 臨時的経費

基金事務所の災害復旧、移転等臨時的な事業に要する経費またはその他の経費であって、年金経理から繰り入れることが真にやむを得ない事情によるものであると認められるもの。

ここで、臨時的な事業に要する経費とは、災害により損害を受けた基金の事務所の建物または備品等の復旧のために必要となる経費および基金の事務所の移転のために必要となる権利金、敷金その他移転に伴う諸経費をいい、その他の経費は、業務経理業務会計の予定損益計算書の費用勘定のうち、中分類科目の需用費、会議費、代議員会需用費、代議員会会議費、基本金への繰入れおよび雑支出（減価償却費を除く。）の合計額の25%に相当する額を限度とする。

#### オ. 福祉施設の実施のために必要な経費

福祉施設は、福祉施設掛金および事業収入等による独立採算の下で行うことを原則とし、年金経理からの安易な繰入れは行わないよう留意が必要である。

#### (2) 5.5.8.2(2)に該当する場合

年金数理に関する事務のうち年金数理に係る基礎資料の管理および統計に関する事務ならびに給付金の支払に関する事務を基金が自ら行うこととしたことに起因して新たに必要となる経費にのみ充てるものとする必要がある。また、業務経理への繰入れは、経費を必要とする都度行わなければならない。

#### 5.5.8.5 留意事項

5.5.8.2(1)に該当する場合、未償却過去勤務債務残高があるときには、

別途積立金は残余償却期間の短縮のために充てるよう努める必要がある。また、前記の経費に年金経理からの繰入れをもって充てようとする場合、業務経理における繰越剰余金がある場合には、まずこれをもって充てなければならない。年金経理からの繰り入れは、それでも不足する場合には限られる。

なお、年金経理からの繰入れにより、業務経理の掛金の引下げを行うことはできない。

年金経理から業務経理への繰入れについては、当初予算編成時に計画を策定する必要があり、年度途中における予算変更は、臨時的経費に該当する例外的なものを除き行うことはできない。

### 5.5.9 指定年金数理人および継続的な財政診断

基金の財政運営が弾力化されたことに伴い、基金は主体的に財政運営を行っていくこととなった。こうした中で、基金が健全な財政運営を行っていくためには、基金の財政状況を早期にチェックし適切な対応を取っていくことが必要不可欠である。そのため、基金は、年金数理の専門家である年金数理人を指定し（指定された年金数理人を指定年金数理人と言う。）、年金数理人より財政に関して継続的な診断・助言を受けることによって、財政運営について適切な対応ができるようにする必要がある。（指定年金数理人制度）

こうした観点から、指定年金数理人は、四半期ごとに基金財政の診断・助言を行うとともに、決算書、財政再計算報告書および変更計算書の確認並びに確認にあたっての所見を作成することとされている。

基金財政の継続的な診断・助言は、基金が四半期ごとに作成する業務報告書をもとに、年金数理の専門的な立場から、掛金の見直しの必要性について判断することになる。具体的には次の①～⑥に掲げる観点から掛金の見直しの必要性を判断することになる。

- ① 加入員数の変化
- ② 設立事業所数の変化
- ③ 標準給与の変化
- ④ 選択一時金の選択状況
- ⑤ 過去勤務債務の償却および積立水準の回復の状況
- ⑥ 不納欠損の発生状況

基金は、指定年金数理人から掛金の見直しが必要との意見書を受けた場合には、掛金の変更計算を行うとともに、その意見書の写しを速やかに厚生労働省に提出する必要がある。

## 5.6 代行保険料率

厚生年金基金制度は、厚生年金保険の老齢厚生年金の一部を代行する(代行部分)とともに独自の上乗せ部分を給付する制度である。このうち、代行部分の給付(代行給付)を賄うのに必要な費用として、厚生年金の保険料のうち国に納付することを免除される保険料を免除保険料という。厚生年金基金の加入員の免除保険料率は、従来は基金によらず一律に定められていたが、実際の代行給付に要する費用は基金の年齢構成等により異なるため、平成8年4月より各基金ごとに、各基金における「代行給付に必要な保険料率」を基準として厚生労働大臣が決定することとなっており、この「代行給付に必要な保険料率」を「代行保険料率」という。なお、免除保険料率には範囲(上限、下限)があり、法改正により見直されている。

(平成8年4月からの免除保険料率の範囲)

平成8年4月(複数化)～平成15年3月	32/1000～38/1000
平成15年4月(総報酬制の導入) ～平成17年3月	24/1000～30/1000
平成17年4月(財政の中立化)～	24/1000～50/1000

### 5.6.1 代行保険料率の算定を行うべき基金

次の①から⑧までのいずれかに該当する場合、代行保険料率の算定を行わなければならない。

- ① 設立(分割設立を含む)
- ② 合併
- ③ 分割

- ④ 確定給付企業年金法で規定された企業年金基金から厚生年金基金へ移行する場合
- ⑤ 財政再計算
- ⑥ 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合
- 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたときとは、次のいずれかに該当した場合をいう。
- ・ 基金の加入員数が、前回の代行保険料率の算定基準日（ただし、後述⑦又は⑧に該当して代行保険料率を算定した場合の算定基準日を除く）から 20%以上変動した場合
  - ・ 基金の設立事業所において定年延長が行われた場合
- ⑦ 事業年度の末日において最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に 1.5 を乗じて得た額を上回った場合（ただし前述①～⑥に該当する場合を除く）（5.1.6 参照）
- ⑧ 厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定するための代行保険料率の算定を行う場合であって、免除保険料率の決定される月が前述①～⑦のいずれかに該当して算定を行う免除保険料率の決定される月と同一でない場合

## 5.6.2 代行保険料率の算定の方法

### (1) 算定基準日

代行保険料率の算定基準日は、次のアからカまでのとおり。

- ア. 基金設立時の場合は、基金の設立認可申請日前1年以内の日で、掛金の算出にあたって基準とした日。
- イ. 合併または分割の場合は、合併または分割の認可の申請日が1月1日から9月30日までのときはその前年の3月31日、合併または分割の認可の申請日が10月1日から12月31日までのときはその年の3月31日。
- ウ. 財政再計算の場合、財政再計算基準日。
- エ. 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合は、掛金の算定にあたって基準とした日。
- オ. 5.6.1⑦に該当した場合は当該上回った事業年度の末日
- カ. 5.6.1⑧に該当した場合は厚生労働大臣の定める月を定める件（平成16年9月厚生労働省告示第342号）に規定する月の13月前の月の末日

### (2) 財政方式

財政方式は、開放基金方式を使用すること。

### (3) 基礎率の算定基準

代行保険料率の算定に用いる基礎率の算定は、次のアからオまでに定めるところによること（ただし、5.6.1⑦又は⑧に該当する場合は直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率（予定利率及び予定死亡率を除く）を用いるものとする。）。

ア. 予定利率は、年4.1%

イ. 死亡率は、次の(ア)および(イ)によること。

(ア) 加入員の死亡率は、年齢および性別に応じて「厚生年金基金の財

政運営について（平成 8 年 6 月 27 日年発 3321 号）」の別紙厚生年金基金財政運営基準（以下「財政運営基準」という。）の別表 1 に定める率とすること。

(イ) 加入員以外の死亡率は、年齢および性別に応じて財政運営基準の別表 2 に定める率とすること。

ウ. 脱退率は、代行保険料率の算定基準日から過去 3 年間の実績に基づいて算定すること。

エ. 昇給指数は、代行保険料率の算定基準日における実績に基づいて算定すること。

オ. 将来の加入員の見込みについては、代行保険料率の算定基準日から過去 3 年間の実績に基づいて加入年齢を定めた上、代行保険料率の算定基準日における加入員の実態に基づいて加入員数および加入時の標準報酬月額を定めること。

#### (4) 代行給付費の予想額の算定に関する取扱い

代行給付費の予想額の現価は、次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額とすること。

(ア) 65 歳以降の間に係る代行給付費から政府負担金を控除した額の予想額の現価

基礎率および代行保険料率の算定基準日における実績に基づき算定。

(イ) 5.6.1②～③及び⑤又は⑦に該当する基金及び①に該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に 1.5 を乗じて得た額を上回っている場合は最低責任準備金相当額から過去期間代行給付現価に 1.5 を乗じて得た額を控除した額（それ以外の場合は零）

(5) 標準給与総額の予想額の算定に関する取扱い

標準給与総額（報酬標準給与月額総額の12倍と賞与標準給与額の総額を合算した額。）の予想額の現価（標準報酬現価＋標準賞与現価）は、基礎率および代行保険料率の算定基準日における実績に基づき算定したものの。

《平成21年法改正に伴う経過措置》

平成22年4月から同月以後最初に到来する基金令第36条の2第2号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの間に適用される免除保険料率の基準となる代行保険料率は、次の通りとすることとされた。

ア. 代行保険料率の算定基準日における過去期間代行給付現価の額が最低責任準備金相当額を上回っている場合

5.6.2に基づき算定した代行保険料率と、平成22年3月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率のいずれか大きい率

イ. その他の場合

5.6.2に基づき算定した代行保険料率

## 5.7 指定基金制度

指定基金制度は、積立水準が著しく低い基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図ることを目的として実施されている。

### 5.7.1 指定基金の指定および解除

次のいずれかに該当する基金は、決算年度の翌年度（指定年度）の11月末日までに指定基金に指定される。

- (1) 直近3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金
- (2) 直近決算において純資産額が最低責任準備金の8割を下回った基金

なお、以下の場合には、指定の解除が行われる。

- (1) 指定年度以降の決算において、純資産額が最低責任準備金の9割以上となったことが確認された場合
- (2) 指定年度の12月末日時点で純資産額が最低責任準備金の9割以上となったことが確認された場合

### 5.7.2 健全化計画

指定基金は、指定年度の翌年度以降5年度の健全化計画を作成し、地方厚生（支）局長に提出する必要がある。当該健全化計画には、事業および財産の現状、財政の健全化の目標、目標達成のための具体的措置および措置に伴う財政の見通しについて記載する。

このうち、措置に伴う財政の見通しについては、以下の前提を用いることとされている。

(1) 純資産額

純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、

- ① 基金の運用利回りの過去 5 事業年度の平均
- ② 計画作成時における最低積立基準額付利率
- ③ 厚生年金保険法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り

のうち最も高い率を上回らないものとする必要がある。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。

(2) 最低責任準備金

最低責任準備金の将来予測には、厚生年金保険法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りを用いる必要がある。なお、厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りが確定している期間については、当該実績を用いることとされている。

(3) 加入員数

加入員数については、過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む必要がある。

なお、指定を受けている間は、健全化計画の実施状況について、四半期健全化計画実施報告書および健全化計画実施年次報告書を提出する必要がある。

また、以下に該当するなどにより、財政を健全化することが困難と見込まれるに至った指定基金は、健全化計画を新たに作成し、再度提

出する必要がある。なお、厚生労働大臣が、健全化計画の変更を求めることもある。

- ① 健全化計画における前提が著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向に乖離した場合
- ② 健全化計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合
- ③ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

## 5.8 厚生年金基金の合併・分割

### 5.8.1 合併

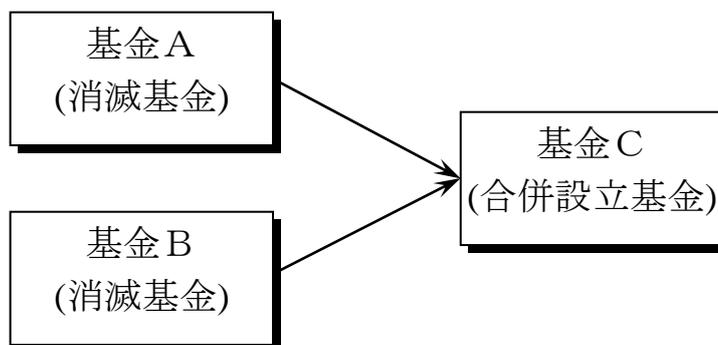
合併しようとする基金は、それぞれの基金の代議員会において代議員の定数の4分の3以上の多数の議決を得た上で厚生労働大臣の認可を受けなければならない。基金が合併した場合は、合併によって新規設立された基金または吸収合併後存続する基金が、合併によって消滅する基金の権利義務の一切を承継することとなる。

合併前の基金の加入員は、合併によって設立される基金または吸収合併後存続する基金の加入員となる。

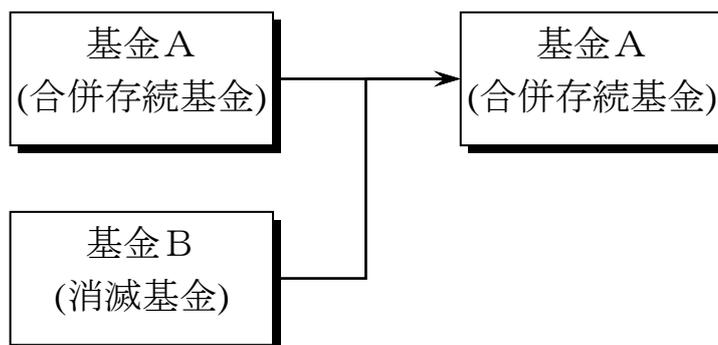
合併前の基金の加入員期間は、合併後の基金の加入員期間とみなす。  
(厚生年金保険法第142条)

認可の申請に必要な関係書類(認可申請書類)は、合併の認可申請前1月以内の日を基準日として作成しなければならない。

ケース1



ケース2

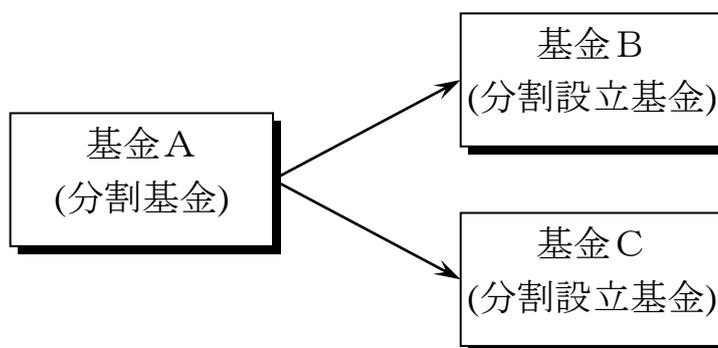


## 5.8.2 分割

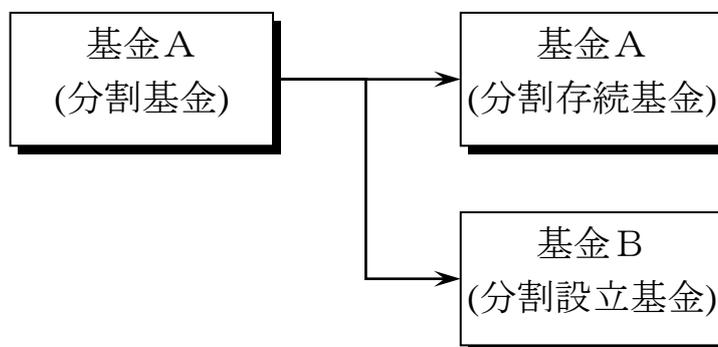
分割する基金は、合併と同様、代議員会において代議員の定数の 4 分の 3 以上の多数の議決を得た上で厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（厚生年金保険法第 143 条）

認可の申請に必要な関係書類（認可申請書類）は、分割の認可申請前 1 月以内の日を基準日として作成しなければならない。

ケース 1



ケース 2



### 5.8.3 権利義務の移転承継

企業合併や企業再編等により、事業所が加入していた基金を脱退し、他の基金の設立事業所となる場合に、一定の条件のもとで基金間において権利義務を移転することができる。（厚生年金保険法第144条の2）

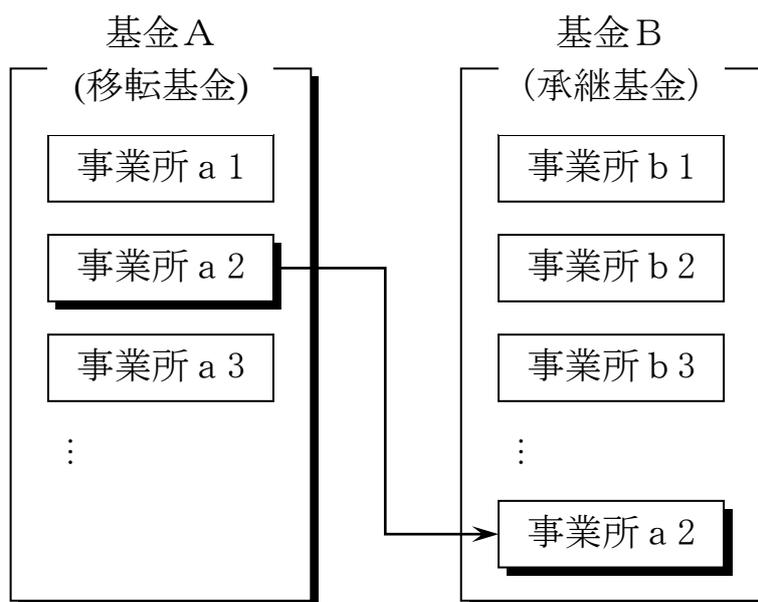
権利義務の移転および承継を行うには、権利義務を移転しようとする基金（移転基金）、承継しようとする基金（承継基金）それぞれ以下の手続きを経ていなければならない。

#### <移転基金>

- ① 脱退事業所の事業主の同意
- ② 脱退事業所の加入員の2分の1以上の同意（脱退事業所が複数ある時は各事業所毎）
- ③ 代議員会で代議員の定数の4分の3以上の多数による議決
- ④ 脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の4分の3以上の同意
- ⑤ 受給者等の権利義務を移転する場合は、各受給者等の同意

#### <承継基金>

代議員会で代議員の定数の4分の3以上の多数による議決



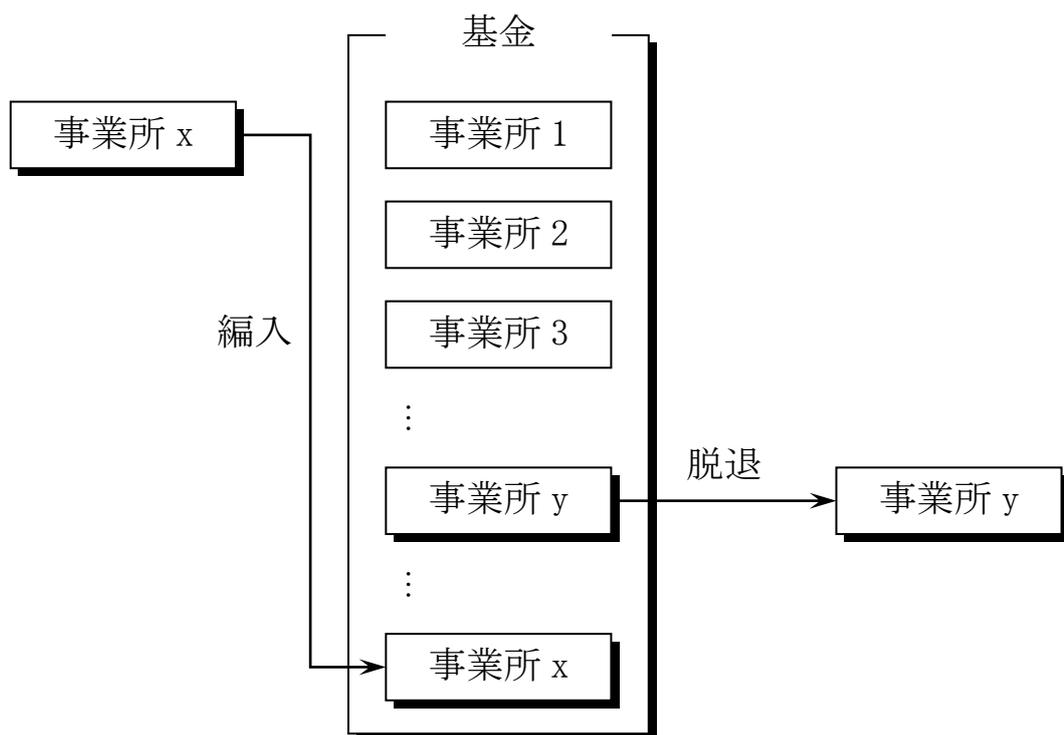
なお、厚生年金基金間の権利義務の移転により、設立事業所が減少することとなる場合は、法第 138 条第 5 項に規定する「基金の設立事業所が減少する場合」に該当する。

#### 5.8.4 設立事業所の増減

基金がその設立事業所を増加または減少させるには、以下の手続きを経ていなければならない。

- ① 当該適用事業所の事業主の同意
- ② 当該適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意
- ③ 設立事業所を増加させる場合には、当該適用事業所に使用される被保険者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、労働組合の同意

設立事業所の増加または減少させる事業所が複数ある場合は各事業所毎に上記の手続きが必要となる。



## 5.9 厚生年金基金の解散および移行

### 5.9.1 解散認可申請

基金の解散には、

- ① 代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決
- ② 基金の事業の継続の不能
- ③ 厚生労働大臣による解散の命令

があり、①②により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可が必要とされている（厚生年金保険法第145条）。このうち、①の理由で解散（任意解散）しようとする場合、基金の財政に関する徹底した情報開示、財政再建に向けての自助努力、労使の合意が前提となるものであることから、解散手続の透明性を確保するという観点で解散認可基準が定められている。

解散認可基準は、「解散理由」、「解散手続」、「最低責任準備金の確保」の3つの要件から構成されている。

解散理由としては、4つの要件が挙げられているが、母体企業の掛金負担が困難であることや加入員数の著しい減少により存続が困難と見込まれることなど、いずれも基金を設立したときからの事情の変化によって、存続が困難であると見込まれる場合である。なお、基金が公的な性格をもつことから、母体企業の意向のみによる一方的な解散は認められない。

解散手続としては、法定された代議員会の議決のほか、その議決の前に労使の合意を得るための手続と受給者への説明を経ることとされている。この合意を得る過程で、基金の財政に関する徹底した情報開示を行い、財政再建に向けて方策を探るなど努力をした上で、解散の合意がなされることが期待される。なお、事業主と加入員の同意は、代議員会の議決が4分の3以上の多数によるものであることを勘案して、それぞれ

全体の 4 分の 3 以上の同意が必要であるとしている。

基金が解散した場合、連合会が代行部分の給付に関する支給義務を引き継ぎ、その原資として最低責任準備金相当額を徴収するしくみとなっているが、代行部分に関して他の厚生年金被保険者との公平性を確保する観点から、解散時に最低責任準備金相当額を保有していることとされている。

#### (1) 解散理由

- ① 設立事業所の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化していること。（連合設立および総合設立の基金にあつては、当該設立事業所の大半の事業所において経営状況が著しく悪化していること。）
- ② 加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれること。
- ③ 加入員数が、厚生年金基金設立許可基準に比して著しく減少し、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。
- ④ その他基金設立後の事情変更等により、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。

#### (2) 解散手続き

解散について、代議員の定数の 4 分の 3 以上の多数による代議員会の議決を得ている必要がある。また、代議員会の議決の前に次の a から d の全ての手続を経ているが必要である。

##### a. 事業主の同意

代議員会における議決前 1 月以内における全設立事業所の事業主の 4 分の 3 以上の同意を得ていること。

##### b. 加入員の同意

代議員会における議決前 1 月以内における加入員総数の 4 分の 3 以上の同意を得ていること。

c. 受給者への事前説明

代議員会における議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る説明を文書または口頭で行っていること。

d. 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の 3 分の 1 以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その 4 分の 3 以上の同意を得ていることをもって足りる。

(3) 最低責任準備金の確保

解散許可日において、資産額が最低責任準備金を下回らないこと。

なお、平成 23 年 8 月 10 日付で年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）が公布されたことに伴い、平成 28 年 8 月 9 日までの時限措置として、解散しようとする日における資産額が最低責任準備金を下回る見込みの基金（「特定基金」）について、以下の措置が講じられた。（平成 16 年法改正により、平成 20 年 3 月 31 日までの時限措置として実施されていた特例措置と同様の仕組み）

a. 分割納付

解散時に最低責任準備金を確保していなくても解散が認められ、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付（納付の猶予）が可能となった。

分割は原則 5 年以内（やむを得ない理由があるときは 10 年以内、納付計画承認後、やむを得ない理由により計画を変更する場合は 15 年以内）で、分割納付期間中は厚生年金本体の運用利回りで付利す

ることとなる。

#### b. 納付額の特例

以下の対象厚生年金基金の要件を満たす基金は、仮に当該基金の加入員及び加入員だった者が当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されたであろう積立金（現有資産額がこれを上回る場合には現有資産額とする。「減額責任準備金相当額」）を解散時の納付額をすることが認められた。

対象厚生年金基金の要件は、以下の要件をいずれも満たすこと。

- ・ これまで相当の運営努力を行なっていること。
- ・ 母体企業（総合型、連合型にあつては、相当程度の母体事業所）の経営状況が厳しく、基金としての成熟度合いとして前事業年度における年金および一時金の給付に要した費用が掛金および徴収金による収入を上回っているか、または代行部分の給付に必要な保険料率が免除保険料率を超えていること若しくはこれまで超えていたことに該当し今後の運営が困難と考えることがやむを得ないと見込められること。

## 5.9.2 確定給付企業年金への移行（代行返上）認可申請

確定給付企業年金への移行認可申請についても解散の認可申請同様、代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決を得ている必要がある。また、代議員会の議決の前に次のaからdの全ての手続を経ていることが必要である。

### a. 事業主の同意

代議員会の議決前1月以内における全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意を得ていること。

### b. 加入員の同意

代議員会の議決前1月以内における加入員総数の4分の3以上の同意その他これに類するものを得ていること。

### c. 受給者への事前説明

全受給者に対して、解散理由等に係る説明を文書または口頭で行っていること。

### d. 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。

bにおける「同意その他これに類するもの」とは、基本的には、以下のいずれかである。

- ・加入員の4分の3を超える者で組織する労働組合の組合内における十分な議論を経た上での組合たる加入員の総意としての同意
- ・同意について労働組合の証明のある加入員の数と基金が同意を得た加入員の数との合計（重複は不可）が全加入員の4分の3以上となるものであって、当該事項を証する書類があるもの

### 5.9.3 将来期間の代行支給義務停止の認可申請

将来期間の代行支給義務停止の認可申請についても、代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決を得ている必要がある。また、代議員会の議決の前に次の区分に従って以下の手続を経ていることが必要である。

(1) 当該認可後に解散を予定する場合

解散認可申請における代議員会の議決の前に行わなければならない手続と同様。

(2) 当該認可後に確定給付企業年金へ移行する場合

確定給付企業年金への移行認可申請における代議員会の議決の前に行わなければならない手続と同様。

現在では、平成12年法改正(報酬比例部分の給付水準5%適正化)、平成16年法改正(60~64歳までの支給分の政府負担金化)に伴って、代行部分の3.23倍まで特別法人税は非課税となっている。

## 5.10 業務の委託

厚生年金基金制度を運営していくための業務には、「年金給付または一時金給付の財源となる積立金の運用業務」、「特別法人としての法人運営のための業務」、「掛金の徴収、給付の支払等、基金の事業運営のための業務」、「年金数理計算等基金財政のための業務」等がある。

これらの業務には、基金の性格上、業務委託になじむものとそうでないものがあり、法令により、①信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)、生命保険会社等に委託しなければならない業務、②基金自ら行わなければならない業務、③信託会社、生命保険会社等に委託することができる業務に分けられている。

### (1) 信託会社、生命保険会社等に委託しなければならない業務

年金または一時金給付の財源となる積立金の管理運用は信託会社、生命保険会社等に委託することとされている。

基金制度は、老後の所得保障としての役割を持ち、その積立金は長期的に健全かつ効率的に管理運用される必要があることから、専門金融機関に委ねるべきことが義務付けられている。

### (2) 基金自ら行わなければならない業務

#### ア. 法人としての運営事務

基金は、事業主とその事業所に使用される加入員をもって組織されるものであり、円滑な事業を行うように努めなければならない。このような法人としての事業運営の業務としては、代議員および役員を選出、代議員会および理事会の運営、監督官庁への認可申請、公告、資産管理、経理、決算等がある。

#### イ. 法令上、基金の固有の権限に属するもの

基金事業を運営するための基本的な業務については、基金にそ

の業務執行の権限が与えられている。具体的には、標準給与の決定および改定（法第 129 条）、給付の裁定（法第 134 条）、掛金・徴収金の徴収（法第 138 条）等の業務である。

- (3) 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会、その他厚生労働大臣が指定した法人に委託することができる業務

次に示す 3 つの業務は、高度な専門知識が要求される業務、あるいは資産運用に関連する業務であり、当該業務を委託することにより確実かつ効率的な基金事務の執行が期待できることから、法第 130 条 5 項により、基金は厚生労働大臣の認可を受けて、これらの業務を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会または厚生労働大臣が指定した法人に委託することができるとしている。

#### ア. 年金数理の計算に関する事務

年金制度は長期の保険制度であり、年金給付または一時金給付を賄うための基金の掛金は、将来を予測して事前に積み立てることを原則としている。このような掛金の計算においては、年金数理などの専門知識と大量データ処理を伴う数理計算システムが必要とされるため、個別基金で処理することは難しく、基金はこれらの業務を委託することができるものとされている。

年金数理の計算に関する主な業務としては、基金設立時、財政再計算時、年金制度変更時等の掛金率の計算およびその分析、毎事業年度決算時の財政検証業務等がある。

#### イ. 数理資料の管理事務

年金数理の計算を正確に行うためには、数理資料の管理が適正に行われなければならない。このような加入員、受給者にかかる数理資料（加入員の資格取得・喪失、標準給与の決定・改定給付

の裁定・改定、支給開始・停止、失権等)の管理は、年金数理の計算と附随するものであり、基金はこれらの管理を受託機関に委託することができるものとされている。この場合、基金は諸資料を受託機関に提出するだけで済むことになる。

#### ウ. 年金給付および一時金給付の送金事務

年金または一時金受給者に対する送金事務は、資産運用に関連する業務として、基金事務の確実かつ迅速な業務執行を図るため受託機関に委託することができるものとされている。

この場合、基金は裁定、支給開始、支給停止、改定、失権等の指図をするだけで、その後の事務はすべて受託機関において行われる。なお、年金給付等の支払いにあたって発生する所得税の源泉徴収事務も、法律上の源泉徴収義務者である基金の事務代行という形で受託機関が行うことになる。

また、中途脱退者に係る基金と連合会の現価相当額の移受換は、年金給付の支払事務と類似していることから、中途脱退者の認定、現価相当額の計算は基金で行い、移受換金の送金事務は受託機関が行うこととなる。

○ 厚生労働大臣が指定する法人（令第 29 条）

- ① 年金数理に関する業務を法第 176 条の 2 第 2 項に規定する年金数理人が実施するものであること。

指定法人における年金数理に関する業務については、年金数理人が適切に処理できる体制がとられていることが必要であり、原則として常時勤務できるものでなければならない。

- ② 基金から委託される給付および掛金等に関する業務（受託業務）を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、十分な社会的信用を有すること。

具体的には、厚生年金基金の数理計算および数理資料管理の受託業務を処理するのに十分な情報処理のための体制を有し、これに関連する分野で実績を有するものであること。

- ③ 受託業務を長期にわたり確実にを行うに足りる経理的基礎を有すること。

当該法人が受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ収支の見込みが良好であることが必要であり、財産的基礎としては、資本の額がおおむね 5 千万円以上を有するものであること。

## 5.11 福祉施設

### 5.11.1 福祉施設の目的および財源

厚生年金基金の事業運営基準（昭和41年11月30日 年発第549号）の第7によれば、「基金の行う福祉施設は、加入員および加入員であった者に対し、基金の給付を補完するという性格を有しているものであるが、福祉施設を実施する場合は、年金財政の健全性に留意しつつ給付と一体となって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的として行われるものであること」とされている。

また、福祉施設を行うにあたり必要な費用については、掛金、借入金、寄附金、年金経理からの繰入金、業務経理業務会計からの繰入金、事業収益金並びにその他の収入金をもって充てることとされている。

年金経理からの繰入金の取扱いは、財政運営基準において記載されており、「業務経理において適正に活用しようとする場合においては、基金の自己責任を十分に認識した上で、真に必要とされる額に限り業務経理へ繰り入れることができる」とされている。

本来、年金経理に属する資産は、年金給付および一時金給付に要する費用にのみ充てるべきものであり、従って年金給付等に要する費用以外の費用として消費することは慎重に取り扱うべきものである。

## 5.11.2 福祉施設の内容

基金は、自ら福祉施設を行ったり、あるいはその費用を補助することを福祉施設として行うことができるものとされているが、実施するにあたっては、「当該基金、当該基金を構成する企業および加入員に関し、その実態および福祉施設の必要性等の実態を総合的に勘案し、最も有効かつ適切な福祉施設を選択して行うこと」とされている。

基金の福祉施設事業を例示すれば次のとおりである。

### (1) 住宅資金の貸付

- ・ 加入員に対する住宅資金の貸付
- ・ 加入員が借り入れた住宅資金に対する利子の一部補給

### (2) 保養、健康の保持増進のための施設

- ・ 会館、保養所、体育施設、山の家、海の家等の施設運営
- ・ 各種スポーツ、レクリエーション等の実施

### (3) 老後生活のための施設

- ・ 年金受給者ホーム、生活相談センターの設置運営

### (4) 教養、文化活動の向上に資するための施設

- ・ 年金に関する知識の普及啓蒙
- ・ 教養、趣味、社会活動の助長

### (5) 勤労施設の整備

- ・ 農園、果樹園等の整備開放

### (6) 冠婚葬祭等における慶弔金、災害見舞金等の支給

### 5.11.3実施の基準

基金が福祉施設を実施する際の基準については、厚生年金基金の事業運営基準に、以下の通り記載されている。

- (1) 福祉施設の実施にあたっては、適正かつ効果的な運営を図ること。
- (2) 福祉施設は、加入員または加入員であった者に対し公平に利用に供されるものであること。
- (3) 企業が行う厚生施設または健康保険組合が行う保険施設との調整を十分考慮し、実効ある福祉施設の実施が図られるよう配慮すること。
- (4) 本来、事業主が行うこととされている事業の肩替わりとみなされるものは実施しないこと。
- (5) 加入員または加入員であった者以外の者に対し利用に供する場合については、加入員または加入員であった者の利用に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (6) 不動産の取得を伴う福祉施設については、年金給付および一時金給付の充実度並びに財政状況を十分勘案し、実施計画を定め、あらかじめ地方厚生局長等を通じ当局へ協議すること。
- (7) 福祉施設の実施および運営は、直営を原則とすること。  
ただし、より効果的な実施および運営が期待されるなど特に必要がある場合にあっては、実施および運営を委託しても差し支えないものであること。